

## 第1回子どもの医療制度の在り方等に関する検討会 議事次第

〔日時：平成27年9月2日（水）10:00～12:00〕  
〔場所：村ヶランドパーク半蔵門（4階 富士西の間）〕

### 【議題】

子どもの医療に関する現状について

### 【資料】

資料	1	子どもの医療制度の在り方等に関する検討会 開催要綱
資料	2	検討会の進め方
資料	3	小児医療に関するデータ
資料	4	小児医療関連施策
資料	5	母子保健関連施策
資料	6	子どもの医療の費用負担の状況

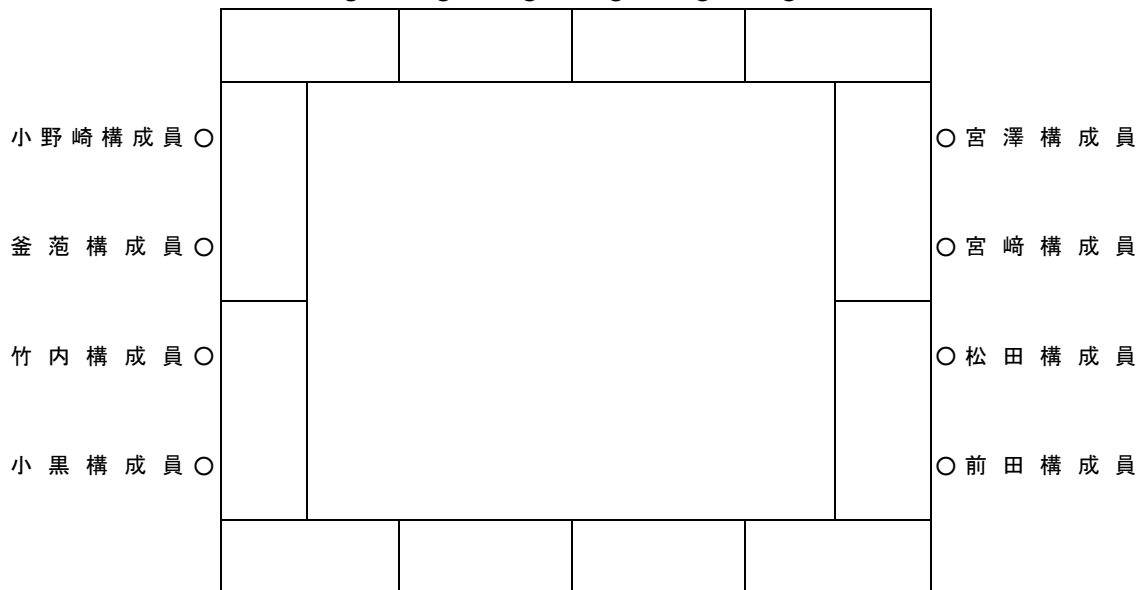
# 第1回子どもの医療制度の在り方等に関する検討会

平成27年9月2日(水) 10:00~12:00

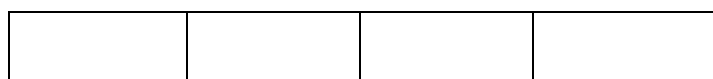
グランドアーク半蔵門「富士西」

○  
速記

五十嵐構成員 ○  
阿真構成員 ○  
遠藤座長 ○  
島崎座長代理 ○  
横田構成員 ○  
山本構成員 ○



○大島課長  
○武田審議官  
○唐澤局長  
○福島審議官  
○吉田審議官



○鎌田企画官  
○秋田課長  
○中村課長  
○一瀬課長  
○北波課長  
○西嶋室長  
○宮崎課長  
○榊原企画官

事務局席

傍聴者席

## 子どもの医療制度の在り方等に関する検討会 開催要綱

### 1. 目的

少子高齢化が進む中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等に関して実効性のある施策の展開が求められており、子どもの医療分野において、そうした観点から今後の在り方等についての検討を行うため、有識者で構成する「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を開催する。

### 2. 検討事項

#### (1) 子どもの医療に関する現状

- 受診状況
- 提供体制
- 自己負担 など

#### (2) 子どもの医療に関する課題・対応

- 子どもの医療のかかり方
- 子どもの医療提供体制
- 子どもの医療の自己負担の在り方、国保の国庫負担の在り方 など

#### (3) その他

### 3. 構成員

構成員については、別紙のとおりとし、うち1名を座長とする。

座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 4. 検討会の運営

(1) 検討会の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。

(2) 検討会は、医政局長、雇用均等・児童家庭局長及び保険局長が開催する。

(3) 検討会の庶務は、医政局地域医療計画課及び雇用均等・児童家庭局総務課の協力を得て、保険局総務課において処理する。

(4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

【別紙】

子どもの医療制度の在り方等に関する検討会 構成員

あま きょうこ 阿真 京子	一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表
いがらし たかし 五十嵐 隆	日本小児科学会会長／国立成育医療研究センター一理事長
えんどう ひさお 遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
おぐろ いちまさ 小黒 一正	法政大学経済学部教授
おのざき こうへい 小野崎耕平	日本医療政策機構理事
かまやち さとし 釜范 敏	日本医師会常任理事
しまざき けんじ 島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
たけうち ちえ 竹内 千恵	日本歯科医師会理事
なかいた いくみ 中板 育美	日本看護協会常任理事
まえだ まさこ 前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
まつだ のぶこ 松田 宣子	関西国際大学保健医療学部教授
みやざき のぞみ 宮崎 望	三鷹市子ども政策部調整担当部長
みやざわ せいや 宮澤 誠也	聖籠町保健福祉課長
やまもと けいこ 山本 圭子	栃木県保健福祉部保健医療監
よこた ひろゆき 横田 裕行	日本医科大学大学院教授

(五十音順、敬称略)

## 検討会の進め方(案)

平成27年 9月

### 第1回 キックオフ（フリーディスカッション）

- ・要綱（目的、検討事項）
- ・進め方
- ・子どもの医療に関する現状



月に1回程度開催。

メンバー以外の有識者からのヒアリングも行う。

平成28年 夏頃

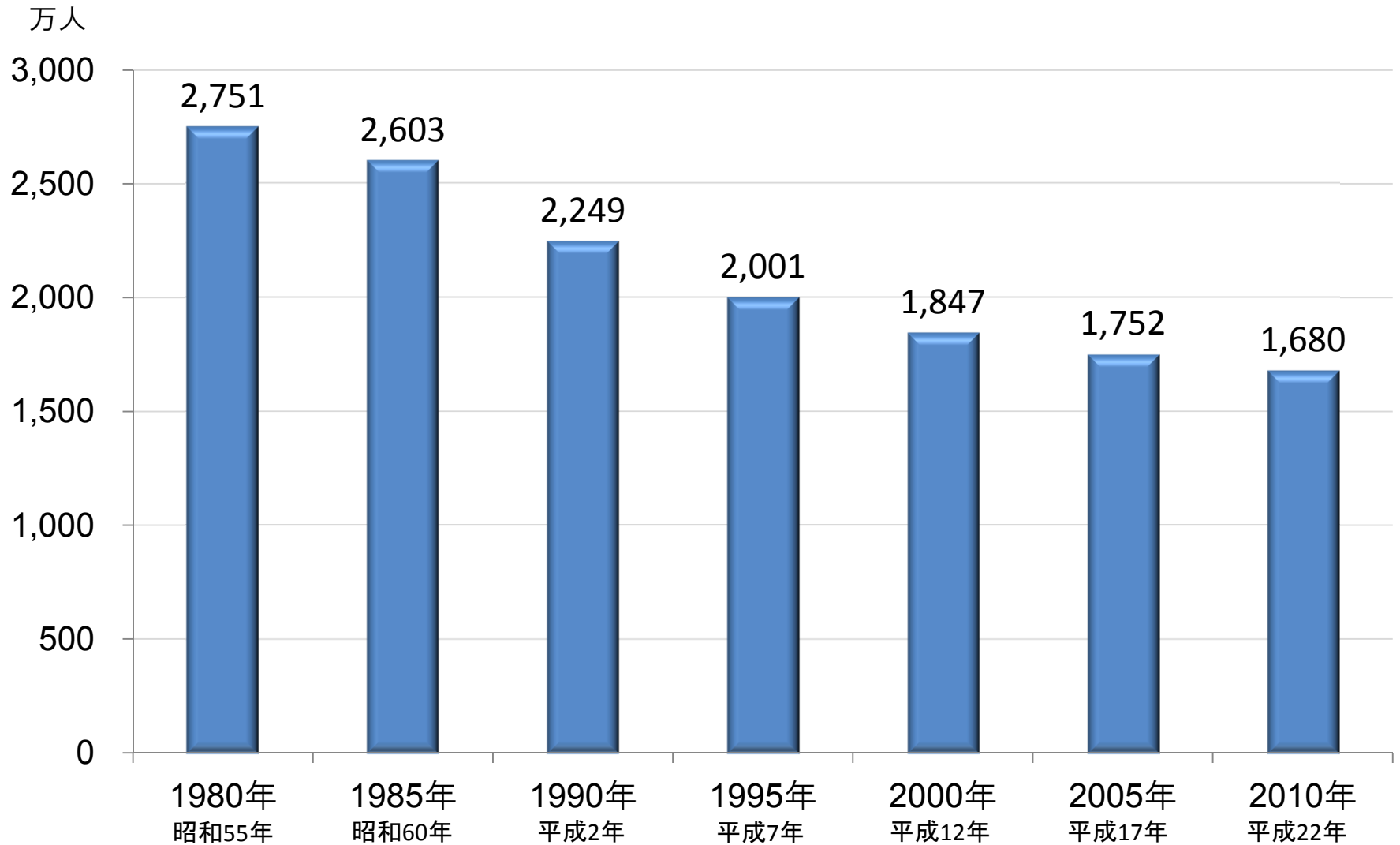
### 検討会としての報告をとりまとめ

※ 検討会の報告を踏まえ、内容に応じて、社会保障審議会  
医療保険部会等で議論

# 小児医療に関するデータ

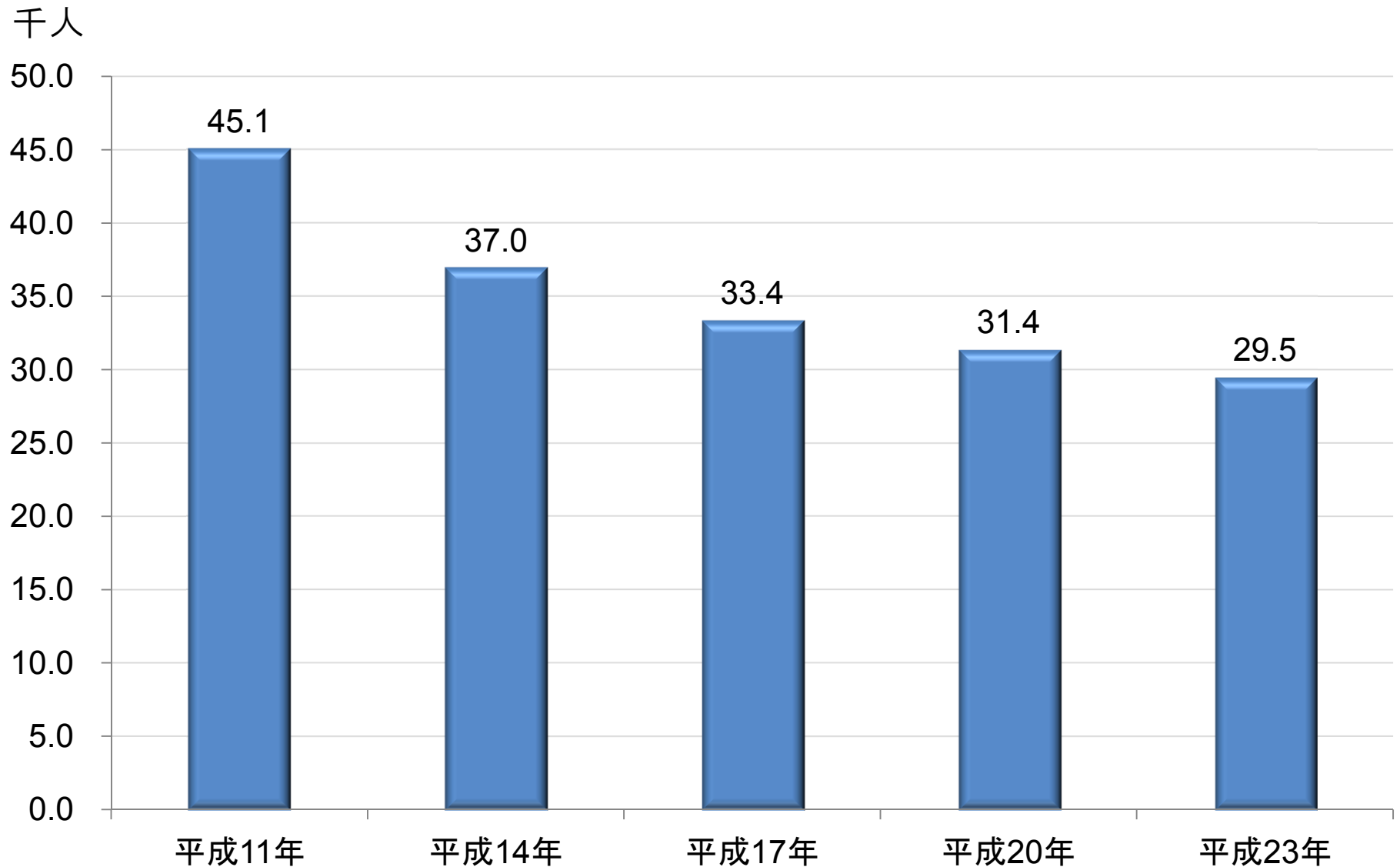
平成27年9月2日

# 15歳未満人口の推移



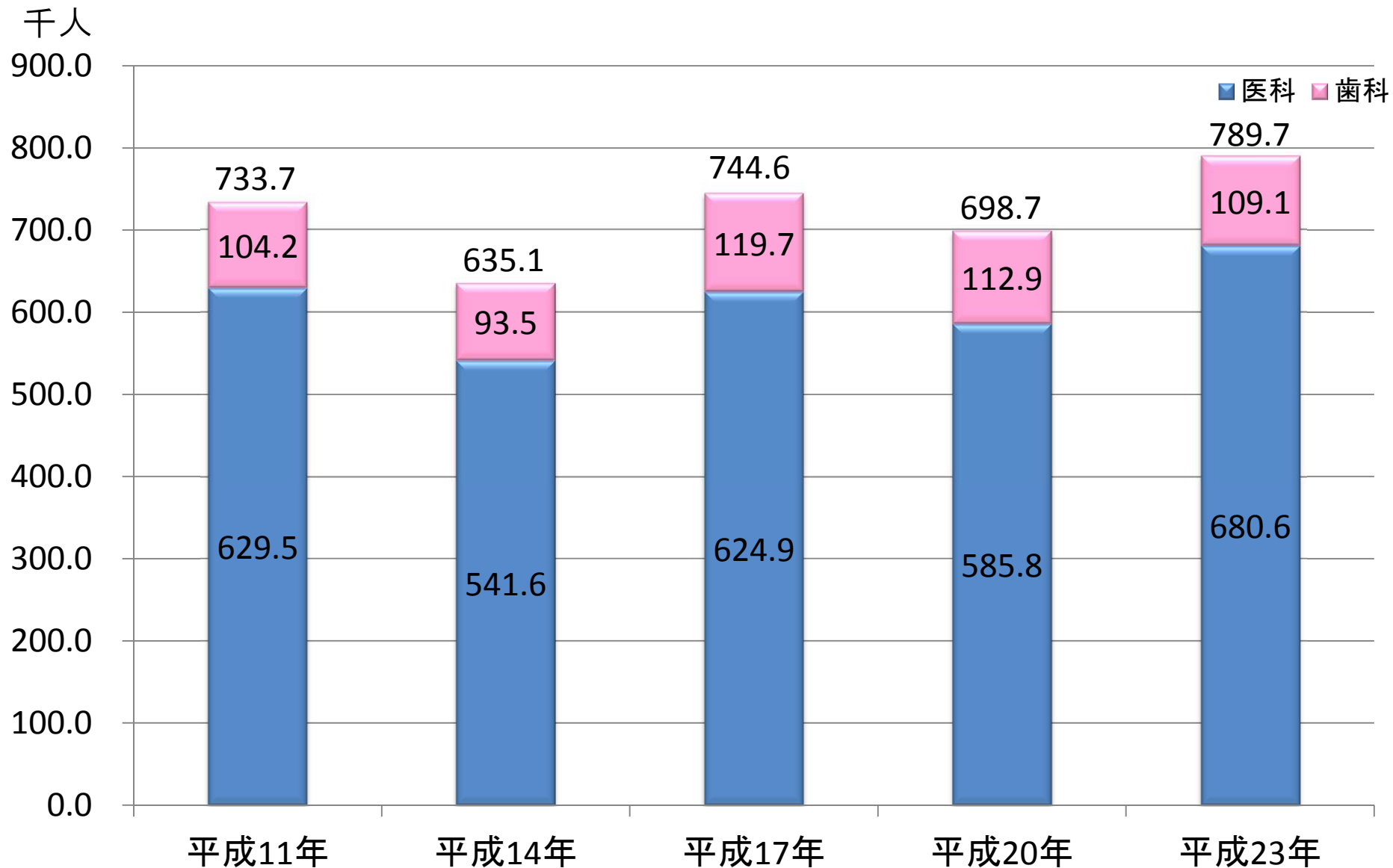
出所：総務省統計局 国勢調査

# 15才未満の小児患者数(入院)

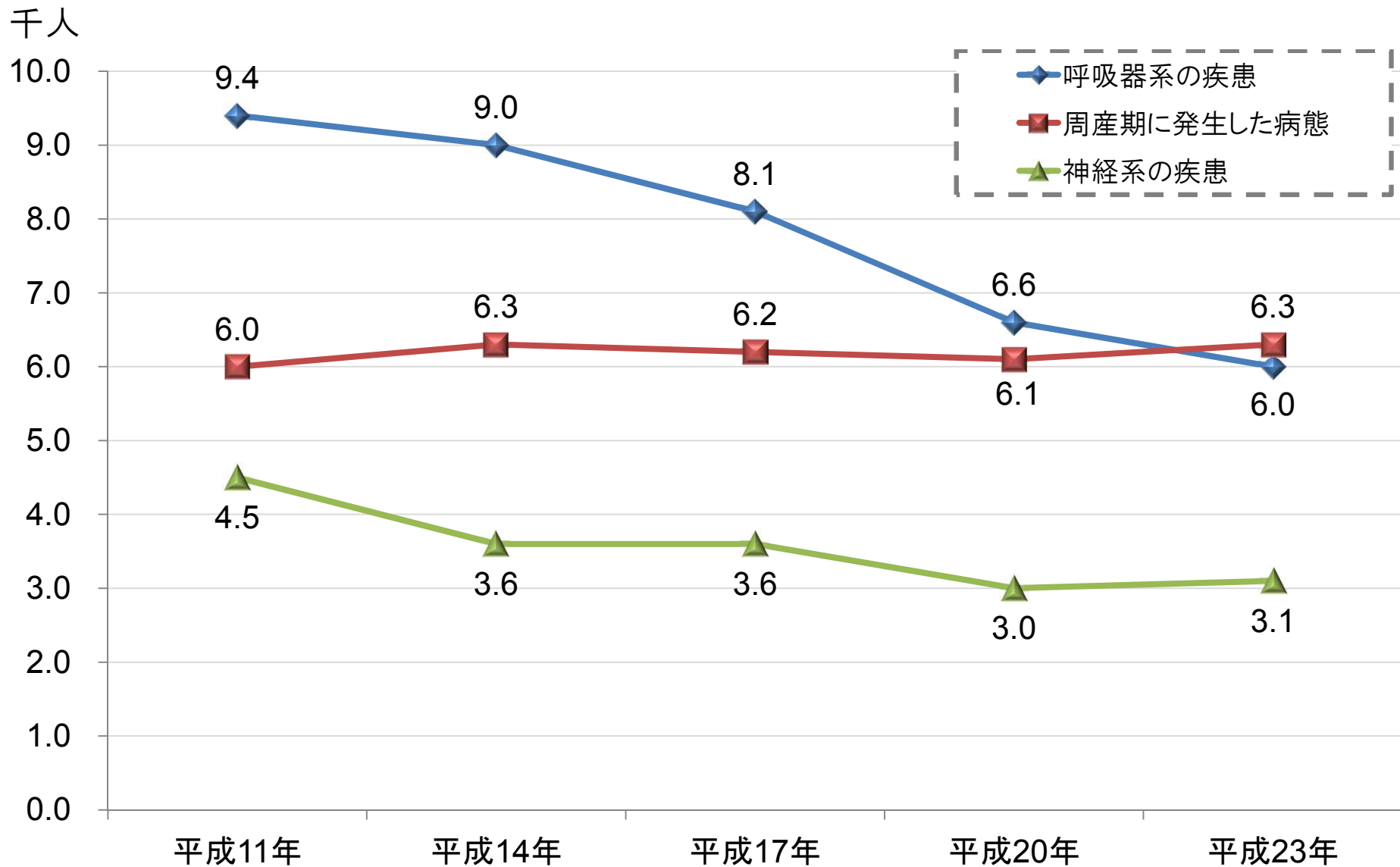




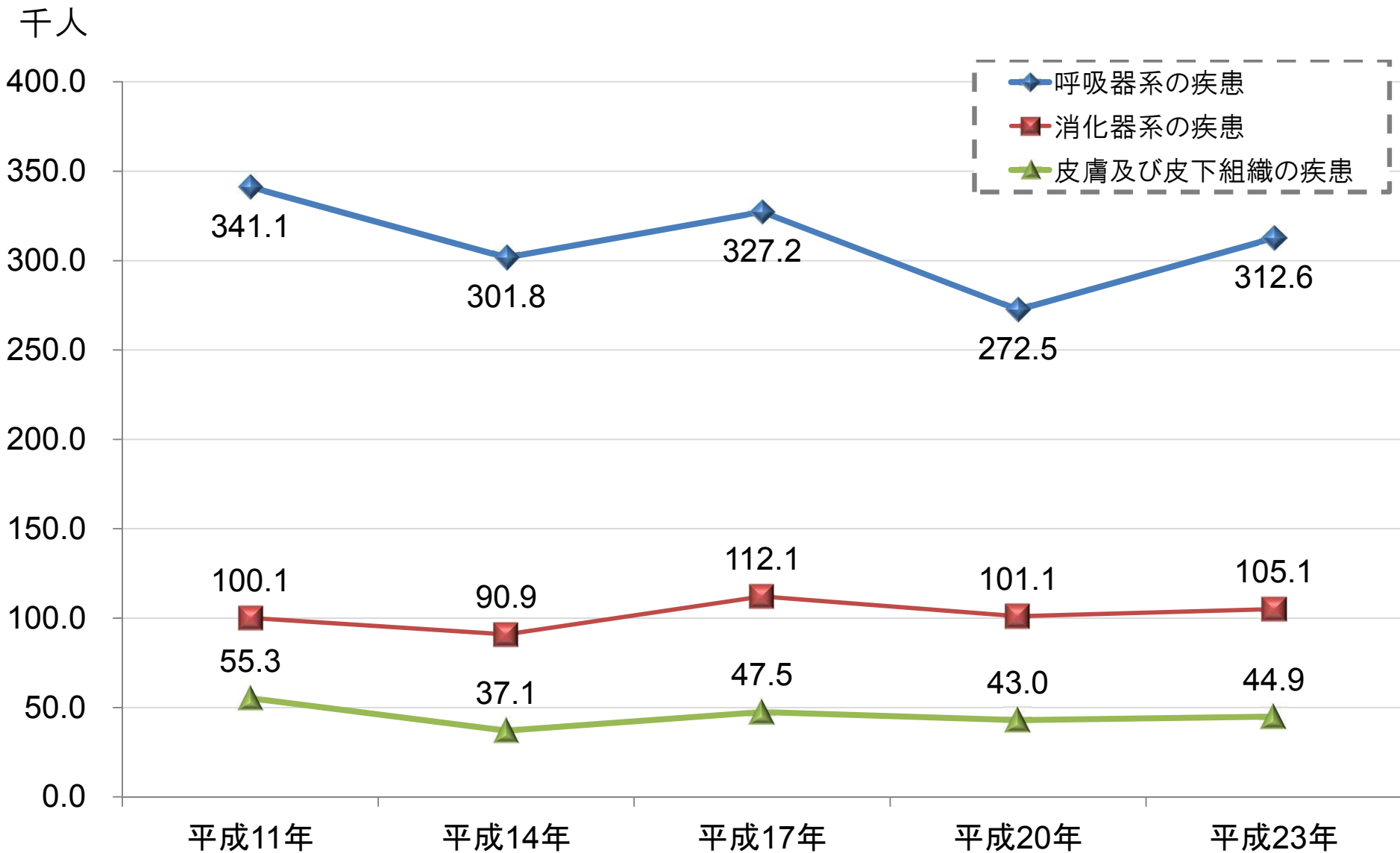
# 15才未満の小児患者数(外来)



# 15才未満の傷病分類別推計入院患者数(入院)

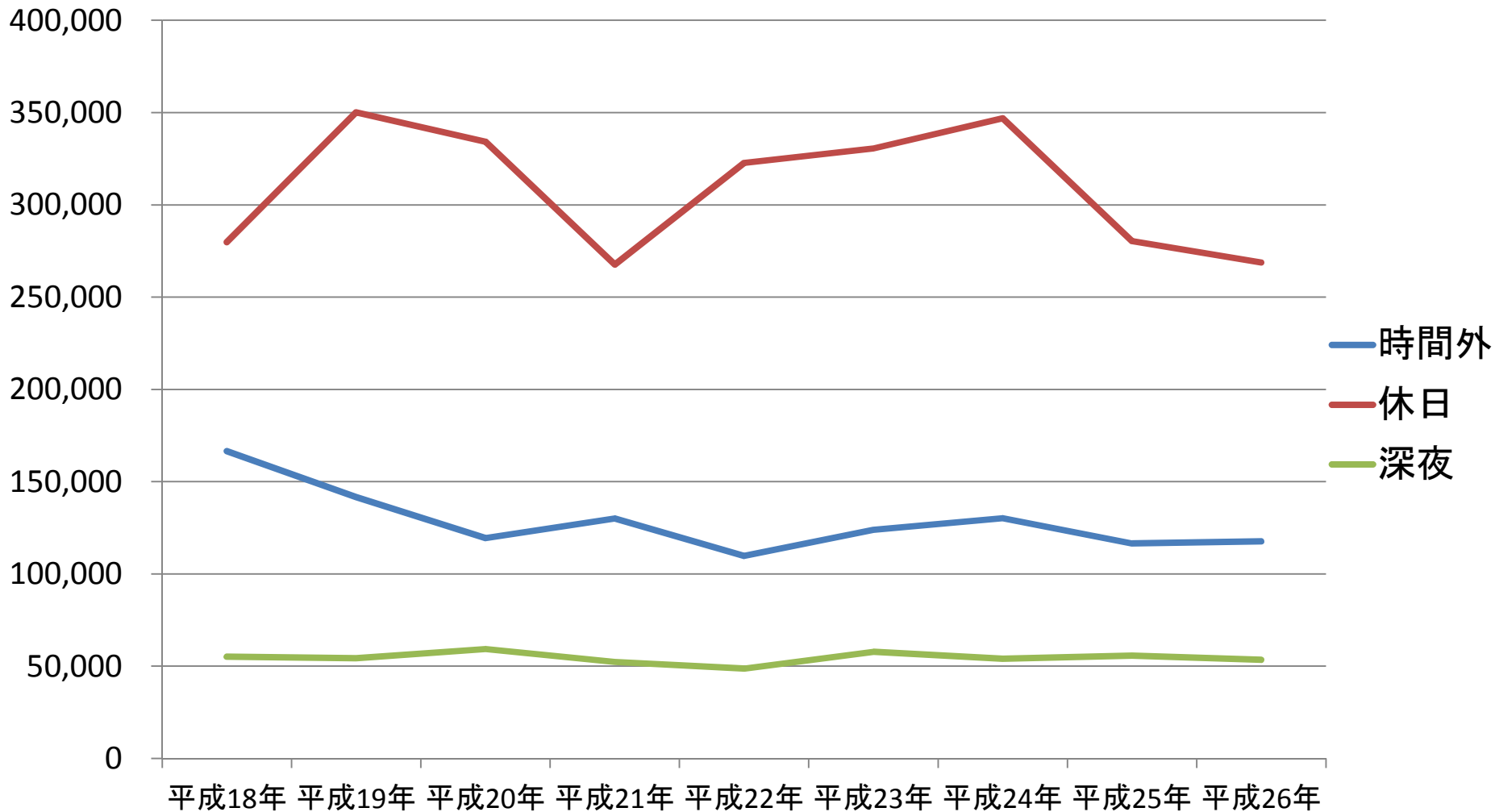


# 15才未満の傷病分類別推計入院患者数(外来)



# 15歳未満の時間外・休日・深夜受診の推移（初診）

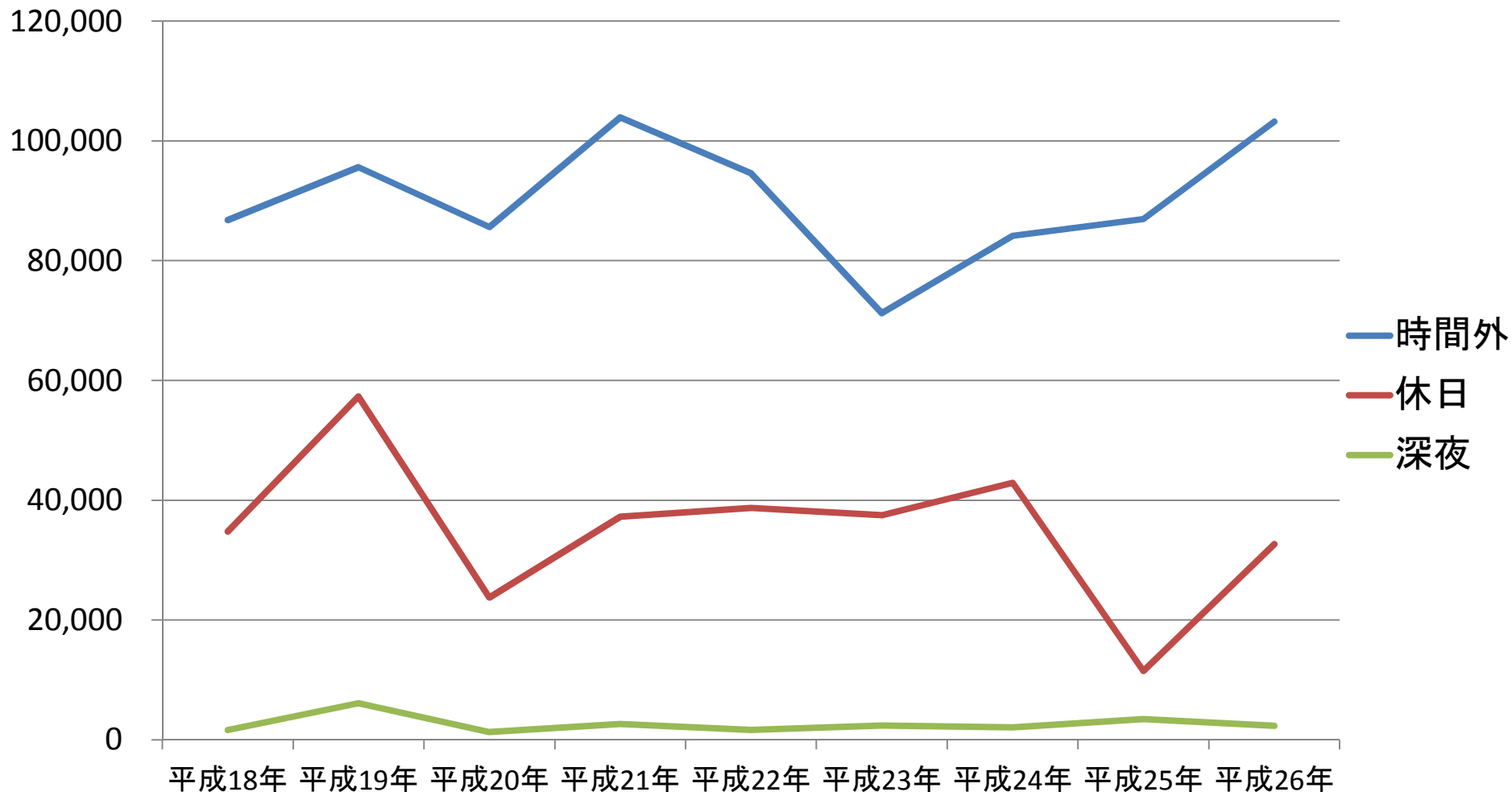
## ＜時間外加算・休日加算・深夜加算の算定回数（15歳未満）＞



※時間外；時間外加算、乳幼児時間外加算、乳幼児時間外加算（小児科）  
休日加算；休日加算、乳幼児休日加算、乳幼児休日加算（小児科）  
深夜加算；深夜加算、乳幼児深夜加算、乳幼児深夜加算（小児科）

# 15歳未満の時間外・休日・深夜受診の推移（再診）

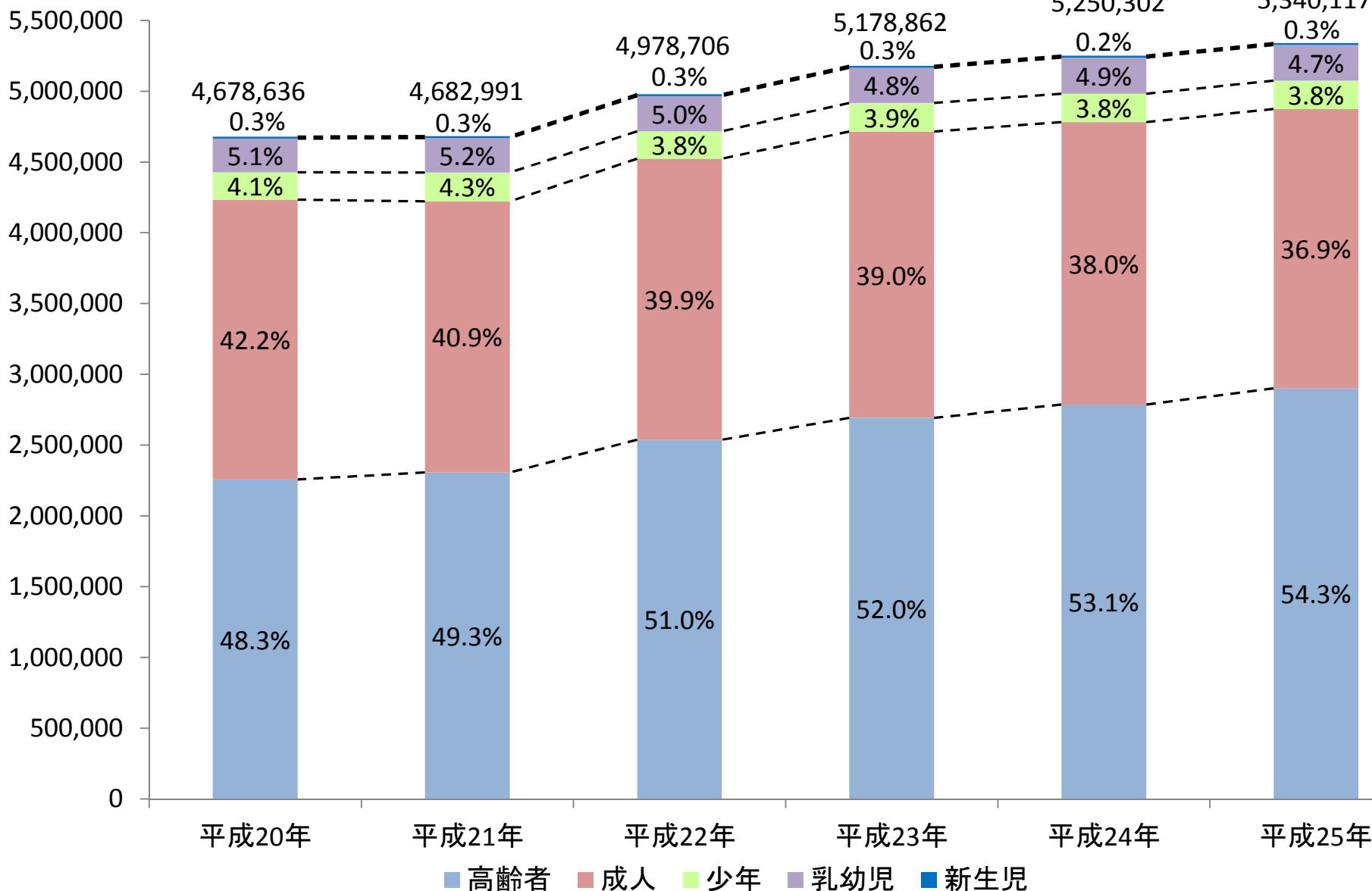
## ＜時間外加算・休日加算・深夜加算の算定回数（15歳未満）＞



※時間外；時間外加算、乳幼児時間外加算、乳幼児時間外加算（小児科）  
休日加算；休日加算、乳幼児休日加算、乳幼児休日加算（小児科）  
深夜加算；深夜加算、乳幼児深夜加算、乳幼児深夜加算（小児科）

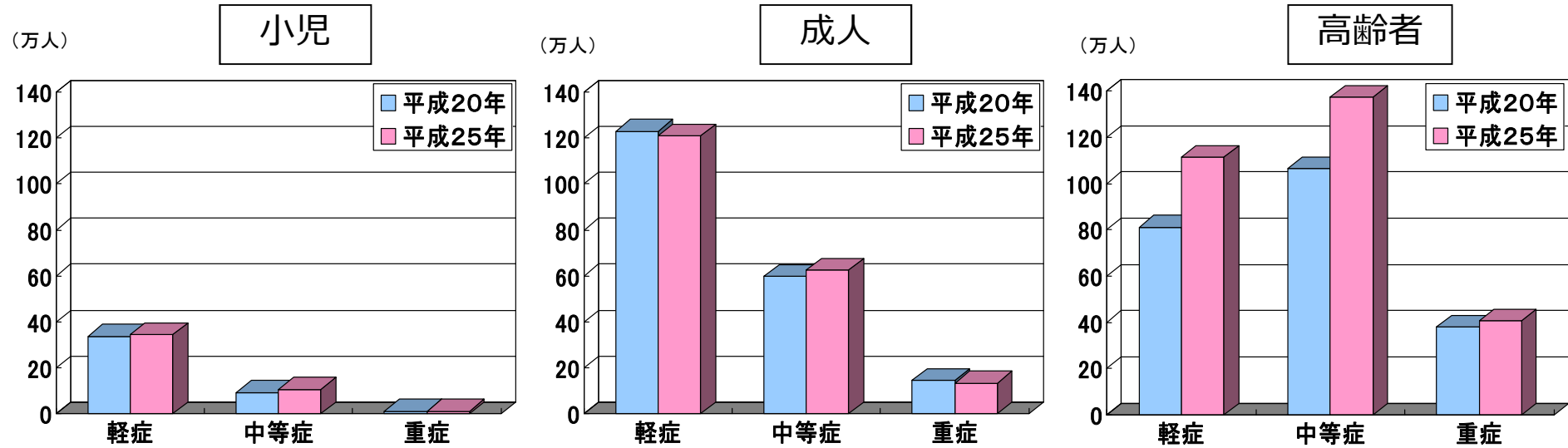
# 年齢区分別救急搬送件数の推移

(件)



# 救急搬送人員の変化(年齢・重症度別)

○ 救急搬送人員の増加率は、年齢別では高齢者が高く、重症度別では軽症・中等症が高い。



平成20年中

全体	小児	成人	高齢者
重症	1.3万人	14.5万人	37.9万人
中等症	9.4万人	59.8万人	106.5万人
軽症	33.8万人	122.9万人	81.1万人

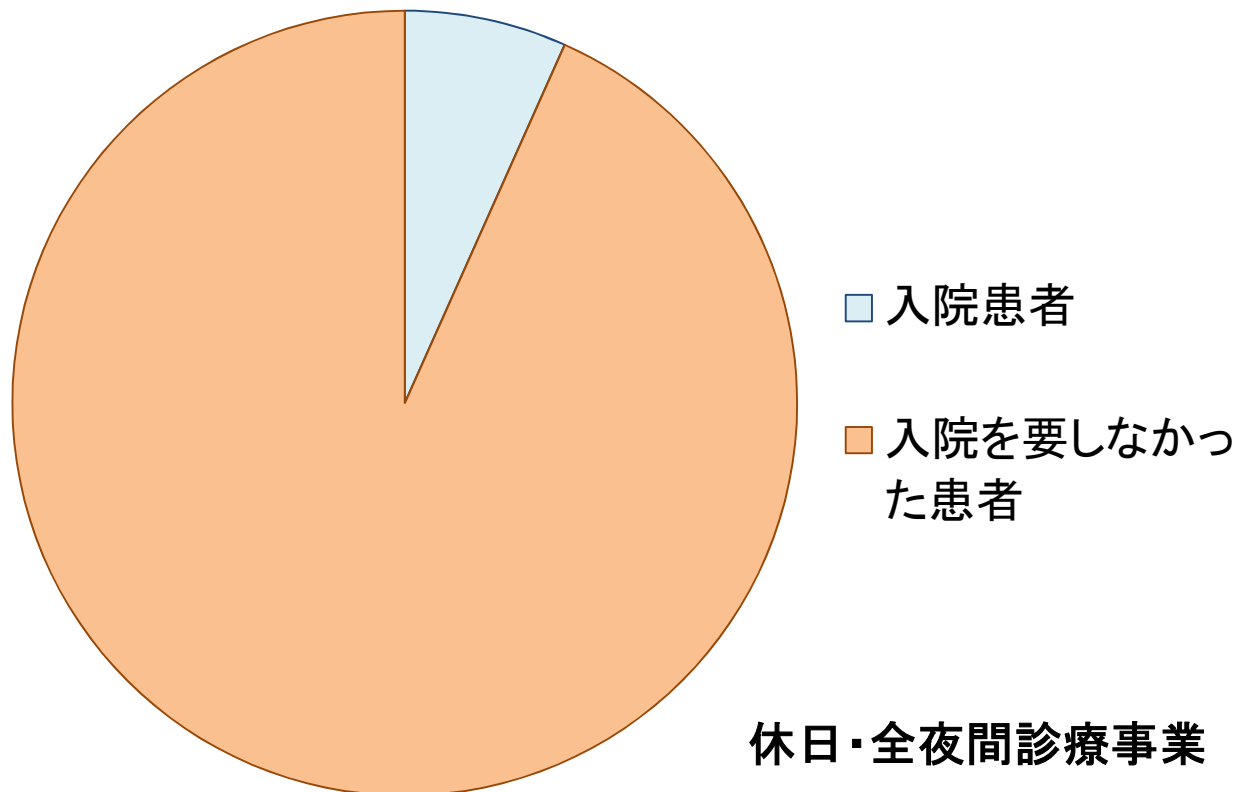
平成25年中

全体	小児 (18歳未満)	成人 (18歳~64歳)	高齢者 (65歳以上)
重症	1.2万人 0.1万人減 -5%	13.4万人 1.1万人減 -8%	40.6万人 2.7万人増 +7%
中等症	10.8万人 1.3万人増 +2%	62.6万人 2.7万人増 +5%	137.5万人 31.1万人増 +29%
軽症	34.5万人 0.1万人増 +2%	120.8万人 2.2万人減 -2%	111.5万人 30.4万人増 +37%



# 小児二次救急医療機関を訪れる90%以上は軽症者

東京都の小児二次救急施設における患者数(平成24年)



来院患者総数 251,120人  
うち入院を要しなかった患者数 234,331人(93.3%)

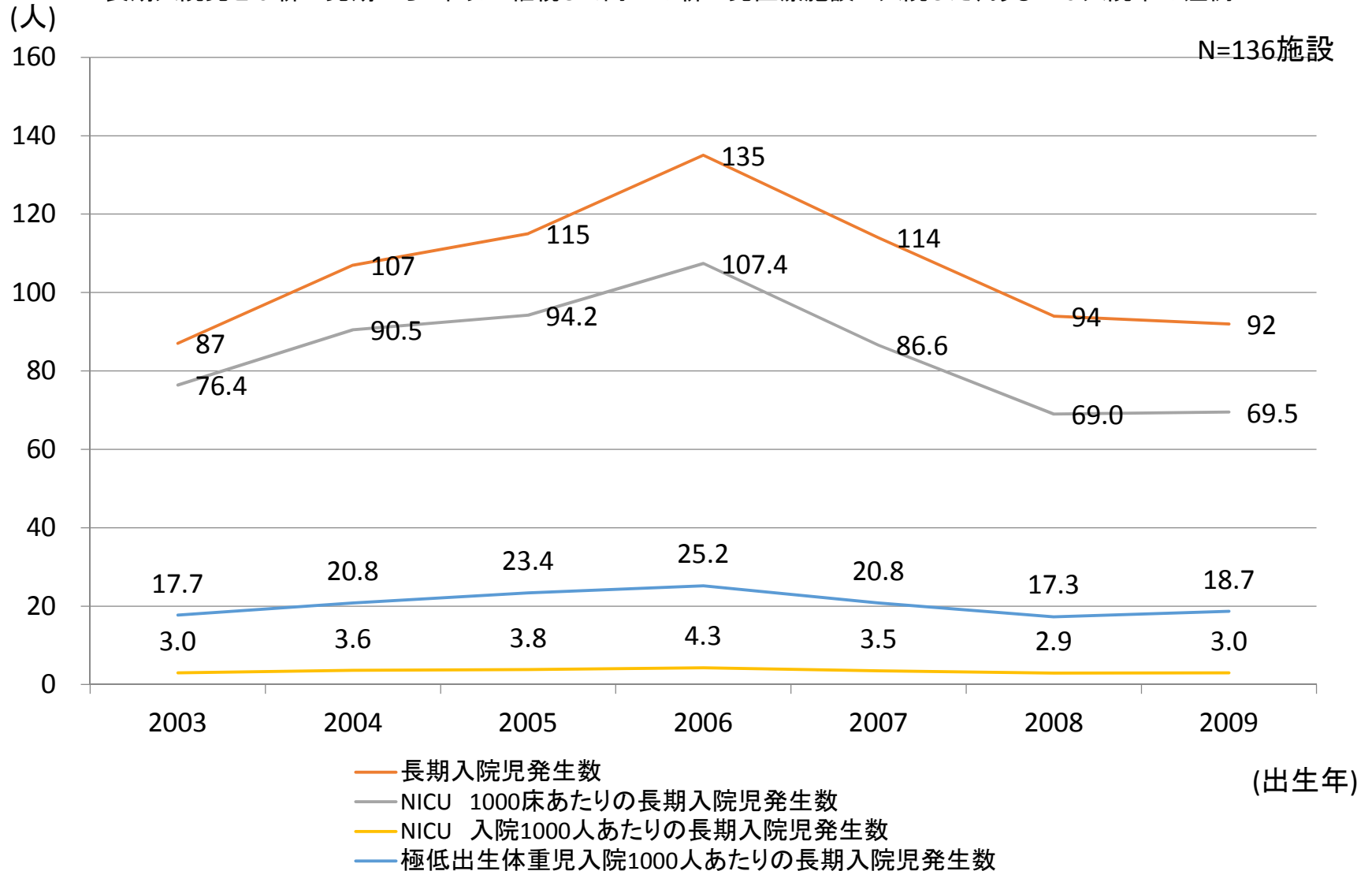
出典:平成25年度東京都小児初期救急医療体制検討部会報告書



# 長期入院児\*発生数の推移

(改) 中医協 総 - 2  
2 3 . 1 0 . 1 9

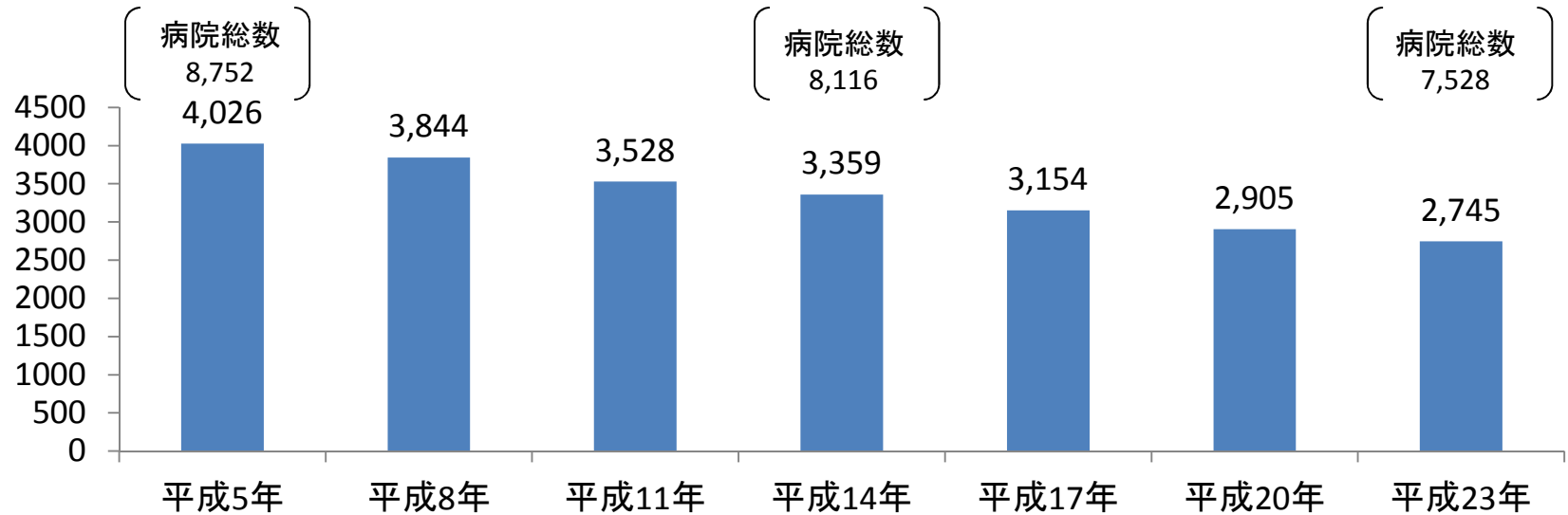
\*長期入院児とは新生児期から1年以上継続して同一の新生児医療施設に入院した、あるいは入院中の症例



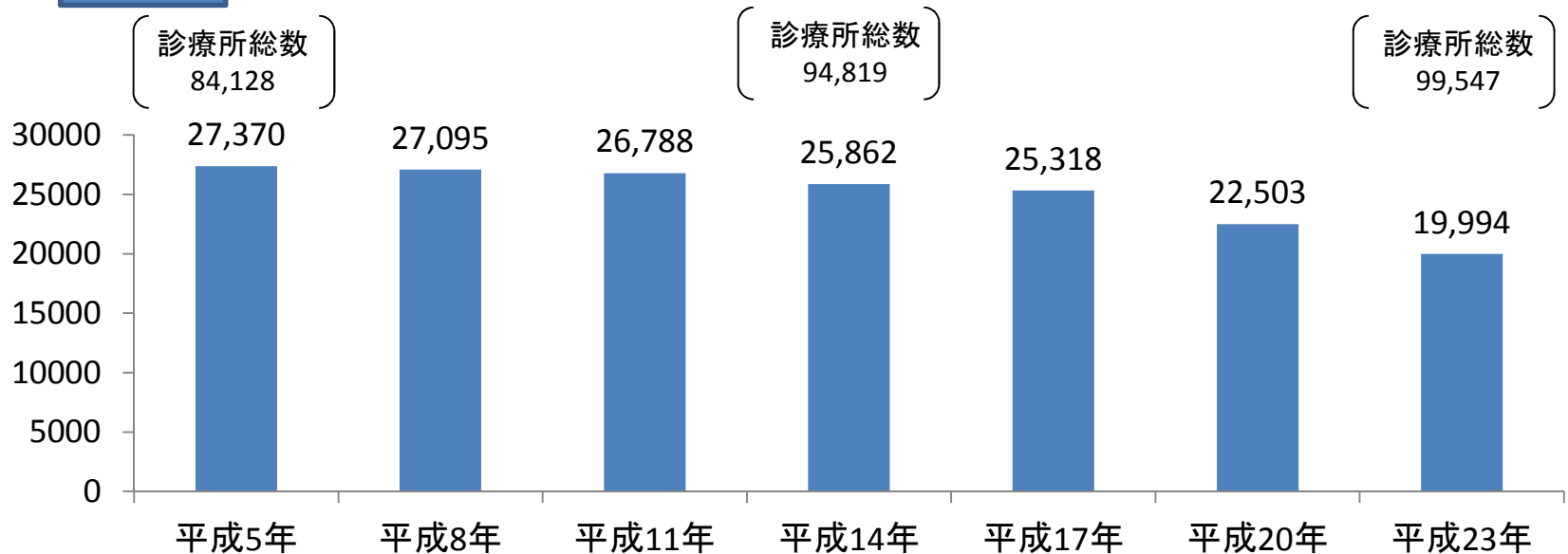
NICUの長期入院児は2006年を境に減少傾向であるが近年はおおむね横ばいとなっている。

# 小児科を標榜している施設数

## 病院



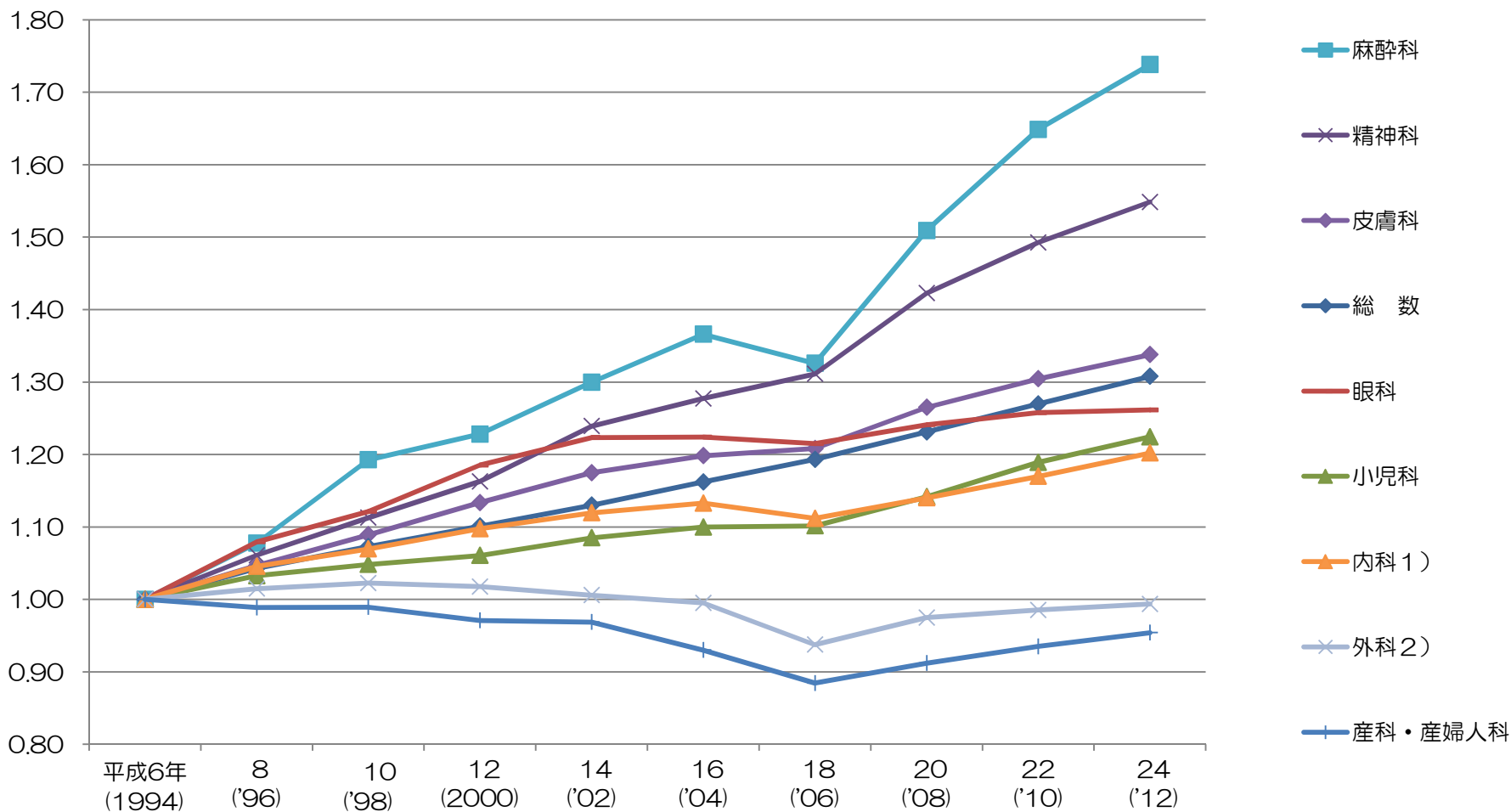
## 診療所



出典)医療施設(静態・動態)調査・病院報告

# 診療科別医師数の推移(平成6年を1.0とした場合)

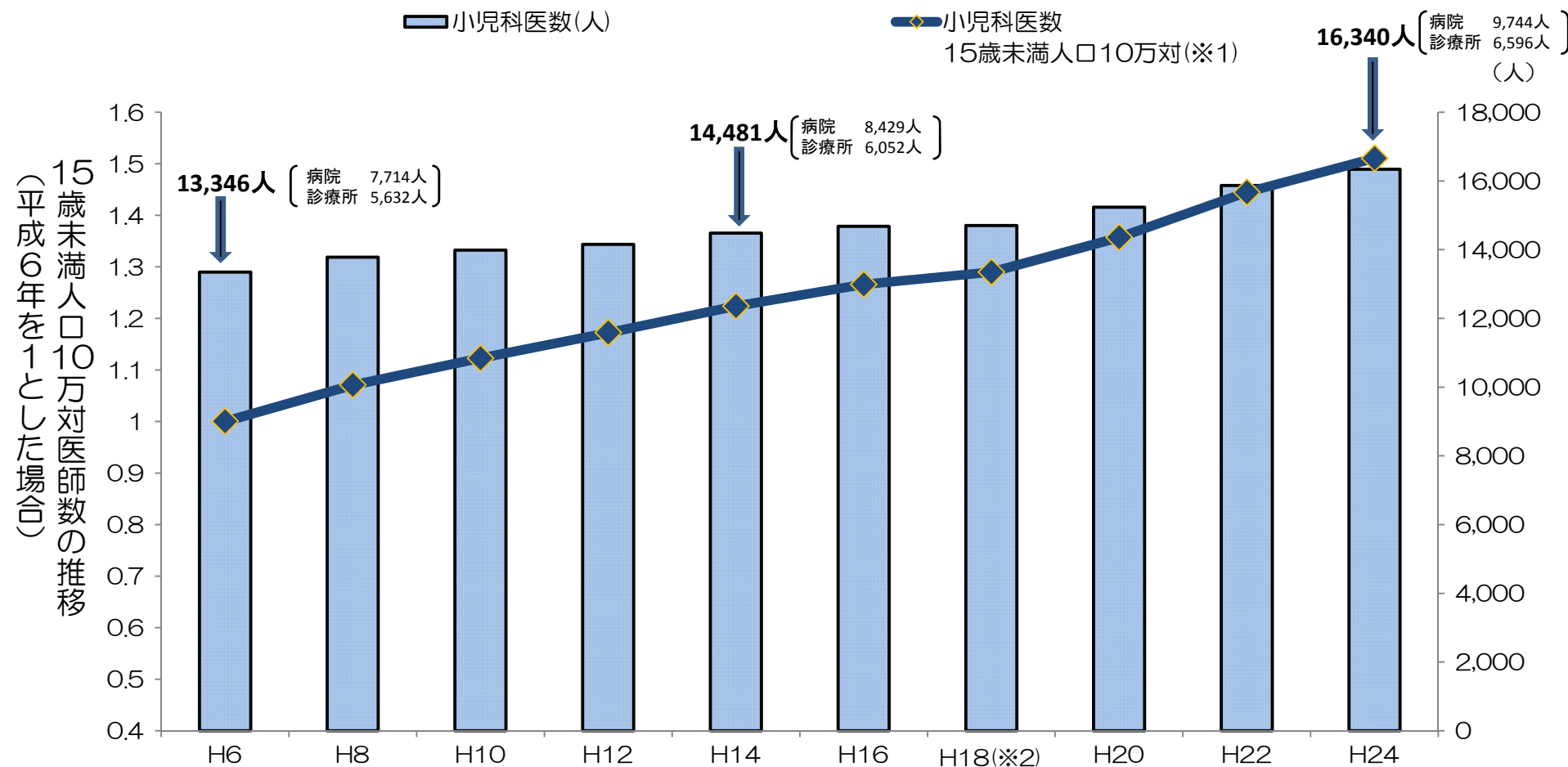
- 多くの診療科で医師は増加傾向にある。
- 減少傾向にあった産婦人科・外科においても、増加傾向に転じている



- ※内科1) ・ ・ (平成8～18年)は内科、呼吸器科、循環器科、消化器科(胃腸科)、神経内科、アレルギー科、リウマチ科、心療内科  
(平成20～24年)内科、呼吸器、循環器、消化器、腎臓、糖尿病、血液、感染症、アレルギー、リウマチ、心療内科、神経内科
- ※外科2) ・ ・ (平成6～18年)外科、呼吸器外科、心臓血管外科、気管食道科、こう門科、小児外科  
(平成20～24年)外科、呼吸器・心臓血管・乳腺・気管食道・消化器・肛門・小児外科

# 小児科医数の推移

○ 「小児科医師数」及び「15歳未満人口に対する小児科医数」は、近年一貫して増加している



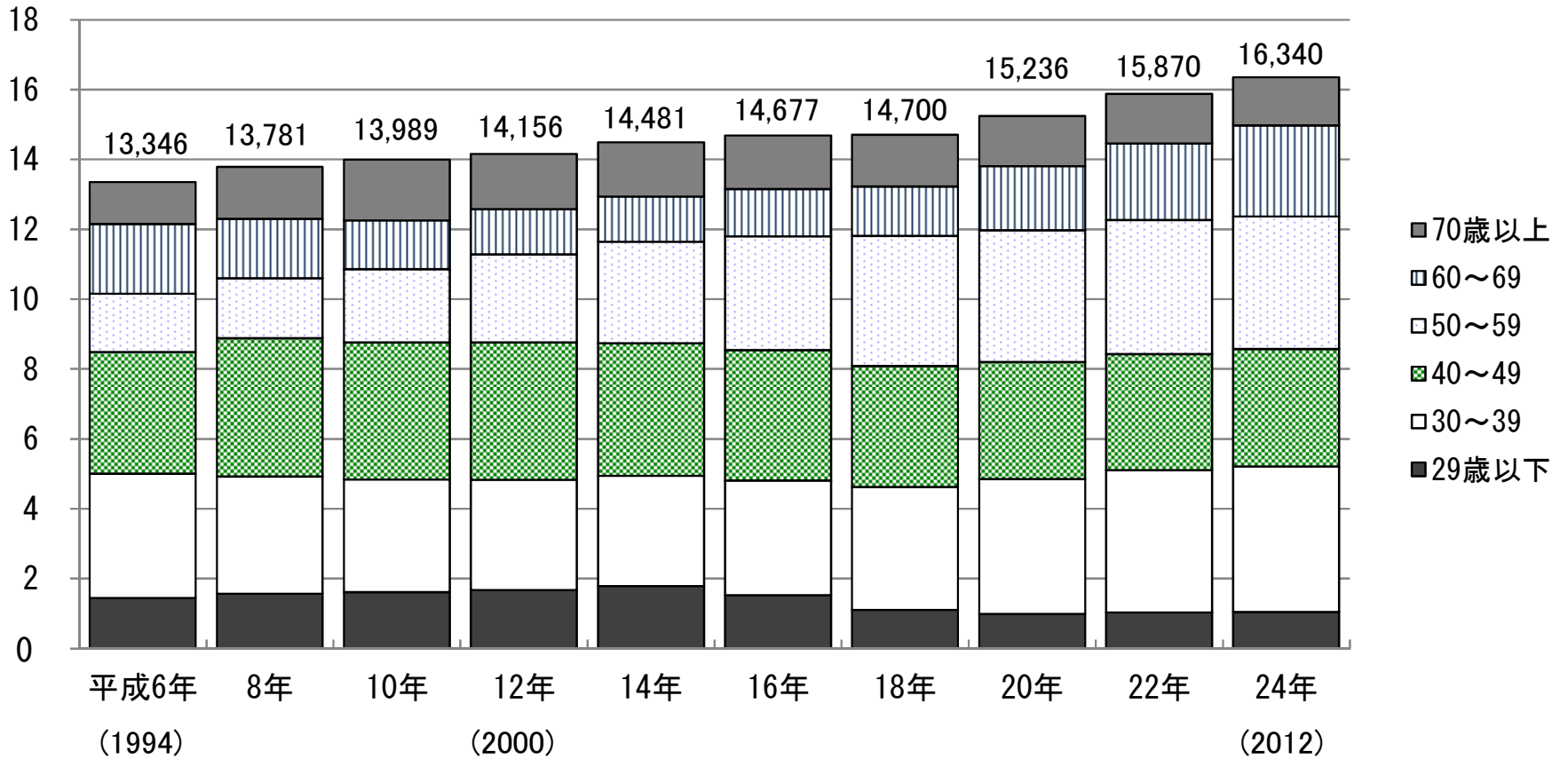
15歳未満人口10万対医師数の推移  
(平成6年を1とした場合)

※1……各年の人口は、総務省統計局発表の10月1日現在推計人口を、平成12・22年については、国勢調査を用いた  
 ※2……H18に「臨床研修医」という項目が新設され、小児科を選択した「後期研修医」の一部が臨床研修医として登録された影響により  
 グラフが横ばいとなっている。

# 小児科医師(主たる)数の年次推移

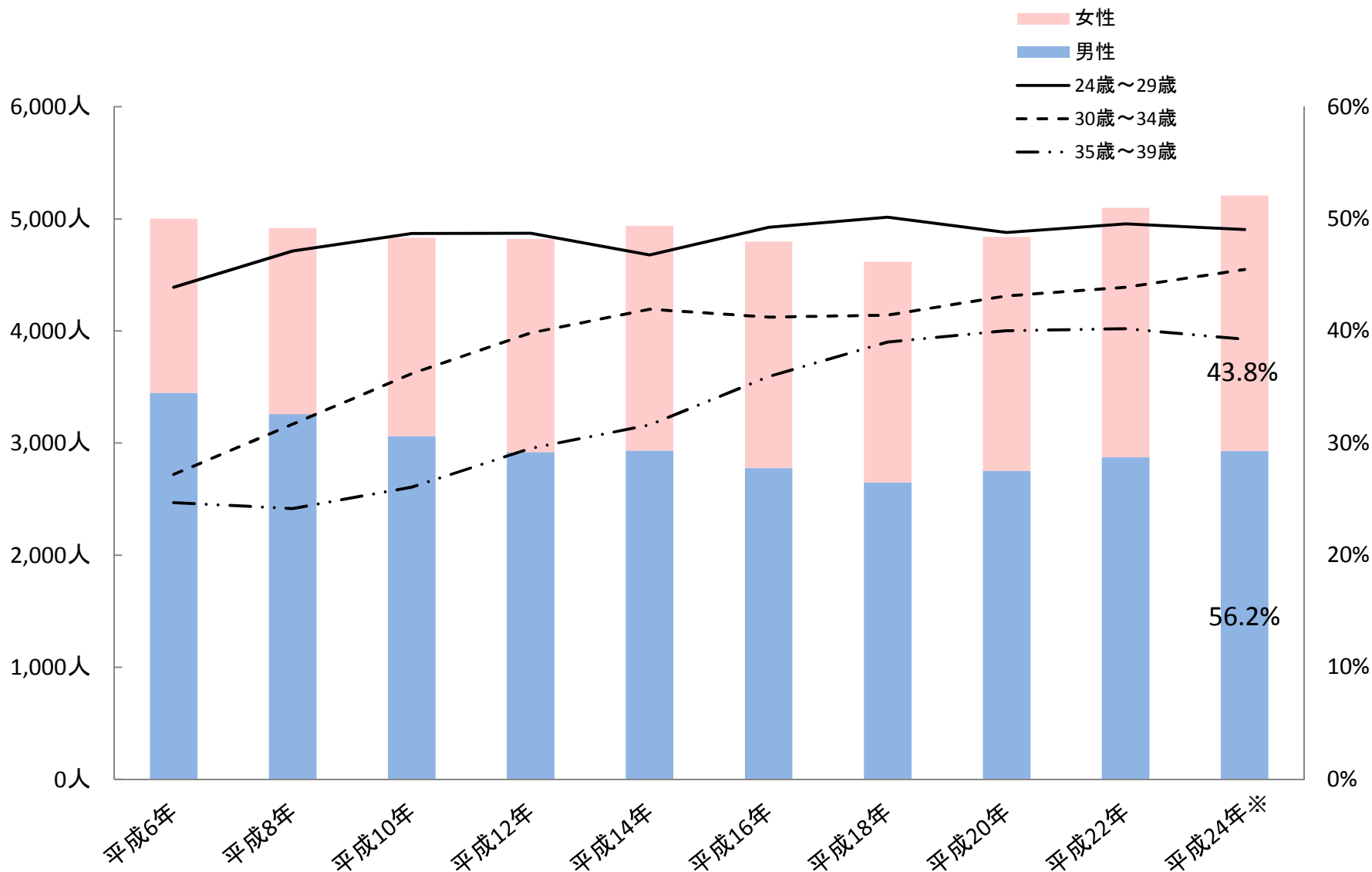
(千人)

各年12月31日現在



出所: 厚生労働省大臣官房統計情報部 医師・歯科医師・薬剤師調査

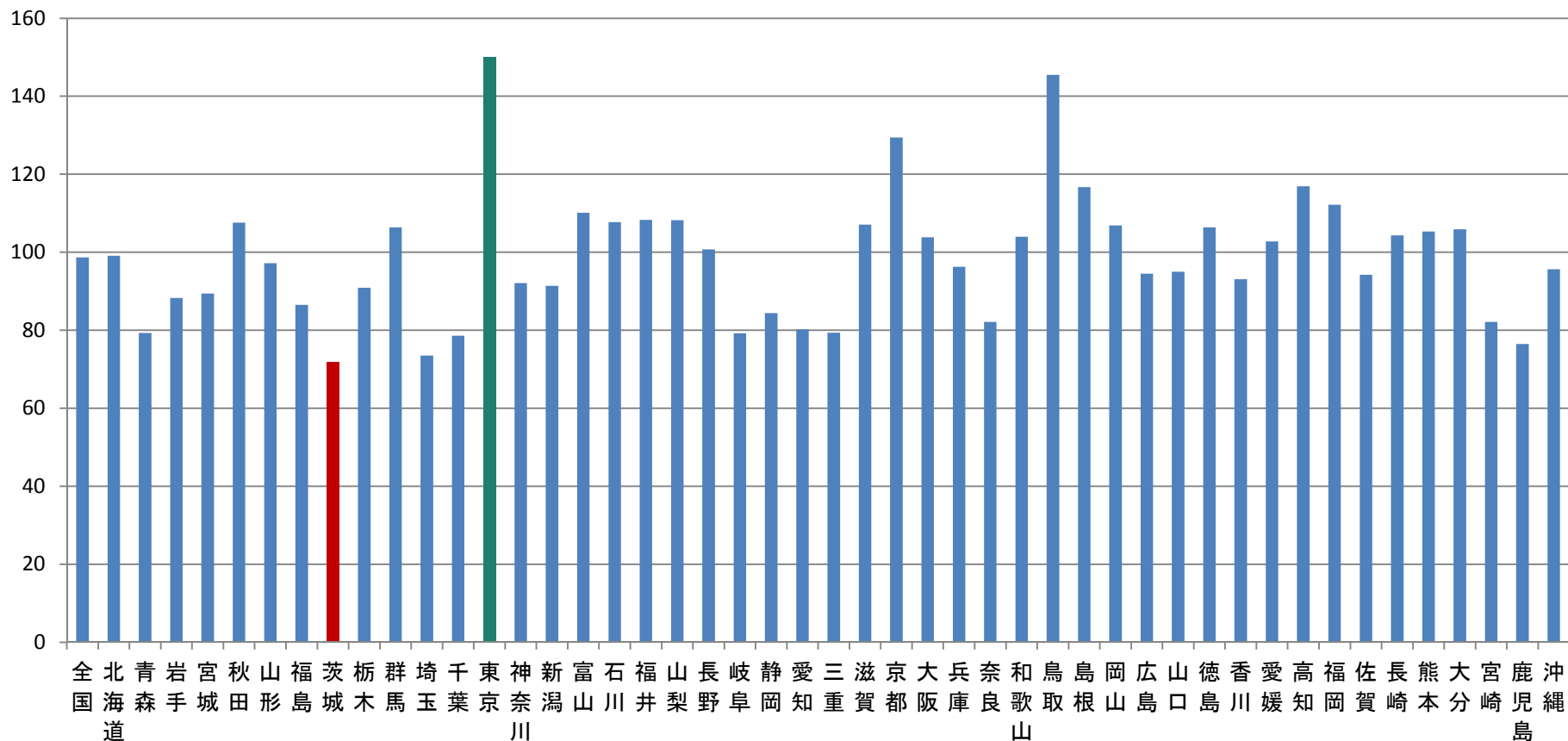
# 40歳未満の小児科医師(主たる)における女性比率の年次推移



※ 平成24年の小児科医以外を含む40歳未満の医師総数では、女性31.4% 男性 68.6%

# 都道府県別 小児科医数(15歳未満人口10万人対) 平成24年

- 平成24年における15未満の人口に対する小児科医数を示す。
- 最少は茨城県の72人、最大は東京都の150人と、2.1倍の格差がある。



小児人口は、総務省統計局発表の平成24年10月1日現在推計人口  
 医師数は平成24年大臣官房統計情報部 医師・歯科医師・薬剤師調査を用いた

# 都道府県別に見た二次医療圏内小児科医師数（小児人口10万人対）

- 全国的に小児科医師数は、増加傾向にある。
- ただし、都道府県別に見た場合、地域内二次医療圏格差が存在している。（最大 群馬県 15倍）
- 同様に、都道府県間の格差も存在している。

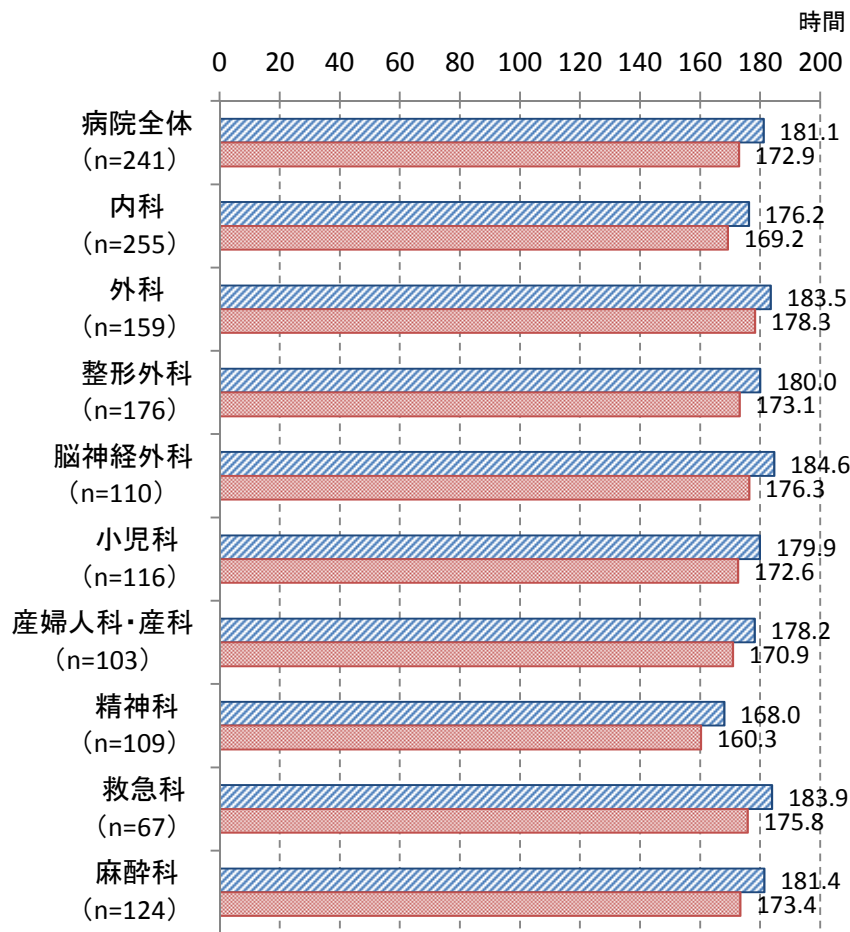
	小児人口10万人当たり小児科医師数 (常勤換算)		県内格差 (倍)
	最大	最小	
北海道	162.0	20.9	7.7
青森県	142.8	38.7	3.7
岩手県	125.6	53.5	2.3
宮城県	109.7	25.4	4.3
秋田県	146.0	39.2	3.7
山形県	113.7	47.4	2.4
福島県	117.8	33.7	3.5
茨城県	121.2	34.2	3.5
栃木県	158.9	56.0	2.8
群馬県	213.6	14.3	15.0
埼玉県	107.7	37.3	2.9
千葉県	156.0	36.6	4.3
東京都	442.5	56.0	7.9
神奈川県	151.8	61.3	2.5
新潟県	108.4	50.0	2.2
富山県	141.6	44.3	3.2
石川県	125.6	57.3	2.2
福井県	153.2	40.9	3.7
山梨県	128.7	63.7	2.0
長野県	209.8	29.2	7.2
岐阜県	104.4	41.5	2.5
静岡県	116.7	50.9	2.3
愛知県	119.1	33.1	3.6
三重県	137.9	53.6	2.6

	小児人口10万人当たり小児科医師数 (常勤換算)		県内格差 (倍)
	最大	最小	
滋賀県	160.0	41.5	3.9
京都府	161.1	72.2	2.2
大阪府	137.0	74.0	1.9
兵庫県	129.8	45.3	2.9
奈良県	106.1	46.3	2.3
和歌山県	129.7	38.1	3.4
鳥取県	201.4	70.2	2.9
島根県	155.7	41.3	3.8
岡山県	123.4	16.0	7.7
広島県	142.5	68.5	2.1
山口県	122.0	49.7	2.5
徳島県	108.6	64.7	1.7
香川県	123.5	60.6	2.0
愛媛県	121.8	59.2	2.1
高知県	137.4	45.0	3.1
福岡県	212.3	31.7	6.7
佐賀県	135.2	43.4	3.1
長崎県	137.4	26.3	5.2
熊本県	298.1	29.1	10.3
大分県	119.6	54.3	2.2
宮崎県	108.2	30.1	3.6
鹿児島県	104.2	28.3	3.7
沖縄県	115.9	52.4	2.2
都道府県間	東京 442.5	群馬 14.3	30.9



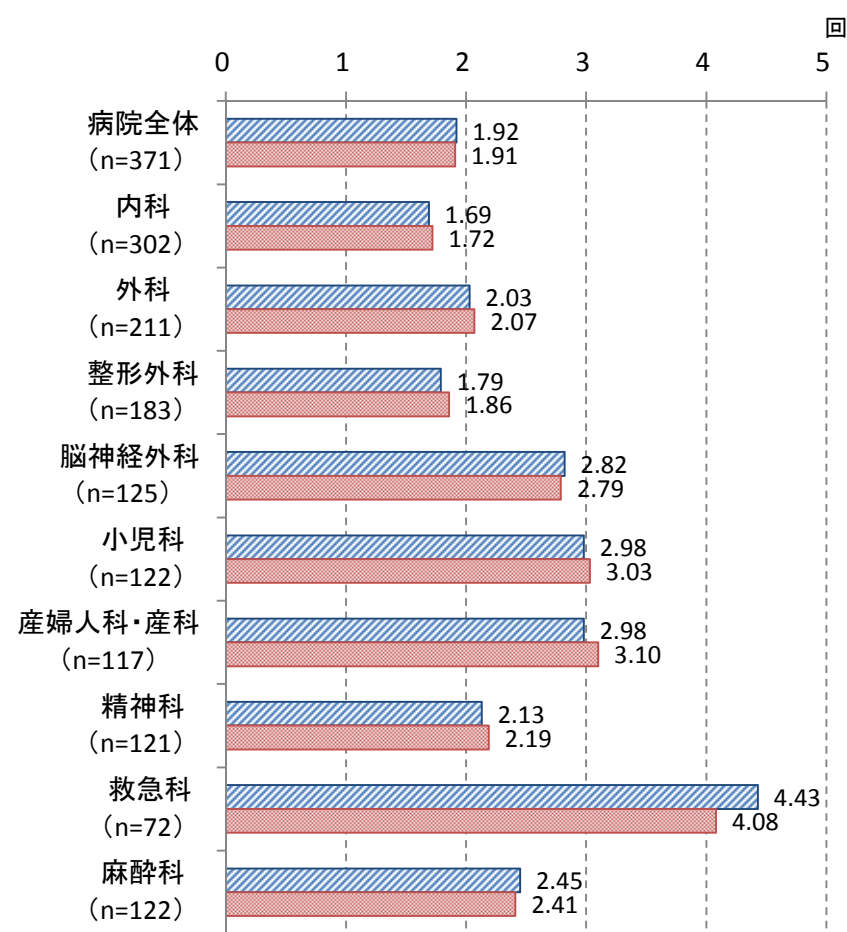
# 常勤医師の月平均勤務時間および当直回数

## <常勤医師1人あたりの月平均勤務時間>



■ 平成23年6月 ■ 平成25年6月

## <常勤医師1人あたりの当直回数(1か月分)>



■ 平成23年6月 ■ 平成25年6月

出典:平成25年11月29日中医協資料「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査結果概要(速報)」

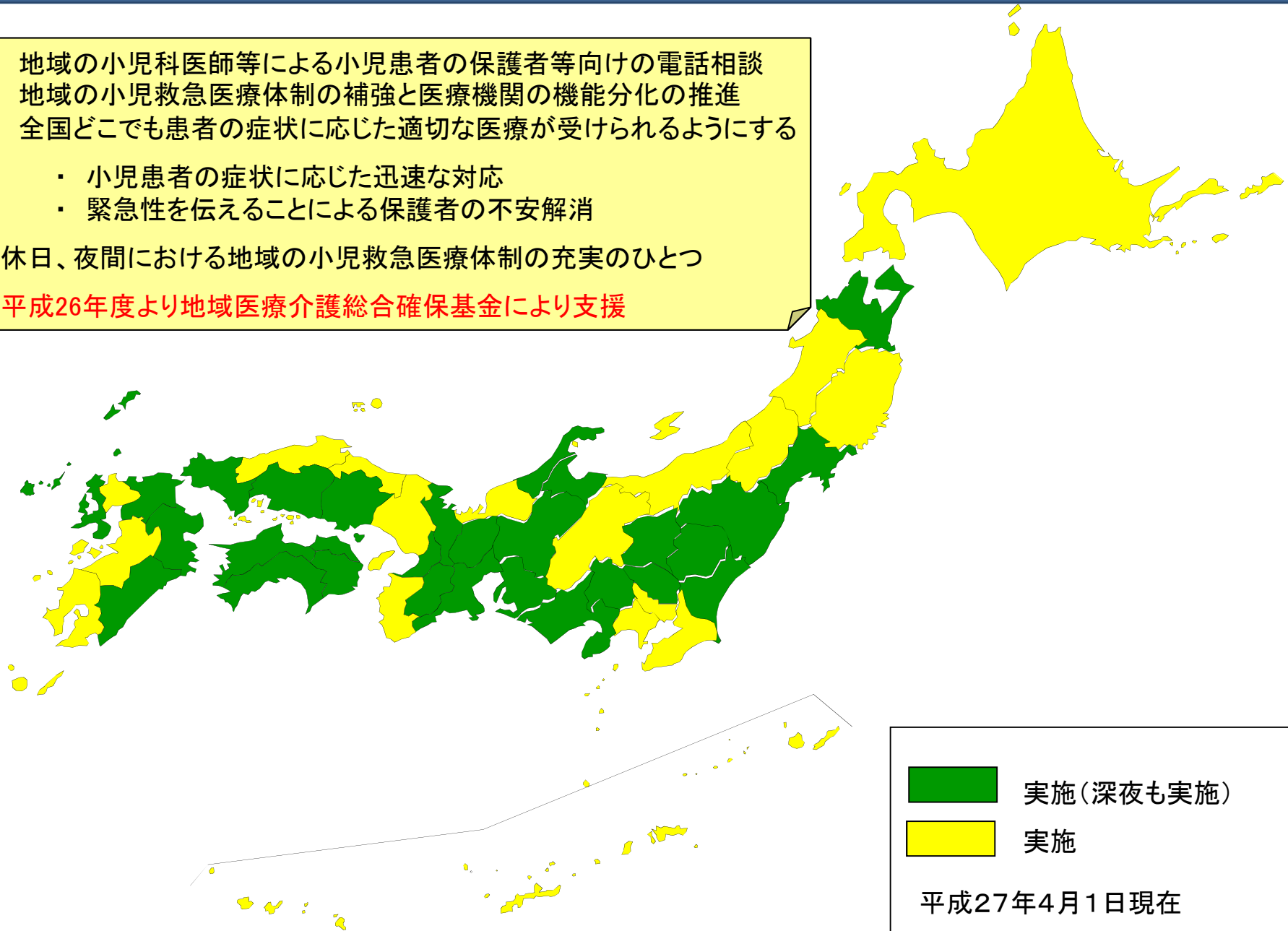
# 小児救急電話相談事業(#8000)

地域の小児科医師等による小児患者の保護者等向けの電話相談  
地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化の推進  
全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにする

- ・ 小児患者の症状に応じた迅速な対応
- ・ 緊急性を伝えることによる保護者の不安解消

休日、夜間における地域の小児救急医療体制の充実のひとつ

平成26年度より地域医療介護総合確保基金により支援

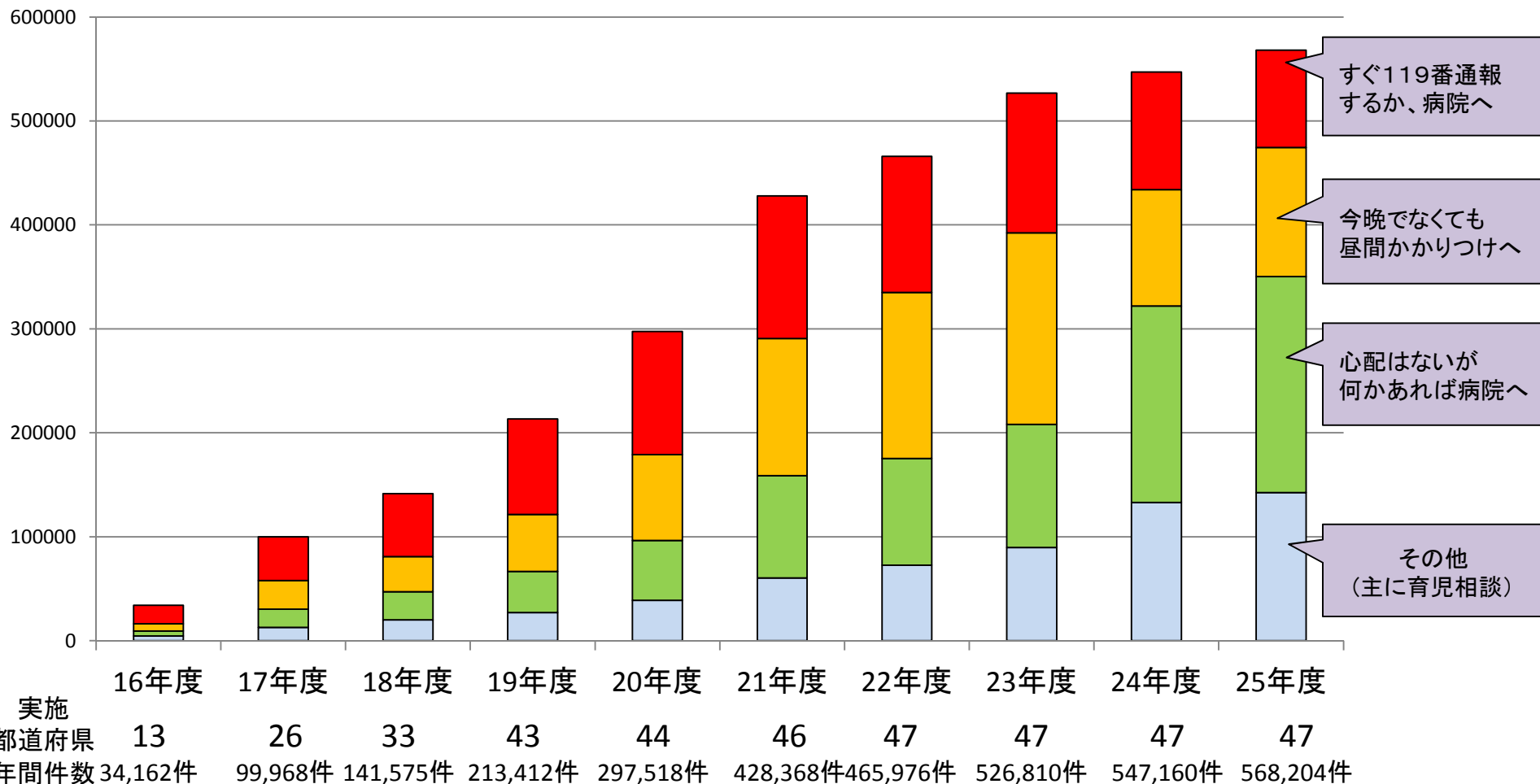


■ 実施(深夜も実施)  
■ 実施

平成27年4月1日現在

# #8000の実績（平成16-25年度における相談件数）

（注）電話相談を受けた小児科医、看護師等による回答ぶりについて集計したものであって、実際の受療行動ではない。



# 小児医療関連施策

平成27年9月2日

# 小児医療の体制

医療機能（重症度）



## 相談支援

- 【行政機関】
  - 小児救急電話相談事業 (#8000)
- 【消防機関】
  - 適切な医療機関への搬送

参画

## 初期小児救急

- 初期小児救急の実施
- 〇〇小児初期救急センター

緊急手術等を要する場合の連携

## 【入院小児救急】

- 入院を要する小児救急医療の24時間体制での実施
- 地域小児科センター（救急型）

重篤な小児患者の紹介

## 小児中核病院

- 地域小児医療センターでは対応が困難な高度な専門入院医療の実施
  - 24時間体制での小児の救命救急医療
- ◇◇小児医療センター

高度専門的な医療等を要する患者

療養・療育を要する小児の退院支援

## 地域小児医療センター

### 【小児専門医療】

- 一般小児医療を行う機関では対応が困難な小児専門医療の実施
- 地域小児科センター（NICU型）

常時の監視等を要する患者

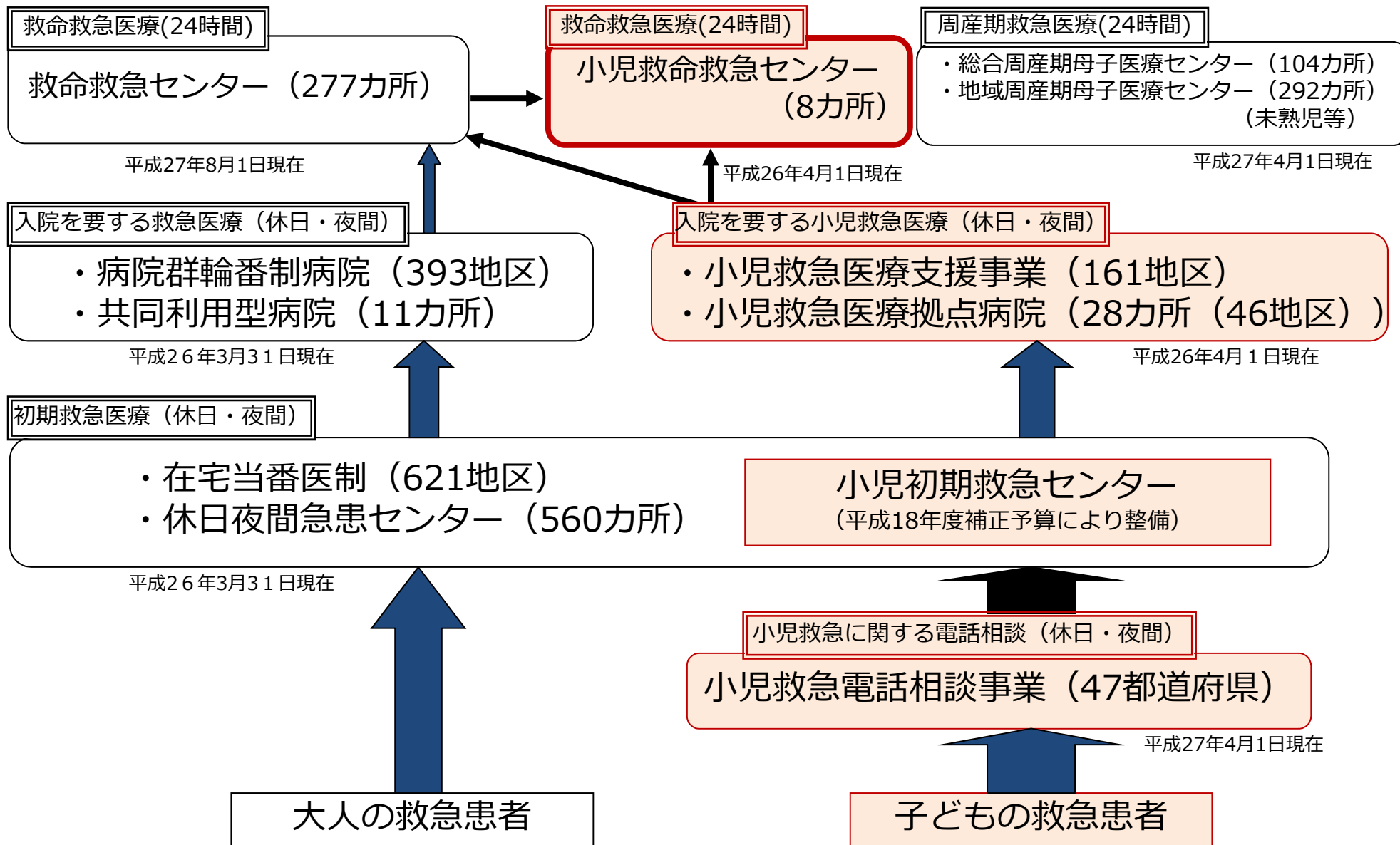
療養・療育を要する小児の退院支援

## 一般小児医療

- 地域に必要な一般小児医療の実施
  - 生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児に対する支援
- 小児科医院  
△△病院小児科

時間の流れ

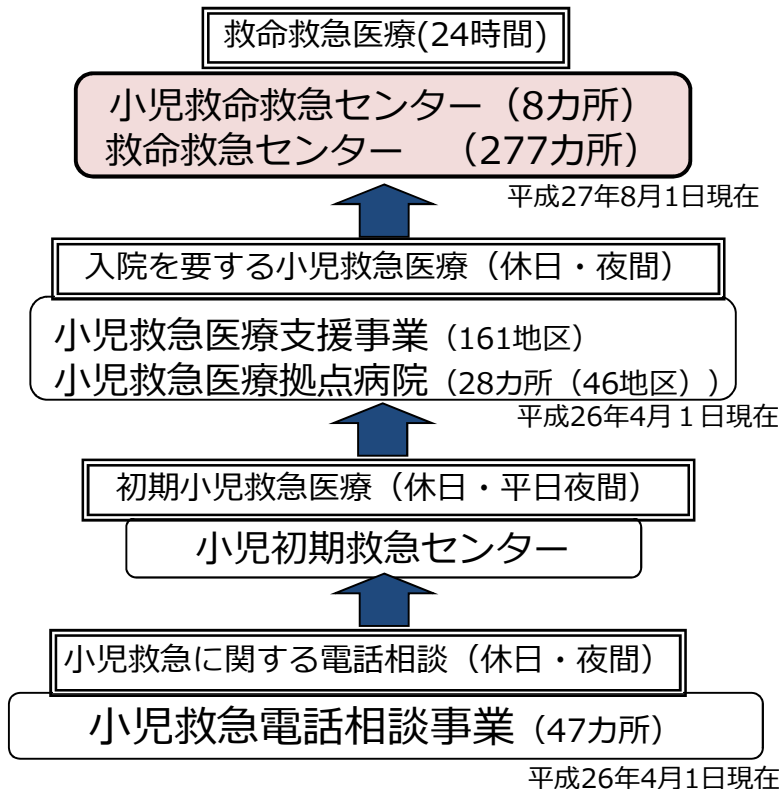
# 救急医療体系図



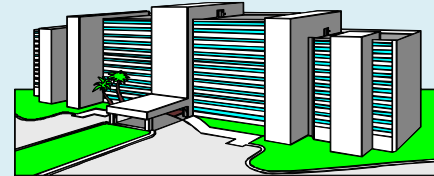
# 小児救命救急センター

背景：平成21年3月より「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」で議論  
報告書では「小児救命救急センター」や「小児集中治療室（PICU）」の必要性が指摘された  
平成22年度予算から「小児救命救急センター運営事業」等を創設した

目的：  
すべての重篤な小児救急患者が地域において必要な救命救急医療を受けられる体制の整備



## 小児救命救急センター



- ・ 重篤小児の集約拠点として高度な医療を提供
- ・ 地域の救命救急センターと連携
- ・ 必要であれば広域搬送を受け入れる
- ・ 小児救急・集中治療の研修施設として機能

筑波大学、国立成育医療研究センター、東京都立小児総合医療センター、長野県立こども病院、静岡県立こども病院、四国こどもとおとなの医療センター、九州大学病院、熊本赤十字病院

小児救命救急センターの拡充  
救命救急センターとの連携

重篤小児の診療・  
研修拠点として機能

# 小児初期救急センター事業

1. 目的  
小児の急病患者を受け入れるため、二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療体制を確保すること
2. 補助対象  
地方公共団体が実施する小児初期救急センターの運営又は、地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターの運営、施設整備又は設備整備を交付の対象とする
3. 整備基準
  - (1) 休日の診療とは、次のアからエに掲げる日の午前8時から午後6時までの間に診療することをいい、夜間の診療とは午後6時から翌日午前8時までの間に診療を行うことをいう
    - ア. 日曜日
    - イ. 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に定める祝日および休日
    - ウ. 年末年始の日(12月29日から1月3日まで)
    - エ. 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日
  - (2) 施設及び設備  
小児初期救急センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする
  - (3) 地域住民に対して救急医療に関する情報提供を行う

交付実績 (H25): 施設数 13 か所、 交付額 8,205千円  
(H26): 施設数 11カ所、 交付額 5,842千円



# 小児救急医療支援事業 ①

## 1. 目的

地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する(第二次)救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設および救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日および夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保すること

## 2. 補助対象

### ア. 地域設定

地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする

### イ. 病院

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する(第二次)救急医療機関としての診療機能を有する病院とする

### ウ. 交付

病院群輪番制病院の施設整備、設備整備及び共同利用型病院、小児救急医療支援事業の運営費、施設整備並びに設備整備を交付の対象とする

## 3. 運営方針

### ア. 病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

地域の実情に応じた次の方式により休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする

(ア)病院群輪番制方式 地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により実施するものとする

(イ)共同利用型病院方式

医師会立病院等が休日夜間に病院の一部を解放し、地域医師会の協力により実施するものとする

交付実績 (H25): 地区数 161 地区、交付額 712,877千円

平成26年度より地域医療介護総合確保基金

# 小児救急医療支援事業 ②

## 4. 整備基準 (つづき)

### (1) 病院群輪番制方式

- ア 当番日における入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする
- イ 当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする

### (2) 共同利用型病院方式

- ア 入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする
- イ 病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする

## 5. 施設及び設備

### (ア) 施設

入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な診療部門(診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等)及び専用病室等を設けるものとする  
また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、心臓病専用病室(CCU)及び脳卒中専用病室(SCU)を設けるものとする

### (イ) 設置

入院を要する(第二次)救急医療機関の診療機能として必要な医療機械を備えるものとする  
また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要な専用医療機器を備えるものとする  
このほか、必要に応じて、搬送途上の患者の様態を正確に把握し、医師の具体的指示を搬送途上に送るため、地域の中心的な入院を要する(第二次)救急医療機関に心電図受信装置を備えるものとする

# 小児救急医療拠点病院

## 1. 目的

都道府県が地域の実情に応じて小児救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保すること

## 2. 補助対象

### ア. 地域設定

地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数の二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする

### イ. 病院

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する(第二次)救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

## 3. 運営方針

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるものとする。

## 4. 整備基準

ア. 小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

イ. 病院の診療体制は、休日夜間に小児重症救急患者の受け入れに常時対応できる小児科医師及び看護師等医療従事者を確保するものとする。

## 施設及び設備

### (ア)施設

小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な小児科診療部門(診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等)、小児専用病室等を設けるものとする。

### (イ)設備

小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な医療機械等を備えるものとする。

実績 (H25) : 施設数 28 か所、 交付額 423, 978千円

平成26年度より運営費は地域医療介護総合確保基金へ、設備費は1カ所当たり2, 284千円

# 小児救命救急センター事業 ①

1. 目的  
この事業は、小児救命救急センターの補助として都道府県が小児救命救急センターを整備し、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的とする。
2. 補助対象  
都道府県又は都道府県知事の要請を受けて病院の開設者が整備、運営する小児救命救急センターで厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。
3. 運営方針
  - (1) 小児救命救急センターは、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。
  - (2) 重篤な小児救急患者に対して「超急性期」の医療を提供した後、高度な専門的医療が必要な患者については、小児救命救急センター内又は本院の「急性期」の集中治療・専門的医療を担う病床（以下、小児集中治療室病床という。）に転床・転院する体制を確保するものとする。
  - (3) 小児救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する小児救急医療の臨床教育を行うものとする。
  - (4) 小児救命救急センターは、毎年度、外部からの受入実績（受入要請を断った実績を含む。）、治療実績、その他運用状況を集計し、厚生労働省医政局指導課に報告するものとする。
4. 整備基準
  - (1) 小児救命救急センターは、専用病床（小児集中治療室病床6床以上（本院でも可）を含む）を適当数有し、24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供するものとする。

実績（H25）： 施設数 8 か所、 交付額 322, 823千円  
（H26）： 施設数 8 か所、 交付額 312, 399千円

# 小児救命救急センター事業 ②

## 4. 整備基準 (つづき)

(2) 小児集中治療室には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

### ア. 医師

小児集中治療室には、常時、専従の医師及び研修医を確保するものとする。なお、専従の医師については、日本集中治療学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学会が認定した小児科専門医、日本救急医学会が認定した救急科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと。

### イ. 看護師および他の医療従事者

(ア) 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合(必要時には患者1.5名に1名以上)で確保するものとする。なお、重症集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。

(イ) 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保するものとする。

(ウ) 小児集中治療室には、薬剤師を確保することが望ましい。

(エ) 社会福祉士を院内に確保することが望ましい。

(3) 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であることとする。

(4) 小児救命救急センターは、救急搬送を相当数(本院を含む。)受け入れるものとする。

## (5) 施設及び設備

### ア. 施設

(ア) 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。

(イ) 小児救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)を設けるものとする。

(ウ) 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。

(エ) 診療に必要な施設は耐震構造であること。(併設病院を含む。)

### イ. 設備

(ア) 小児救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

(イ) 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。

# 医療計画制度について

## 趣旨

- 各都道府県が、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定。
- 医療提供の量(病床数)を管理するとともに、質(医療連携・医療安全)を評価。
- 医療機能の分化・連携(「医療連携」)を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療の提供を推進。

## 平成25年度からの医療計画における記載事項

- **新たに精神疾患を加えた五疾病五事業(※)及び在宅医療に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策**

※ 五疾病五事業…五つの疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)と五つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、**周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む)**)をいう。災害時における医療は、東日本大震災の経緯を踏まえて見直し。

- **地域医療支援センターにおいて実施する事業等**による医師、看護師等の医療従事者の確保
- **医療の安全の確保** ○ **二次医療圏(※)、三次医療圏の設定** ○ **基準病床数の算定** 等

※ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

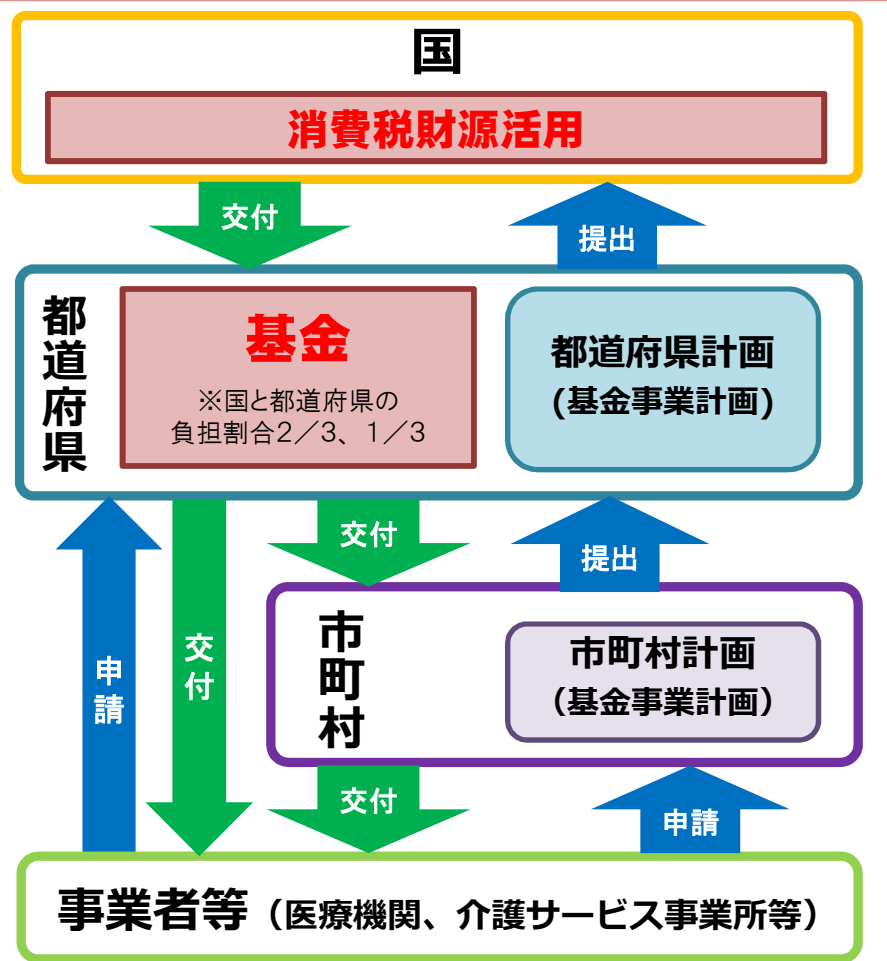
## 【 医療連携体制の構築・明示 】

- ◇ **五疾病五事業ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。**
- ◇ 地域の医療連携体制を分かりやすく示すことにより、**住民や患者が地域の医療機能を理解。**
- ◇ 指標により、医療資源・医療連携等に関する現状を把握した上で課題の抽出、数値目標を設定、施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(**疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進**)。

# 地域医療介護総合確保基金

- 平成26年度予算：医療分904億円(うち、国604億円)
- 平成27年度予算：1628億円(公費ベース)  
(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

# 小児救急電話相談事業（#8000）

## 事業概要

平成16年度より

地域の小児科医師等による小児患者の保護者等向けの電話相談  
地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化の推進  
全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにする

- ・ 小児患者の症状に応じた迅速な対応
- ・ 緊急性を伝えることによる保護者の不安解消

休日、夜間における地域の小児救急医療体制の充実のひとつ

平成26年度より地域医療介護総合確保基金により支援

## 実施状況

- 47 都道府県で実施（平成 27 年 4 月 1 日現在）
- 実施日は地域の実状に応じた対応
- 実施時間帯は概ね準夜帯（19:00 ～ 23:00）をカバー
- 携帯電話から短縮番号「#8000」への接続が可能





# 地域住民による救急利用の適正化のための取組例

## 県立柏原病院の小児科を守る会

メンバー : 地域住民 計26名 (丹生裕子代表をはじめ、全員が育児中の母親)

発足経緯 : 平成19年4月、兵庫県立柏原(かいばら)病院の小児科が閉鎖される可能性があるとの報道をきっかけとして発足

これまでの活動 :

○兵庫県に小児科医増員を求める署名活動

○コンビニ受診(\*)減少等に向けた地域住民への啓発活動 (小児救急冊子の作成・配布等)

\* 「軽症にもかかわらず、二次救急のための夜間外来を自己都合で受診すること」とされている

○柏原病院小児科外来の窓口に医師への感謝を伝えるため「ありがとうポスト」の設置 等

(参考)活動に当たっての3つのスローガン

1. コンビニ受診を控えよう
2. かかりつけ医を持とう
3. お医者さんに感謝の気持ちを伝えよう

 活動の結果、発足の翌年は、柏原病院小児科の時間外の受診者数が半分以下に減少

※ 「県立柏原病院の小児科を守る会」HP、医学書院「公衆衛生」(2010年12月号)等に基づき作成

※ 兵庫県立柏原病院 : 兵庫県・丹波市内の医療機関。病床数(一般)303床。

# 地域医療支援センターについて

○ 都道府県が、キャリア形成支援と一体となって医師不足の医療機関の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの機能を医療法上位置づけ。

※ 都道府県を事業主体として平成23年度から設置し、運営費に対する補助を実施  
(平成25年度予算9.6億円、30カ所 平成26年度政府予算(新たな財政支援制度)公費904億円の内数)

※ 平成23年度以降、42道府県で合計2,170名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成26年7月1日時点速報値)

## 地域医療支援センターの目的と体制

- ・ 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- ・ 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ・ 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。
  - ・ 設置場所：都道府県庁、大学病院、都道府県立病院、医師会 等

## 地域医療支援センターの役割

- ・ 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- ・ 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

# 地域医療支援センター運営事業

平成26年度以降、地域医療介護総合確保基金を活用して実施

## 地域医療支援センターの目的と体制

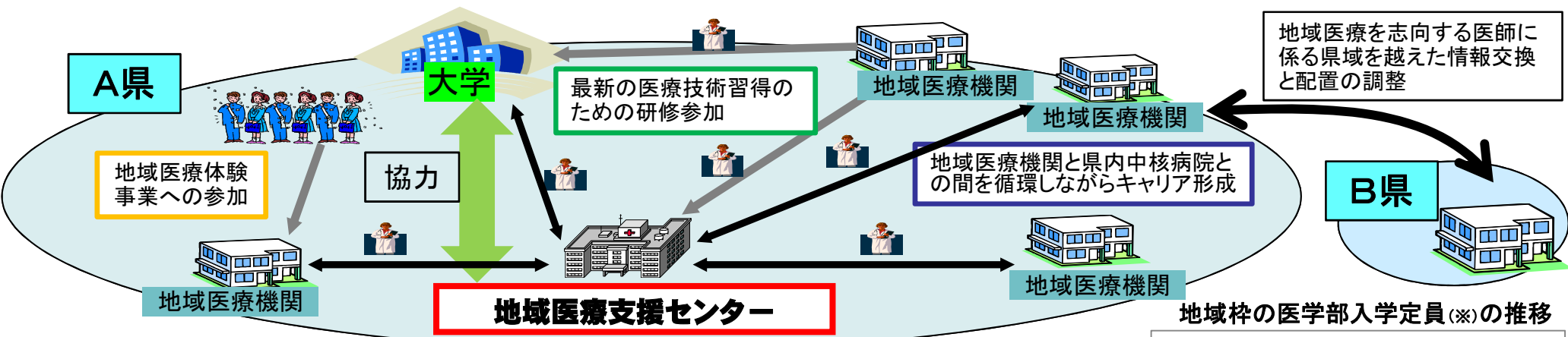
医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

➤ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

・人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名

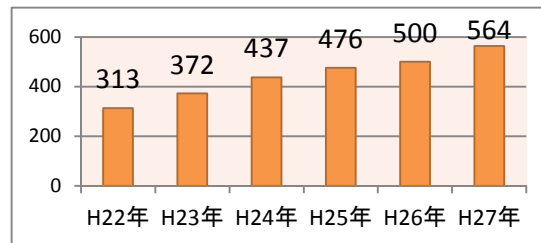
・設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



## 地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成27年4月現在、全国45都道府県で地域医療支援センターを設置している。
- 平成23年度以降、42都道府県で合計2,170名の医師を各都道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成26年7月時点)

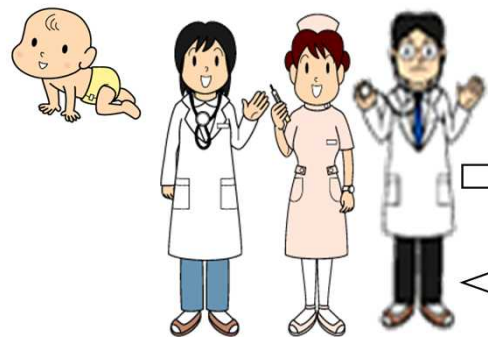
# 女性医師等就労支援事業 (都道府県に対する補助事業)

【平成26年度以降】  
※地域医療介護総合確保  
基金へ組み替え  
(公費904億円の内数)

【平成25年度予算額】  
医療提供体制推進事業費  
補助金(227億円)内数

(事業概要) 女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、離職防止や再就業の促進を図る。(H20' ~、就労環境改善事業はH21' ~)

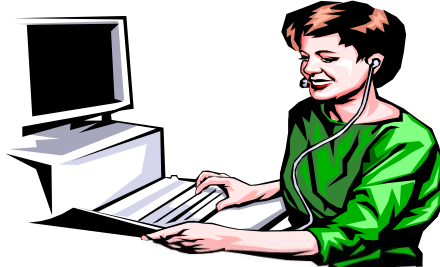
## ★相談窓口経費



①相談

③紹介

都道府県



なんでも  
ご相談  
ください

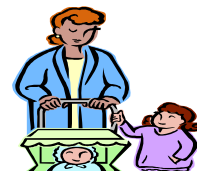
②情報収集

②情報収集

②情報収集



短時間勤務が可能な病院  
再就業講習会、復職研修  
実施病院



保育サポーター



保育所

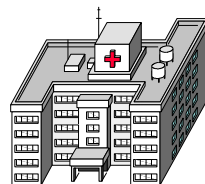
悩み

- ・育児(保育サポーター、保育所(24時間、病児対応)など)
- ・勤務時間(短時間勤務なら働けるのに)
- ・復職への不安(講習会、実施研修などがあれば)

## ★病院研修・就労環境改善経費



復職研修受入を可能とする医療機関へ  
研修に必要な経費を支援



仕事と家庭の両立ができる働きやすい  
職場環境の整備について取組みを行う  
医療機関への支援

H25' 交付決定額 446,027千円  
実施都道府県数 37県

# 女性医師キャリア支援モデル普及推進事業(新規)

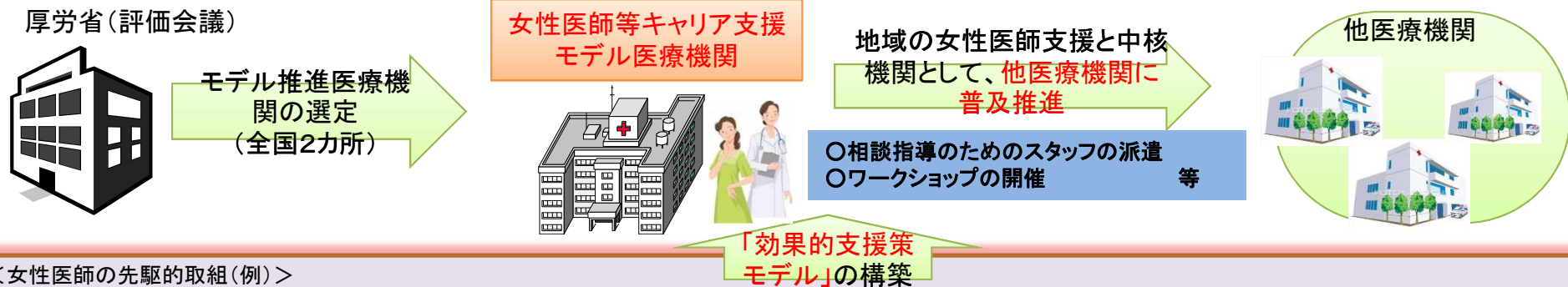
平成27年度予算額20,608千円

## 背景

- ・近年、医師についても女性割合が高まっているが(現在、医学部生の約3分の1が女性)、出産・育児等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、女性医師の割合が多い診療科(小児、産婦人科等)等において課題となっている。
- ・女性医師等がキャリアと家庭を両立していくためには、関係のデータ等を踏まえると、「上司・同僚の理解・雰囲気」「支援体制(復職支援、勤務環境改善、育児支援)」「女性医師等へのキャリア教育」等のニーズがうかがえることから、これらを適切に支援していく必要がある。

## 事業内容

- 女性医師等のキャリア支援の一層の充実に向け、以下(※)のような女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「**女性医師キャリア支援モデル推進医療機関**」として位置づけ、地域の医療機関に普及可能な「**効果的支援策モデル**」の構築に向けた必要経費を補助する。
- 地域の女性医師支援の中核機関として、女性医師支援の相談指導のためのスタッフの派遣や、ワークショップの開催など「**効果的支援策モデル**」の普及啓発活動等を行う。



<女性医師の先駆的取組(例)>

<出産・育児等からの復職支援>(必要に応じてモデル医療機関所属外の女性医師等も利用)  
相談受付、復職に際しての医師本人と医局との仲介、復職支援プログラム(e-learning, シミュレーターを用いた実技練習等)の作成・実施 等

<育児支援>(必要に応じて近隣の他医療機関と共同で実施)  
未就学時・就学児の保育、病児・病後児保育、シッターサービス(例:女子医大のファミリー・サポート事業) 等

女性医師等のライフイベント(例)

妊娠

出産

育児

育児後

介護

女性医師等のキャリアパス(例)

医学生

研修医

専門医

生涯教育

<若手女性医師等に対するキャリア教育>

若手女性医師等に対するキャリア形成・継続、キャリアと家庭の両立等についての説明会・ワークショップ 等

<勤務環境改善>

勤務体制の柔軟化(夜間休日の対応医師の明確化等)、補助職(医療クラーク等)の活用、チーム医療の推進、ICTの活用 等

<女性医師等のキャリア支援にかかるスタッフの配置>

組織内部に女性医師等の支援のためのスタッフ(医師、事務員等)を配置 等

# 女性医師支援センター事業

## 女性医師支援センター事業

※日本医師会への委託事業（H18'～）

H27年度予算額（H26年度予算額）  
164,340千円（164,632千円）

### 女性医師バンク事業

女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施

日本医師会 女性医師バンク

西日本センター  
(福岡県医師会内)

中央センター  
(兼)東日本センター  
(日本医師会内)

・コーディネーター 5名

・コーディネーター 9名

コーディネーター  
(医師)



求職者  
(ドクター)

求職登録  
・相談  
インターネット

紹介

求人登録  
・紹介依頼  
インターネット

紹介



求人者  
(医療機関)

### 再就業講習会事業

都道府県医師会において、病院管理者や女性医師、研修医等を対象に、女性医師が就業継続できるよう、多様な女性医師像の提示や就業環境改善等に関する講習会を実施

※H25'実績;延べ65回

(学会・医会との共催を含む)

面談・成立

H25' 交付決定額 163,060千円

○就業成立	368名
○再研修紹介	18名
○求人登録	4,351名
○求職登録	705名
(※H18'～H25'実績)	

# 病院内保育所事業に対する支援

子どもを持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対する支援を行う。

## 病院内保育所運営事業

地域医療介護総合確保基金で実施可

27年度予算額

26年度予算額

公費904億円の内数

公費904億円の内数

医療機関における病院内保育所の運営費の一部（保育士の人件費等）を補助する。

（補助先）都道府県

※間接補助先：病院・診療所（自治体立、公的立を除く）

（補助率）2/3（公費）

（補助基準単価）

□ 運営費

✓ 運営費 180,800円/月（保育士1人当たり）

□ 実施加算

✓ 24時間保育 23,410円/日（3'～）

✓ 病児等保育 187,560円/月（14'～）

✓ 緊急一時保育 20,720円/日（20'～）

✓ 児童保育 10,670円/日（22'～）

✓ 休日保育 11,630円/日（23'～）

区分	保育児童数	保育料（月額）	保育時間	保育士等数
A型特例（19'～）	1～3人	10,000円以上	8時間以上	2人以上
A型	4人以上	10,000円以上	8時間以上	2人以上
B型	10人以上	10,000円以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10,000円以上	10時間以上	10人以上

## 病院内保育所施設整備事業

地域医療介護総合確保基金で実施可

27年度予算額

26年度予算額

公費904億円の内数

公費904億円の内数

医療機関において、新たな病院内保育所の設置に必要な新築・増改築等に要する工事費等を補助する。

（交付先）都道府県 ※交付対象施設：病院・診療所（自治体立を除く）（調整率）0.33

（基準面積）5㎡×収容定員（30人を限度）

（基準単価）148,300円/㎡ ※基準単価は、地域や建物の構造によって異なるため1例である。

注1）地域医療介護総合確保基金は、都道府県の実情に応じて基準単価や対象経費等の追加・拡充が可能であるため、記載については、平成25年度のもの为例として記載している。

注2）国と都道府県の負担割合は、国2/3、都道府県1/3

# 医療機関の勤務環境改善に係るワンストップの相談支援体制の構築

## 【事業イメージ（全体像）】

医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国における指針の策定等、各医療機関がPDCA サイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県ごとに、こうした取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。事業実施については地域の医療関係団体等による実施も可能（※都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態）

## 都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関が勤務環境改善マネジメントシステムに基づき策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等をワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

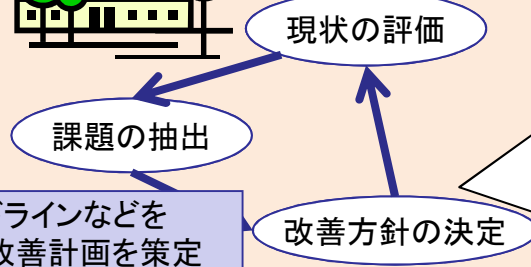
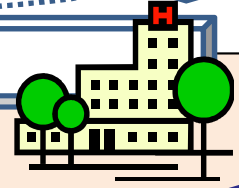


## 勤務環境改善に取り組む医療機関

### 勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各部門責任者やスタッフが集まり協議



- ・医療従事者の働き方・休み方の改善
  - 多職種の役割分担・連携（チーム医療推進）
  - 医師事務・看護業務補助者の導入
  - 勤務シフトの工夫、短時間正職員の導入
  - 休暇取得促進
  - 子育て中・介護中の者に対する残業免除
- ・働きやすさ・働きがい確保のための環境整備
  - 院内保育所・休憩スペースなどの整備
  - 患者からの暴力・ハラスメントへの組織的対応
  - 医療スタッフのキャリア形成支援 など



# 平成20年度診療報酬改定

小児・周産期  
勤務医負担軽減

# 1 産科・小児科への重点評価①

## ハイリスク妊産婦の医療の充実(1)

- ・ 合併症等により、リスクの高い妊婦に対する入院管理の評価を創設

## ハイリスク妊娠管理加算 1,000点

20日間を限度として、1日につき算定可能

ハイリスク分娩管理加算との同一日の併算定はできないが、同一入院中に算定可能(合計28日まで算定可)

### [対象患者]

妊娠22週から32週未満の早産、妊娠高血圧症候群重症、前置胎盤、妊娠30週未満の切迫早産、心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、一部の血液疾患、HIV陽性及びRh不適合等の妊婦

# 1 産科・小児科への重点評価①

## ハイリスク妊産婦の医療の充実(2)

- ・ ハイリスク妊産婦分娩管理加算について、対象疾患を拡大し、評価を引上げ

ハイリスク分娩管理加算 1000点 → 2,000点

32週未満の早産、前置胎盤、心疾患、一部の血液疾患等の妊産婦を追加

※ 勤務医負担の軽減計画を策定・周知していること

要届出

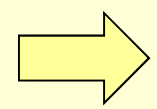
- ・ 妊婦の基本的検査の充実

ノンストレステスト (一連につき) 200点

前置胎盤、腎疾患、一部の血液疾患等の妊婦を追加

入院 週1回

外来 月1回



入院 週3回

外来 週1回

# 1 産科・小児科への重点評価②

## 新生児に対する医療及び救急搬送

- ・ 高リスクの新生児に対する専門的な病院における、高度な医療提供の評価を引上げ

新生児入院医療管理加算 750点→ 800点

- ・ 搬送された妊婦や新生児が自院で治療が困難な場合等、病態が不安定な患者の救急車での搬送に際し、医師が同乗して管理を行った場合の評価を引上げ

救急搬送診療料 650点→ 1,300点

# 1 産科・小児科への重点評価③

## 周産期医療を担う地域のネットワークの支援

安心できる地域の周産期医療を守るための医療機関の取組みを評価する

- ・ 緊急搬送されてきた、かかりつけ※でない妊産婦を受入れることの評価を創設

## 妊産婦緊急搬送入院加算(入院初日) 5, 000点

※ 助産所から囑託されている妊産婦を除く

- ・ ハイリスク妊産婦を医療機関間で共同して診療に当たることを評価した、ハイリスク妊産婦共同管理料の対象疾患を拡大

出血を伴う前置胎盤や心疾患等の妊産婦を追加

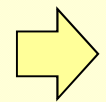
# 1 産科・小児科への重点評価④

## 小児の高度な入院医療の評価

- ・ 地域の小児医療の中核医療機関における、高度で手厚い入院医療を評価する区分を新設

## 小児入院医療管理料

1	3, 600点
2	3, 000点
3	2, 100点



1	4, 500点
2	3, 600点
3	3, 000点
4	2, 100点

### [小児入院医療管理料 1 の施設基準]

常勤の小児科又は小児外科医20名以上（うち、10名は非常勤やワークシェアリングの医師を常勤換算可能）

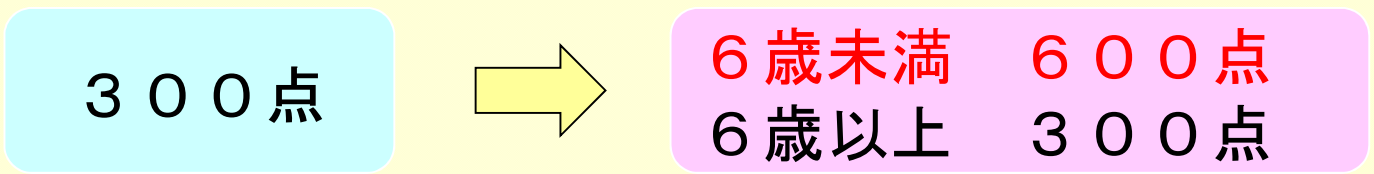
新生児及び乳幼児の入院手術件数が年間200件以上  
看護配置が7対1以上（夜間は9対1以上） 等

# 1 産科・小児科への重点評価⑤

## 障害を持つ小児への手厚い医療

- ・ 超重症児等の中でも、状態が特に安定していない乳幼児について、NICU退室後等の手厚い診療を重点的に評価する区分を新設

## 超重症児(者)入院診療加算



- ・ 肢体不自由児施設等における手厚い看護体制を評価した基本料の区分を新設

## 障害者施設等入院基本料(7対1) 1, 555点

当該病棟入院患者の3割以上が、超重症児(者)又は準超重症児(者)であること

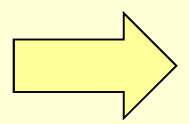
# 1 産科・小児科への重点評価⑥

## 障害児等のリハビリテーションの充実・拡大(1)

- ・ 障害児(者)リハビリテーションの特殊性や専門性を考慮して対象医療機関を見直すとともに、評価を引上げ

### 障害児(者)リハビリテーション料

6歳未満	190点
6～18歳	140点
18歳以上	100点



6歳未満	220点
6～18歳	190点
18歳以上	150点

算定対象医療施設を拡大し、現行の重症心身障害児施設等に加え、通院リハビリテーション患者のうち8割以上が障害児(者)である専門性の高い施設においても算定可能とする



# 1 産科・小児科への重点評価⑥

## 障害児等のリハビリテーションの充実・拡大(2)

- 言語障害のある患者に対する集団でのコミュニケーション療法の評価を創設

### 集団コミュニケーション療法(1単位につき) 50点

1人につき1日3単位まで算定可能

[対象患者]

脳血管疾患等リハビリテーション料又は障害児(者)リハビリテーション料の算定患者であり、言語・聴覚機能障害を有するもの

[算定要件]

医師の指示のもと言語聴覚士(又は医師)と患者が1対複数で20分以上訓練を行った場合に算定

実施単位数の限度が言語聴覚士1人当たり1日54単位

## 3 自殺対策・子どもの心の対策②

### 子どもの心の診療(1)

- ・ 小児特定疾患カウンセリング料の算定期間及び算定回数<sup>の要件を緩和</sup>

### 小児特定疾患カウンセリング料

(1回目) 500点      (2回目) 400点

2年を限度として月2回に限り算定

- ・ 20歳未満の患者に対する通院・在宅精神療法の加算についても算定期間の要件を緩和

20歳未満患者の加算      200点

初診の日から1年以内に行った場合に限る

## 3 自殺対策・子どもの心の対策②

### 子どもの心の診療(2)

- 児童・思春期精神科入院医学管理加算の評価を  
引上げるとともに、治療室単位で算定できるよう  
、施設基準を緩和

### 児童・思春期精神科入院医学管理加算

(1日につき) 650点

#### [児童・思春期治療室の施設基準]

- 1 当該治療室の病床数は30床以下
- 2 当該治療室の入院患者数の概ね8割以上  
が20歳未満の精神疾患を有する患者
- 3 その他の要件については従来の児童・  
思春期治療病棟の基準に同じ

## 2 診療所・病院の役割分担等①

### 診療所での夜間・早朝等における診療

- ・ 軽症の救急患者を地域の身近な診療所において受けとめる観点から、診療所の診療時間内であつて、夜間・早朝等に行われた診療の評価を創設

### 夜間・早朝等加算

50点

平日(土曜) : 18(12)～22時、6～8時

日祝日 : 6～22時

週30時間※以上開業している診療所で、開業時間を分かりやすい場所に掲示している

※ 月1回以上、在宅当番医制に参加又は休日・夜間急患センター等に赴き診療支援している場合は27時間

時間外加算、休日加算、深夜加算の取扱は変わらず

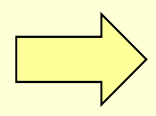
## 2 診療所・病院の役割分担等②

### 小児の外来医療の評価

- 安心できる地域の小児医療を確保するため、小児の外来診療の評価を引上げ

### 地域連携小児夜間・休日診療料

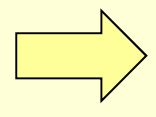
1	300点
2	450点



1	350点
2	500点

### 小児科外来診療料

処方せんあり	
初診	550点
再診	370点



処方せんあり	
初診	560点
再診	380点

処方せんなし	
初診	660点
再診	480点

処方せんなし	
初診	670点
再診	490点

## 2 診療所・病院の役割分担等③

### 地域の中核病院に勤務する医師の負担軽減

- ・ 地域の中核病院として、産科・小児科・精神科等を含む総合的・専門的な急性期医療を常時提供している機能を有する病院の、外来の縮小等の勤務医負担軽減の取組を評価

### 入院時医学管理加算(14日を限度) 120点

特定機能病院・専門病院以外の病院  
産科、小児、内科、外科、整形、脳外で入院医療を提供  
精神科による24時間対応体制（連携病院によるものでも可）  
外来の縮小体制（治癒又は他院紹介患者が4割以上）  
病院勤務医の負担の軽減に資する体制（次頁）  
全麻手術が年間800件以上 等

## 2 診療所・病院の役割分担等④

### 病院勤務医の負担の軽減策に資する体制

- 1 外来診療を縮小するための体制を確保
- 2 病院勤務医の負担の軽減に資する計画  
(例) 医師・看護師等の業務分担  
医師に対する医師事務作業補助体制  
地域の医療機関との連携体制  
外来縮小計画 等を策定し、職員等に周知
- 3 勤務医の勤務時間を把握し、勤務医負担の軽減及び医療安全の向上のための計画を策定  
(例) 連続当直は行わないシフトを組む  
当直後の通常勤務について配慮 等

※ 毎年4月に報告が必要

### 3 病院勤務医の事務負担の軽減

#### 医師の事務作業を補助する体制(1)

- 地域の急性期医療を担う病院(特定機能病院を除く。)において、勤務医負担軽減計画を策定し、医師の事務作業を補助する専従職員※(医師事務作業補助者)を配置している等、病院勤務医の事務作業を軽減する取組を評価 ※派遣社員等の非常勤職員でも良いが請負不可

#### 医師事務作業補助体制加算(入院初日)

25対1	50対1	75対1	100対1
355点	185点	130点	105点

届出一般病床数に対する医師事務作業補助員の配置割合による



### 3 病院勤務医の事務負担の軽減

#### 医師の事務作業を補助する体制(2)

- 医師事務作業補助者の業務内容

診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師の教育や臨床研修のカンファレンスのための準備作業等）並びに行政上の業務（救急医療情報システムへの入力、感染症のサーベイランス事業等）を医師の指示の下に行う

※ 医師以外の職種の指示の下に行う業務、診療報酬の請求事務、窓口・受付業務、医療機関の経営、運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等については行わない

### 3 病院勤務医の事務負担の軽減

#### 医師の事務作業を補助する体制(3)

- 病院機能と算定可能な区分との関係

病院機能	25対1	50対1	75対1	100対1
高度な救急医療を担う病院	○	○	○	○
地域の急性期医療を担う病院	×	○	○	○

高度な救急医療を担う病院： 第三次救急医療機関、  
総合周産期母子医療センター、小児救急拠点病院

地域の急性期医療を担う病院： 災害医療拠点病院、  
へき地医療支援病院、地域医療支援病院、  
緊急入院患者※を受け入れている病院

※ 特別の関係にある保険医療機関等から搬送される患者を除く、  
緊急入院患者数が年間200件以上

# 平成22年度診療報酬改定

小児・周産期  
勤務医負担軽減

# 産科・小児医療の評価の充実について①

## ハイリスク妊産婦管理の充実・拡大

- 合併症等によりリスクの高い分娩を行う妊産婦の入院についての評価の引き上げ及び対象疾患の拡大

ハイリスク分娩管理加算 2,000点 → 3,000点(1日につき)

[対象患者] 新たに多胎妊娠、子宮内胎児発育遅延を対象疾患に追加

☆ハイリスク妊娠管理加算についても同様の対象疾患の拡大

- 妊産婦緊急搬送入院加算の評価の引き上げと、妊娠以外の疾病で妊産婦が搬送された場合も算定できることとする。

妊産婦緊急搬送入院加算 5,000点 → 7,000点(入院初日)

## 小児急性期集中治療の評価

- 小児救急患者に対して、超急性期の救命医療とそれに続く急性期の専門的集中治療の評価

⑨ 救命救急入院料 小児加算 5,000点(入院初日)

⑨ 特定集中治療室管理料 小児加算1,500点(7日以内)

1,000点(8~14日)

# 産科・小児医療の評価の充実について②

## 小児急性期救急医療の評価

- 地域の小児救急医療の中核的役割を果たす医療機関についてよりきめ細かな評価を行う。また**特定機能病院**においても算定可とする

【現行】

小児入院医療管理料

【改定後】

(常勤小児科医20人以上)	4,500点		(常勤小児科医20人以上)	4,500点
			<b>新</b> (常勤小児科医 <b>9人以上</b> )	<b>4,000点</b>
(常勤小児科医5人以上)	3,600点		(常勤小児科医5人以上)	3,600点
(常勤小児科医3人以上)	3,000点		(常勤小児科医3人以上)	3,000点
(常勤小児科医1人以上)	2,100点		(常勤小児科医1人以上)	2,100点

[施設基準](新規・追加要件のみ)

小児入院  
医療管理料1

- ① 特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料を届出していること
- ② 年間の小児緊急入院患者数 800件以上
- ③ 勤務医負担軽減及び処遇の改善に資する体制の整備

小児入院  
医療管理料2

- ① 小児救急医療を24時間365日提供していること
- ② 勤務医負担軽減及び処遇の改善に資する体制の整備

## 新生児集中治療・救急医療の評価

- ハイリスク新生児に係る集中治療の評価の引き上げ

### 新生児特定集中治療室管理料1

8,500点→10,000点(1日につき)

- 地域における小規模のNICUの評価の新設

### ⑧ 新生児特定集中治療室管理料2 6,000点(1日につき)

[施設基準] ① 専任の医師が常時、当該医療機関に勤務していること。

② 看護配置、専用施設等は新生児特定集中治療室管理料1に同じ。

- 医療機関の連携によりハイリスク児の円滑な受入を推進するため、新生児及び乳幼児の救急搬送の評価

救急搬送診療料 ⑧ 新生児加算 1,000点

乳幼児加算 150点 → 500点

# 産科・小児医療の評価の充実について④

## NICU入院患者等の後方病床の充実

- NICUからハイリスク児を直接受け入れる後方病床のうち新生児治療回復室(GCU)について評価区分の新設

### ⑧ 新生児治療回復室入院医療管理料 5,400点(1日につき)

[対象患者] 高度の先天奇形、低体温等の状態

[施設基準] ① NICUを有していること ② 常時6対1以上の看護配置

② 専任の小児科医が常時、当該医療機関内にいること

- NICU入院患者等に係る退院調整加算の新設、及び障害者施設等においてNICU退院患者の受入れの評価の新設

### ⑧ 新生児特定集中治療室退院調整加算 300点(退院時1回)

専従の看護師又は社会福祉士(施設基準:いずれかが1名以上)がNICU入室児又は退室後の患児の退院調整を行った場合に、退院時に算定

### ⑧ 重症児(者)受入連携加算 1,300点(入院初日)

NICU退室後の患児を障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定する病床で受入れた場合に算定

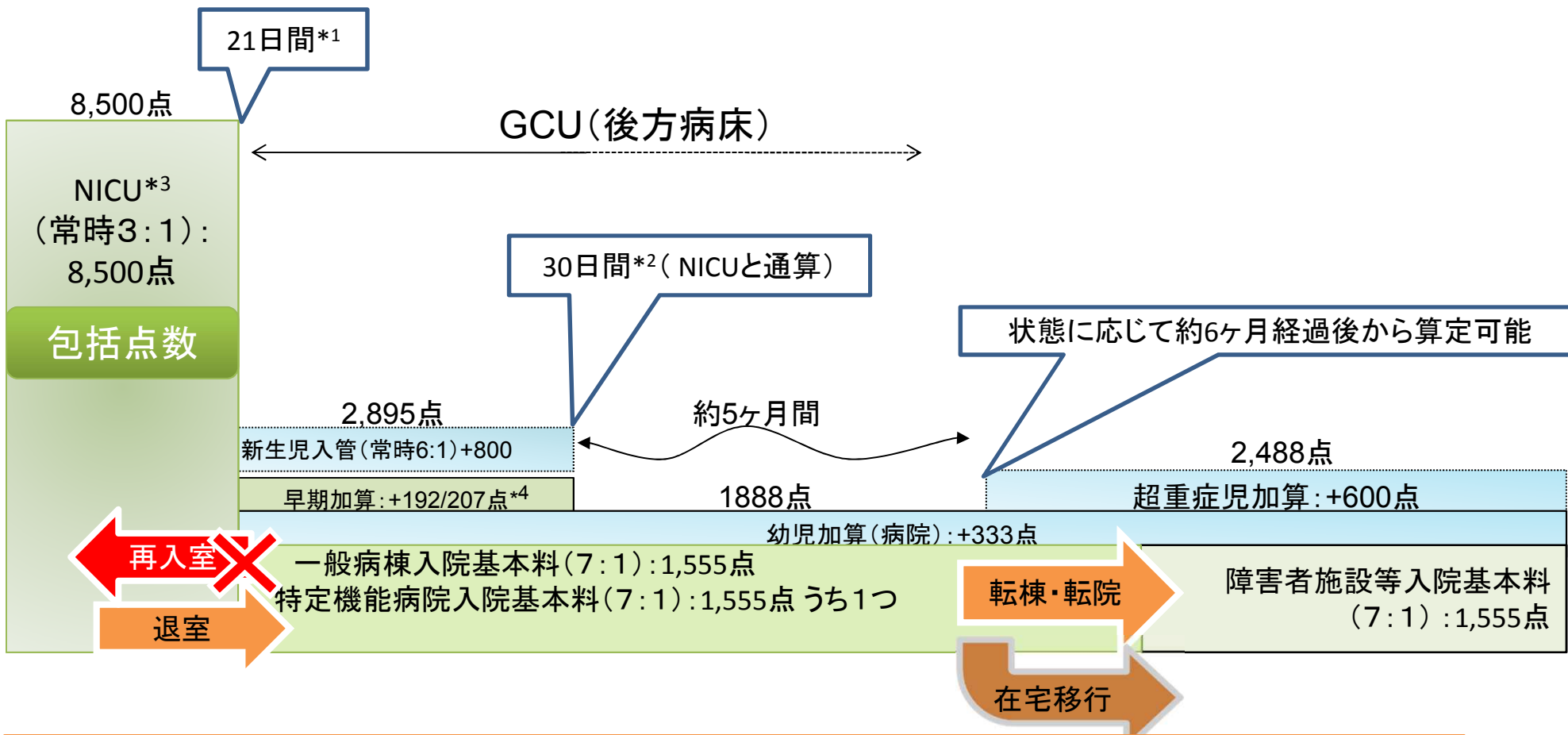
## きめ細かな要件緩和

- NICUの満床時の緊急受入れのために一時的に定員超過入院となる場合に、超過病床についても**新生児特定集中治療室管理料**の算定を認める。  
[要件] ① 満床時の緊急受入等、一時的にやむを得ず当該基準を満たすことが困難である場合は、助産師又は看護師の数が常時4対1以上を超えない範囲で、24時間以内に常時3対1以上に調整すること。  
② 超過病床数は2床までとすること。
- 一度NICUから退室した患児について、**症状増悪等により再入室**した場合も**新生児特定集中治療室管理料**を再度算定できることとする。ただし、前回の入室期間と通算して算定日数を計算する。
- **超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算**について、人工呼吸器等の医学管理が必要な状況が**新生児期から継続**する場合は6ヶ月以上状態が継続していなくても算定可能とする。



改定前

# NICU入院後の診療報酬点数の推移 <小児入院医療管理料を算定しない場合>



## 経過

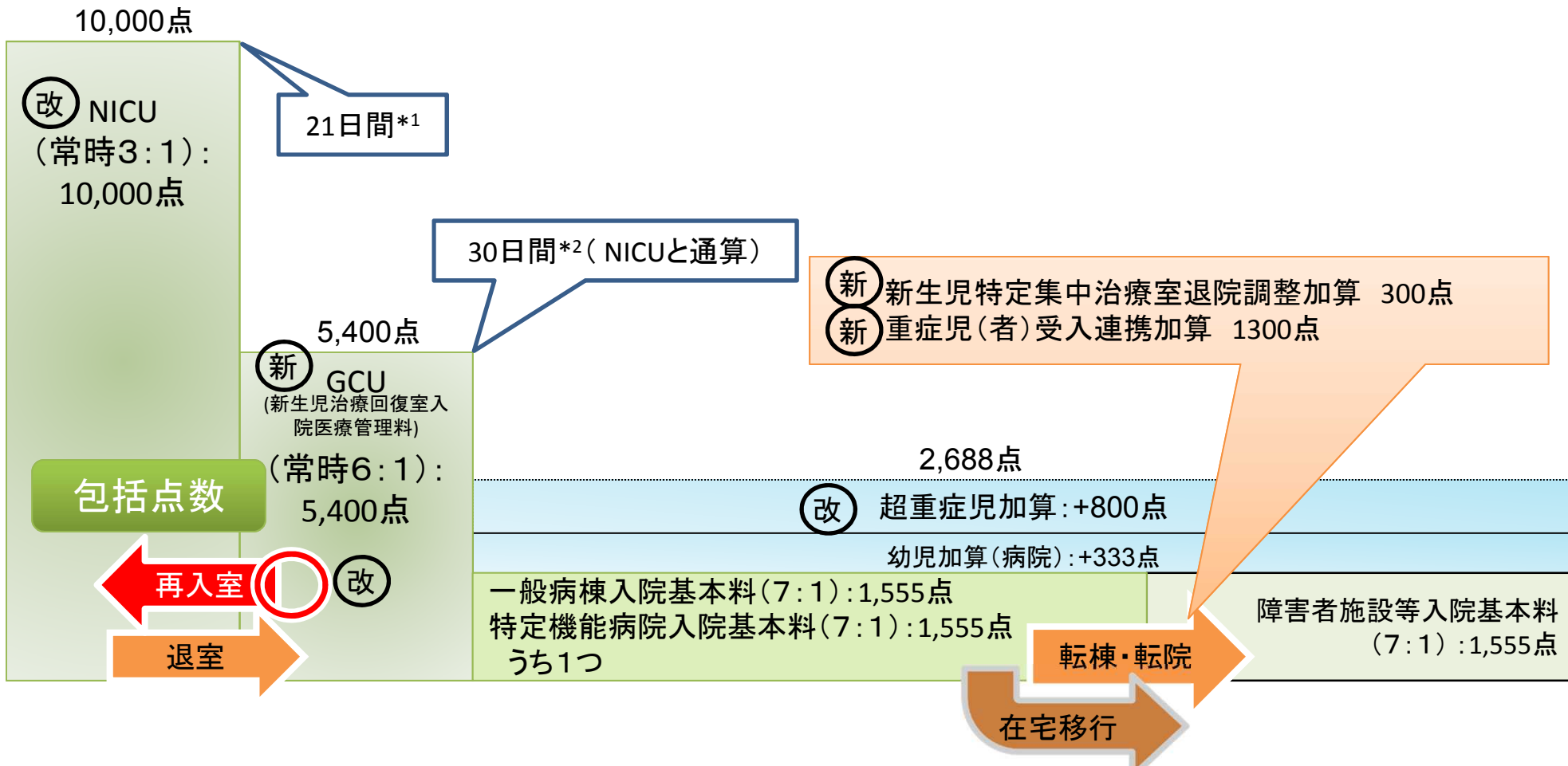
入院料の後の()内は診療報酬上の看護配置を記載

\*1 体重により最大90日まで \*2 体重により最大120日まで \*3 1回の入院中にNICUへの再入院はできない

\*4 入院から15日以上30日以内において一般入院基本料は192点、特定機能病院入院基本料は207点の加算がつく

改定後

# NICU入院後の診療報酬点数の推移 <小児入院医療管理料を算定しない場合>



入院料の後の()内は診療報酬上の看護配置を記載

\*1 体重により最大90日まで \*2 体重により最大120日まで

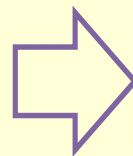
実際に病院勤務医の負担軽減及び処遇改善につながるよう、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を要件とする項目を今般新たに評価する項目に拡大する。

## 3項目から8項目に対象拡大

【病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目】

### 現行

- 入院時医学管理加算
- 医師事務作業補助体制加算
- ハイリスク分娩管理加算



### 改定後

- 総合入院体制加算(旧:入院時医学管理加算)
- 医師事務作業補助体制加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 急性期看護補助体制加算
- 栄養サポートチーム加算
- 呼吸ケアチーム加算
- 小児入院医療管理料1及び2
- 救命救急入院料 注3に掲げる加算を算定する場合

# 病院勤務医の負担を軽減する体制の評価②

平成22年度改定

## [算定要件]

- ① 病院勤務医の勤務状況について具体的に把握していること。
- ② 勤務医の勤務状況や負担を把握し、改善に関する提言を行う責任者を配置すること。
- ③ 役割分担の推進のための多職種からなる委員会等を設置し、病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に係る計画の策定時や評価時、その他必要時に開催されていること。
- ④ 今後の勤務医負担軽減計画について、先進的な取組事例を参考に、具体的な取組内容や目標達成年次等を入れた計画を策定し、地方厚生局長等に提出すること。
- ⑤ 目標の達成状況について、年1回地方厚生局長等に報告すること。

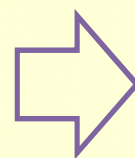
## (様式抜粋)

(1) 病院勤務医の負担の軽減に資する計画	<input type="checkbox"/> 医師・看護師等の業務分担 <input type="checkbox"/> 医師に対する医療事務作業補助体制 <input type="checkbox"/> 短時間正規雇用の医師の活用 <input type="checkbox"/> 地域の他の医療機関との連携体制 <input type="checkbox"/> 交代勤務制の導入 <input type="checkbox"/> 外来縮小の取組み <input type="checkbox"/> その他
(2) 病院勤務医の勤務時間の把握等	<input type="checkbox"/> 勤務時間（平均週 時間(うち、残業 時間)） <input type="checkbox"/> 連続当直を行わない勤務シフト(平均月当たり当直回数 回) <input type="checkbox"/> 当直翌日の通常勤務に係る配慮( <input type="checkbox"/> 当直翌日は休日としている <input type="checkbox"/> 当直翌日の業務内容の配慮を行っている <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )) <input type="checkbox"/> 業務の量や内容を把握した上で、特定の個人に業務が集中しないような勤務体系の策定 <input type="checkbox"/> その他
(3) 職員等に対する周知（有 無）	具体的な周知方法( )
(4) 役割分担推進のための委員会又は会議	ア 開催頻度（ 回/年） イ 参加人数（平均 人/回） 参加職種( )

# 医師事務作業補助体制加算①

急性期の入院医療を担う病院勤務医にとって、診断書の作成、診療録の記載等の書類作成業務が特に大きな負担となっていること、医師事務作業補助者の配置により一定の負担軽減効果が見られていることから、**医師事務作業補助体制加算の引上げを行うとともに、より多くの医師事務作業補助者を配置した場合の評価を設ける。**

現行	
医師事務作業補助者の配置	点数
25対1	355点
50対1	185点
75対1	130点
100対1	105点



改定後	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	810点
20対1	610点
25対1	490点
50対1	255点
75対1	180点
100対1	138点

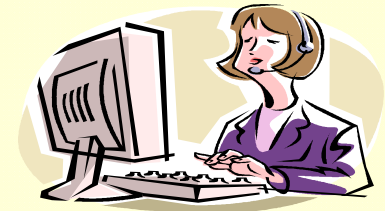
※一般病床数に対する配置人数に応じて加算

# 医師事務作業補助体制加算②

[施設基準] ※各項目のいずれかに該当すればよい

## 1 15対1補助体制加算、20対1補助体制加算の場合

- ・第三次救急医療機関
- ・小児救急医療拠点病院
- ・総合周産期母子医療センター
- ・年間の緊急入院患者数が800名以上の実績を有する病院



## 2 25対1補助体制加算、50対1補助体制加算の場合

- ・「15対1又は20対1補助体制加算の施設基準」を満たしている
- ・災害拠点病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院
- ・年間の緊急入院患者数が200名以上
- ・又は全身麻酔による手術件数が年間800件以上

## 3 75対1補助体制加算、100対1補助体制加算の場合

- ・「15対1及び20対1補助体制加算の施設基準」又は「3 25対1及び50対1補助体制加算の施設基準」を満たしている
- ・年間の緊急入院患者数が100名以上の実績を有する病院であること。

★医師事務作業補助者の配置場所は、業務として医師の指示に基づく医師の事務作業補助を行う限り問わないことを明記した。

# 平成24年度診療報酬改定

小児・周産期  
勤務医負担軽減

# 小児医療の推進①

## 小児の集中治療の評価

- 従来からある一般向けの特定集中治療室(ICU)に加え、新たに小児専門の特定集中治療室(PICU)に対する評価を新設し、小児救急医療の充実を図る。

### (新) 小児特定集中治療室管理料(1日につき)

15,500点(7日以内)

13,500点(8日以上14日以内)

#### [算定要件]

15歳未満であって、特定集中治療室管理が必要な患者について算定する。

#### [施設基準]

- ① 小児入院管理料1を届出る医療機関であること。
- ② 小児特定集中治療室として8床以上の病室を有していること。
- ③ 小児集中治療を行う医師が常時配置されていること。
- ④ 常時2対1以上の看護配置であること。
- ⑤ 体外補助循環を行うために必要な装置など、小児集中治療を行うための十分な設備を有していること。
- ⑥ 重症者等を概ね9割以上入院させる治療室であること。
- ⑦ 同病室に入院する患者のうち、転院日に他の医療機関において救命救急入院料、特定集中治療室管理料を算定していた患者を年間20名以上受け入れていること。



## 小児医療の推進②

## 小児の救急医療の評価

- 一般向けの特定集中治療室(ICU)における15歳未満の者に対する特定集中治療についてもその評価を引き上げ、小児救急患者の一層の受入を推進する。

(改) 特定集中治療室管理料小児加算(1日につき)

1,500点→2,000点(7日以内)

1,000点→1,500点(8日以上14日以内)

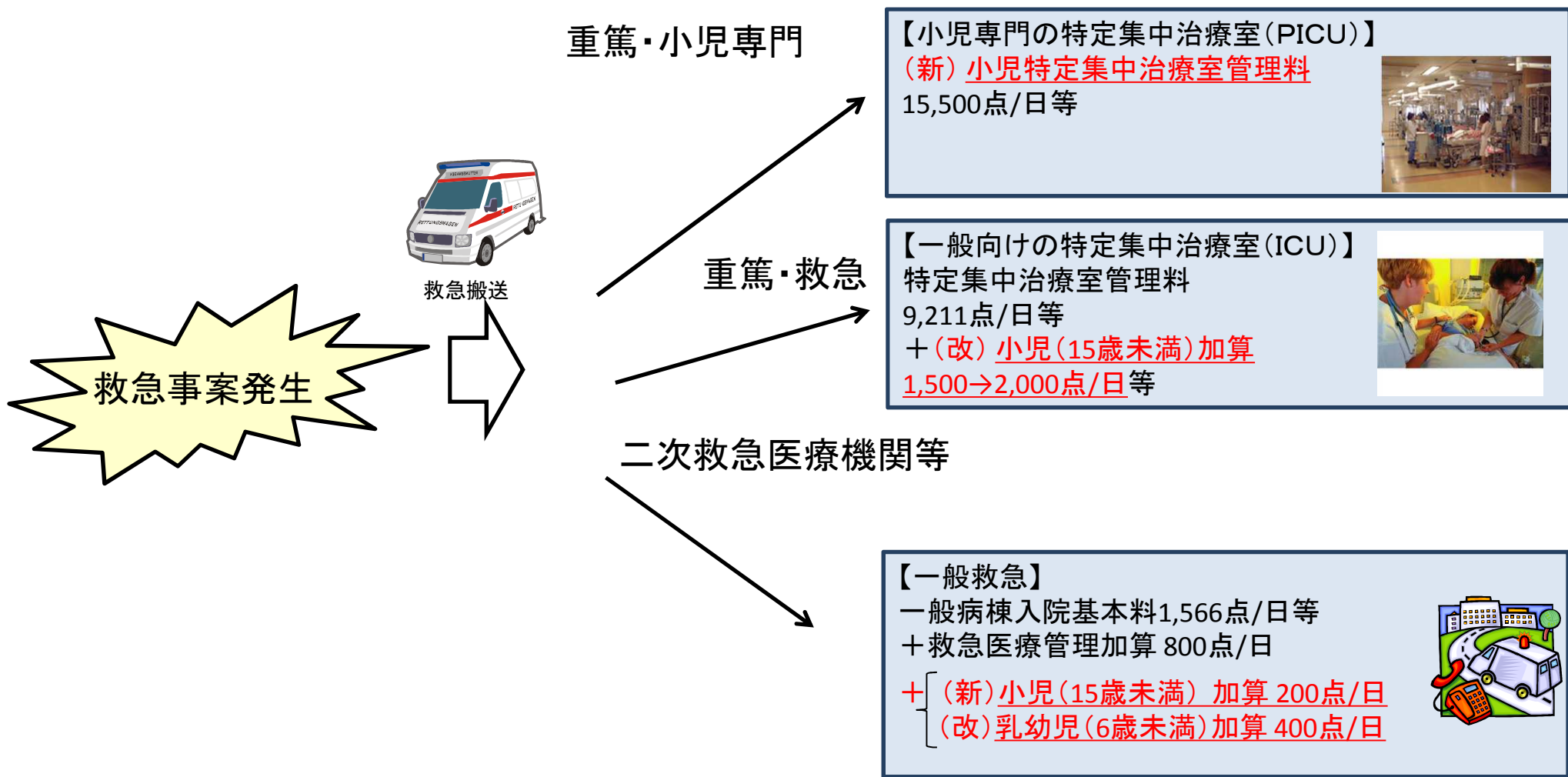
- 救急医療管理加算についても、小児加算(15歳未満)を新設するとともに、乳幼児加算(6歳未満)を引き上げ、特定集中治療室管理に至らない事案であっても一般病棟における小児救急医療の充実を図る。

救急医療管理加算(1日につき・7日以内)

(新) 小児加算 200点

(改) 乳幼児加算 200点 → 400点

# 小児救急に係る診療報酬の評価 (入院・イメージ)



## 小児医療の推進③

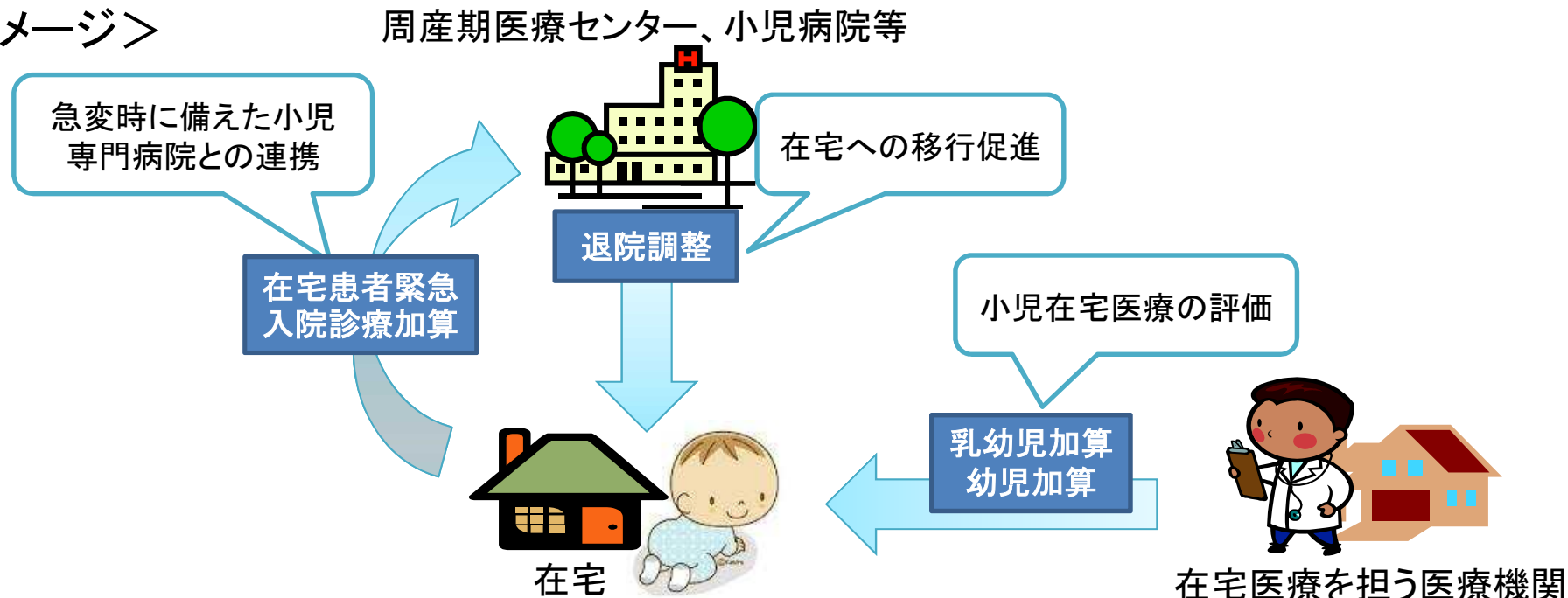
## 小児在宅医療の充実

- 小児在宅医療をより一層充実させる観点から、在宅患者訪問診療料の乳幼児加算・幼児加算を引き上げる。

(改) 訪問診療料 乳幼児加算・幼児加算 200点 → 400点

- 在宅医療への移行を円滑なものとするため、在宅患者緊急入院診療加算を小児入院医療管理料算定病床でも算定可能とする。

<イメージ>



## 小児医療の推進④

## 緩和ケアを行う医療機関の評価

- 小児の緩和ケアについては、特別な配慮を必要とすることから、がん性疼痛緩和指導料、緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料に小児加算を新設し、小児緩和ケアの充実を図る。

(新)	<u>がん性疼痛緩和指導料</u>	<u>小児加算</u>	<u>50点</u>
(新)	<u>緩和ケア診療加算</u>	<u>小児加算</u>	<u>100点</u>
(新)	<u>外来緩和ケア管理料</u>	<u>小児加算</u>	<u>150点</u>

[算定要件]

15歳未満の小児患者に対し、当該指導管理を行った場合に算定する。

(注)外来緩和ケア管理料は新設

## 小児入院医療管理料における放射線治療の評価

- 小児悪性腫瘍における有効な治療手段である放射線治療について、小児入院医療管理料の包括範囲から除く。

# 小児医療の推進⑤

## 児童・思春期精神科入院医療の評価

- 従来、小児病院と精神科病院とで小児の精神科入院医療の評価が異なる場合があったことから、それぞれにおいて適切な評価となるよう、児童・思春期精神科入院医療管理料を新設する。

## (新) 児童・思春期精神科入院医療管理料 2,911点(1日につき)

### [算定要件]

20歳未満の精神疾患を有する患者について病棟又は病室単位で算定する。

### [施設基準]

- ① 20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室
- ② 小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上(うち1名は精神保健指定医)
- ③ 看護師配置常時10対1以上(夜勤看護師2名以上)
- ④ 専従の常勤精神保健福祉士及び常勤臨床心理技術者がそれぞれ1名以上

- 児童・思春期精神科入院医療管理料の新設に伴い、児童・思春期精神科入院医療管理加算を廃止する。

# 周産期医療の推進①

## ハイリスク妊産婦に対する医療の充実

### 【医療連携の評価】

- ハイリスク妊産婦共同管理料を引き上げるとともに、算定対象に多胎妊娠、子宮内発育遅延の者を加え、地域医療機関と専門医療機関の連携を一層推進する。

(改) ハイリスク妊産婦共同管理料1(紹介側) 500点 → 800点

(改) ハイリスク妊産婦共同管理料2(受入側) 350点 → 500点

[算定対象患者(改定後、下線の疾患を追加)]

(妊婦)妊娠22週から32週未満の早産、妊娠高血圧症候群重症、前置胎盤、妊娠30週未満の切迫早産、多胎妊娠、子宮内胎児発育遅延、心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向、HIV陽性、Rh不適合

(妊産婦)妊娠22週から32週未満の早産、40歳以上の初産婦、分娩前のBMIが35以上の初産婦、妊娠高血圧症候群重症、常位胎盤早期剥離、前置胎盤、双胎間輸血症候群、多胎妊娠、子宮内胎児発育遅延、心疾患、糖尿病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病、出血傾向、HIV陽性

### 【受入側の医療機関の評価】

- ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算の評価を引き上げ、ハイリスクの妊産婦に対する、必要な医療の円滑な提供を推進する。

(改) ハイリスク妊娠管理加算(1日につき) 1,000点 → 1,200点

(改) ハイリスク分娩管理加算(1日につき) 3,000点 → 3,200点

## 周産期医療の推進②

### 新生児特定集中治療室における退院調整の充実

- 新生児特定集中治療室(NICU)における退院調整に係る評価について、NICUに勤務経験のある看護師が退院調整に参画することを要件とした上で評価を引き上げる。また、超低出生体重児等ハイリスク者に対しては加算を2回算定可能とし、きめ細やかな退院調整を評価する。

#### 新生児特定集中治療室退院調整加算

(改)	<u>退院調整加算1(退院時1回)</u>	<u>300点→600点</u>
(新)	<u>退院調整加算2</u>	
	<u>イ 退院支援計画作成加算(入院中1回)</u>	<u>600点</u>
	<u>ロ 退院加算(退院時1回)</u>	<u>600点</u>

#### [施設基準]

(現行) 退院調整に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師または専従の社会福祉士が1名以上配置されていること。

⇒(改定後) 下記のいずれかを満たす場合

- ・ 新生児の集中治療及び退院調整に関する十分な経験を有する専従の看護師が1名以上配置。
- ・ 新生児の集中治療及び退院調整に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専従の社会福祉士がそれぞれ1名以上配置。

#### [退院調整加算2の算定要件]

出生時体重が1,500g未満の者又は超重症、準超重症の状態が28日以上継続しているもの。

# 周産期医療の推進③

## 超重症児(者)、準超重症児(者)の受入医療機関の拡充

- 超重症児(者)、準超重症児(者)に対する日々の診療の評価について、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料でも算定可能とし、後方病床における取組を推進する。

超重症児(者)入院診療加算(1日につき) 800点(6歳未満)/400点(6歳以上)

準超重症児(者)入院診療加算(1日につき) 200点(6歳未満)/100点(6歳以上)

[算定可能病床(改定後、下線部を追加)]

一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料

[算定要件(改定後、下線部を追加)]

超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算は、出生時、乳幼児期又は小児期等の15歳までに障害を受けた児(者)で、当該障害に起因して超重症児(者)又は準超重症児(者)の判定基準を満たしている児(者)に対し、算定する。

ただし、上記以外の場合であっても、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を除く病棟又は病床においては、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者であって、重度の肢体不自由児(者)(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等については、(2)又は(3)\*の基準を満たしていれば、当面の間、同年4月1日以降も継続して、当該加算を算定できるものとする。「(\*)「超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準」に依る。



## 24年改定以降の(準)超重症児(者)入院診療加算の算定可能患者について

		一般病棟 精神病棟 特定機能病院 専門病院 等	障害者病棟 (以下の患者が7割以上) 特殊疾患病棟 (以下の患者が8割以上)	(新) 療養病棟 有床診
		/	<b>【対象患者】</b> ・脊髄損傷等の重度障害者 (脳卒中の後遺症・認知症の患者を除く) ・重度の意識障害者 ・筋ジストロフィー患者 ・神経難病患者	/
≤15歳		○	○	○
>15歳	15歳までに障害を受けた者	○	○	○
	15歳までに障害を受けていない者	○※ ただし、上記の【対象患者】 であって、24年3月末時点で 30日以上継続して、当該加 算を算定している者に限る。	○※ ただし、上記の【対象患者】 であって、24年3月末時点で 30日以上継続して、当該加 算を算定している者に限る。	×

※ただし、算定できる期間は「当面の間」とし、今後、実態を踏まえた上で、その取り扱いを検討する。

## 周産期医療の推進④

### 超重症児(者)、準超重症児(者)の受入医療機関の初期診療の評価

- 超重症児(者)、準超重症児(者)の初期診療の評価について、在宅からの入院の場合のみで評価されている超重症児(者)、準超重症児(者)入院診療加算の初期加算(1日につき200点・5日目まで)を、在宅以外に救急医療機関からの転院の場合にも算定可能とし、後方病床における取組を推進する。

### (改) 在宅重症児(者)受入加算 → 救急・在宅重症児(者)受入加算

[算定対象患者(改定後、下線部を追加)]

自宅から入院した患者又は他の保険医療機関から転院してきた患者であって、当該他の保険医療機関において特定集中治療室管理料の小児加算、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料又は新生児集中治療室管理料を算定したことのある者

### 後方病床の重症児(者)受入の推進

- NICUに入院していた患者を受け入れた場合の評価である重症児(者)受入連携加算を引き上げるとともに、後方病院となる病床の範囲を拡大し、重症児(者)に係る医療機関間の連携を推進する。

### (改) 重症児(者)受入連携加算(入院初日) 1,300点→2,000点

[算定可能病床(改定後、下線の入院料を追加)]

障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、一般病棟入院基本料(13対1、15対1に限る。)、療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料 62

# 周産期医療の地域連携に係る改定後のイメージ

平成24年度改定

<周産期医療センター等>

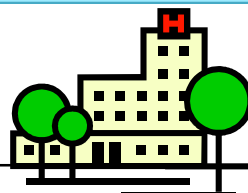


## 退院調整の評価

新生児特定集中治療室退院調整加算  
300点(退院時1回)  
→600点(超低出生体重児等は2回)

## 後方受入の評価

重症児(者)受入連携加算  
1,300点(入院時1回) →2,000点



<後方病院>

障害者施設、特殊疾患病棟だったものに

一般病棟(13対1、15対1)、療養病棟、有床診を追加

## 受け入れた場合の 初期診療の評価

救急・在宅重症児(者)受入加算  
200点(1日につき)  
【入院から5日まで】

## 受け入れた場合の 日々の診療の評価

(準)超重症児(者)入院診療加算  
800点(1日につき)  
※6歳未満の超重症児の場合

救急医療機関から  
の転院の場合  
にも算定可

<在宅>



# 病院医療従事者の勤務体制の改善等①

平成24年度改定

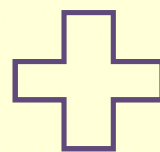
- 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を要件とする項目を今般新たに評価する項目等に拡大し、病院勤務医の負担軽減及び処遇改善を推進する。

## 8項目から15項目に対象拡大

【病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目】

### 現行

- ① 総合入院体制加算
- ② 医師事務作業補助体制加算
- ③ ハイリスク分娩管理加算
- ④ 急性期看護補助体制加算
- ⑤ 栄養サポートチーム加算
- ⑥ 呼吸ケアチーム加算
- ⑦ 小児入院医療管理料1及び2
- ⑧ 救命救急入院料 注3に掲げる加算を算定する場合



### 新たに追加

- ⑨ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ⑩ (新)小児特定集中治療室管理料(スライド10)
- ⑪ (新)精神科リエゾンチーム加算(スライド41)
- ⑫ (新)病棟薬剤業務実施加算(スライド45)
- ⑬ (新)院内トリアージ実施料(スライド34)
- ⑭ (新)移植後患者指導管理料(スライド42)
- ⑮ (新)糖尿病透析予防指導管理料(スライド92)

# 勤務医負担軽減策の見直しのイメージ

## 要件とする項目

- ① 総合入院体制加算(旧:入院時医学管理加算)
- ② 医師事務作業補助体制加算
- ③ ハイリスク分娩管理加算
- ④ 急性期看護補助体制加算
- ⑤ 栄養サポートチーム加算
- ⑥ 呼吸ケアチーム加算
- ⑦ 小児入院医療管理料1及び2
- ⑧ 救命救急入院料 注3に掲げる加算を算定する場合

## 負担軽減の項目

- ・ 医師・看護師等の業務分担
  - ・ 医師に対する医療事務作業補助体制
  - ・ 交代勤務制導入
  - ・ 短時間正規雇用の医師の活用
  - ・ 地域の他の医療機関との連携
  - ・ 外来縮小の取り組み
- いずれの項目も任意

### 改定後

- ① 総合入院体制加算(旧:入院時医学管理加算)
- ② 医師事務作業補助体制加算
- ③ ハイリスク分娩管理加算
- ④ 急性期看護補助体制加算
- ⑤ 栄養サポートチーム加算
- ⑥ 呼吸ケアチーム加算
- ⑦ 小児入院医療管理料1及び2
- ⑧ 救命救急入院料 注3に掲げる加算を算定する場合

新規追加

- ⑨ 総合周産期特定集中治療室管理料
- ⑩ 小児特定集中治療室管理料
- ⑪ 精神科リエゾンチーム加算
- ⑫ 病棟薬剤業務実施加算
- ⑬ 院内トリアージ実施料
- ⑭ 移植後患者指導管理料
- ⑮ 糖尿病透析予防指導管理料

- 【必須項目】**
- ・ 医師・看護師等の役割分担
- 【一部の病院で必須】**
- ・ 交代勤務制導入
  - ・ 外来縮小の取り組み
- 【任意項目】**
- ・ 医師に対する医療事務作業補助体制
  - ・ 短時間正規雇用の医師の活用
  - ・ 地域の他の医療機関との連携
  - ・ (新) 予定手術前の当直に対する配慮

一定以上医師が配置されている、小児、産科、救急関係入院料では必ず検討する事項とする  
(左の青字項目で必須)

特定機能病院及び一般病床が500床以上の病院では必ず検討することとする

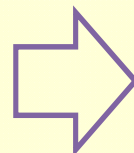
# 病院勤務医の負担を軽減する体制の評価②

平成24年度改定

- 医師事務作業補助者の配置について、よりきめ細かく評価し、病院勤務医の負担を軽減する体制の推進を図る。

## 医師事務作業補助体制加算

現行	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	810点
20対1	610点
25対1	490点
50対1	255点
75対1	180点
100対1	138点



改定後	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	810点
20対1	610点
25対1	490点
(新) <u>30対1</u>	<u>410点</u>
(新) <u>40対1</u>	<u>330点</u>
50対1(※)	255点
75対1	180点
100対1	138点

※50対1については、年間の緊急入院患者数の実績要件を緩和する。(年間の緊急入院患者数が100名以上でも算定可能とする。)

- 精神科救急医療に特化した精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料1、精神科救急・合併症入院料でも医師事務作業補助体制加算を算定可能とし、精神科救急医療に携わる医師の負担軽減の推進を図る。

# 平成26年度診療報酬改定

小児・周産期  
勤務医負担軽減

## 小児医療の推進①

## 重症な新生児の集中治療①

➤ 出生体重が1,500g以上の一部の先天奇形等を有する新生児について、新生児特定集中治療室管理料等の算定日数上限を延長する。

現行	
出生体重	算定日数 (NICU*1、GCU*2合算)
1,500g以上	NICU 21日 GCU 30日
—	—
1,000g以上1,500g未満	NICU 60日 GCU 90日
1,000g未満	NICU 90日 GCU 120日



改定後	
出生体重	算定日数 (NICU、GCU合算)
1,500g以上	NICU 21日 GCU 30日
<u>1,500g以上で、一部の先天奇形等*3を有する場合</u>	<u>NICU 35日</u> <u>GCU 50日</u>
1,000g以上1,500g未満	NICU 60日 GCU 90日
1,000g未満	NICU 90日 GCU 120日

\*1 NICUとは新生児特定集中治療室管理料1、2及び総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)をさす。

\*2 GCUとは新生児治療回復室入院医療管理料をさす。

\*3 対象疾患は先天性水頭症、全前脳胞症、二分脊椎(脊椎破裂)、アーノルド・キアリ奇形、後鼻孔閉鎖、先天性喉頭軟化症、先天性気管支軟化症、先天性のう胞肺、肺低形成、食道閉鎖、十二指腸閉鎖、小腸閉鎖、鎖肛、ヒルシュスプルング病、総排泄腔遺残、頭蓋骨早期癒合症、骨(軟骨を含む)無形成・低形成・異形成、腹壁破裂、臍帯ヘルニア、ダウン症候群、18トリソミー、13トリソミー、多発奇形症候群



# 小児医療の推進②

## 重症な新生児の集中治療②

- 新生児特定集中治療室管理料1、2及び総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)について、新生児の受入実績等に関する基準を新設するとともに評価の見直しを行う。

現行		改定後	
新生児特定集中治療室管理料1 総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)	10,011点	新生児特定集中治療室管理料1 総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)	10,174点
新生児特定集中治療室管理料2	6,011点	<b>新生児特定集中治療室管理料2</b>	<b>8,109点(改)</b>

### [施設基準]

新生児特定集中治療室管理料1・総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)

- ・ 以下のいずれかを満たすこと。

イ 出生体重1,000g未満の新規入院患者が1年間に4名以上であること。

ロ 当該治療室に入院中の患者の開頭、開胸又は開腹手術が1年間に6件以上であること。

新生児特定集中治療室管理料2

- ・ 出生体重2,500g未満の新規入院患者が1年間に30名以上であること。

※ 平成26年3月31日に届け出ている医療機関は平成26年9月30日までは基準を満たしているものとする。

## 重症な小児の集中治療

- 小児特定集中治療室管理料(いわゆるPICU)の施設基準について、見直しを行う。

[施設基準] 以下のいずれかを満たすこと(「ロ」を新たに設定)。

イ 当該治療室に入院する患者のうち、転院日に他の医療機関において救命救急入院料、特定集中治療室管理料を算定していた患者を年間20名以上受け入れていること。

ロ 当該治療室に入院する患者のうち、転院日に救急搬送診療料を算定した患者を年間50名以上(うち、入室24時間以内に人工呼吸を実施した患者が30名以上)受け入れていること。

# 新生児特定集中治療室管理料等の評価のイメージ

改  
定  
前

新生児特定集中治療室管理料1・総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)  
(10,011点)

新生児特定集中治療室管理料2  
(6,011点)

新生児治療回復室入院医療管理料  
(5,411点)

5,000点

新NICU1の基準

出生体重1,000g未満の入院4件/年以上  
又は  
開頭、開胸又は開腹手術が6件/年以上

新NICU2の基準

出生体重2,500g未満の  
入院30件/年以上

新たな新生児特定集中治療室管理料1等の基準を満たす医療機関

新たな新生児特定集中治療室管理料2の基準を満たす医療機関

新たな新生児特定集中治療室管理料2の基準を満たさない医療機関

経過措置6月

経過措置6月

改  
定  
後

新生児特定集中治療室管理料1  
総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)  
(10,174点)

新生児特定集中治療室管理料2  
(8,109点)

新生児治療回復室入院医療管理料  
(5,499点)

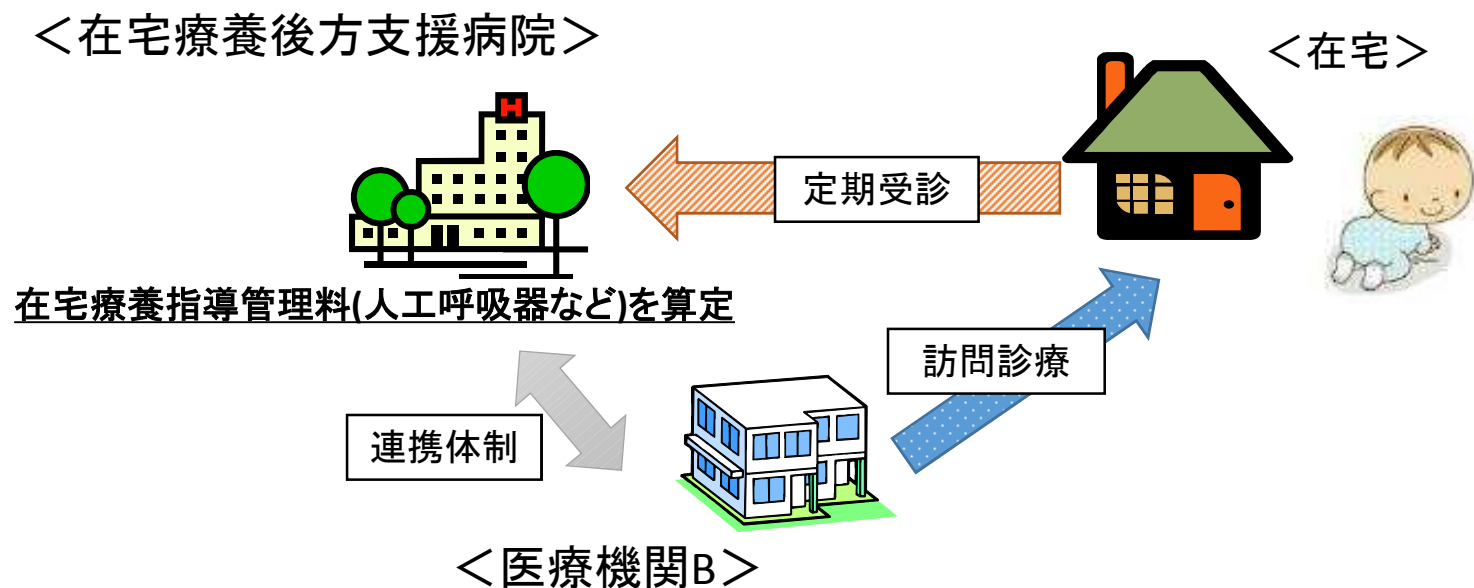
10,000点

5,000点

## 小児医療の推進③

### 小児在宅医療における在宅療養指導管理料の見直し

- 人工呼吸器を装着している小児等の在宅療養で算定する在宅療養指導管理料について、在宅療養を担う医療機関と後方支援等を担う医療機関で異なる管理を行う場合、それぞれで算定できるように見直しを行う。



在宅療養指導管理料(寝たきり処置など)が算定可能  
(従前は算定不可)

# 小児医療の推進④

## 通院・在宅精神療法 20歳未満加算の起算日の見直し

- 精神疾患以外で医療機関を受診していた小児患者が精神疾患を発症し、同一の医療機関の精神科を受診した場合も、通院・在宅精神療法の20歳未満加算を算定できるよう見直しを行う。

### 通院・在宅精神療法 20歳未満加算

初診の日から起算して1年以内の期間に行った場合に限る



### 通院・在宅精神療法 20歳未満加算

当該保険医療機関の精神科を初めて受診した日から起算して1年以内の期間に行った場合に限る

## 通院・在宅精神療法、心身医学療法の20歳未満加算の見直し

- 必要に応じて児童相談所等との連携や保護者等に対する指導を行うことを要件として明示した上で、通院・在宅精神療法の20歳未満加算、心身医学療法の20歳未満加算の評価を充実させる。

### 通院・在宅精神療法 200点

20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に算定する。



### 通院・在宅精神療法 350点(改)

20歳未満の患者に対して、必要に応じて児童相談所等との連携や保護者等への指導を行った上で、通院・在宅精神療法を行った場合に算定する

### 心身医学療法 100分の100に相当する点数

20歳未満の患者に対して心身医学療法を行ったに算定する。



### 心身医学療法 100分の200に相当する点数(改)

20歳未満の患者に対して、必要に応じて児童相談所等との連携や保護者等への指導を行った上で、心身医学療法を行った場合に、算定する。

## 小児医療の推進⑤

### 新生児の退院調整①

- 新生児特定集中治療室退院調整加算について、入院7日以内に患者の抽出を行い、家族との話し合いを開始するとともに、入院1月以内に退院支援計画の作成を開始すること等を算定の要件とするよう評価の見直しを行う。

### 新生児の退院調整②

- 急性期病院において、周産期医療センターから退院患者を受け入れ、在宅に退院させた場合の退院調整について評価を行う。

#### (新) 新生児特定集中治療室退院調整加算3

イ 退院支援計画策定加算 600点

ロ 退院加算 600点

[算定要件]

- ① 前医で新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定している患者について、転院受入後、7日以内に退院支援計画を策定した場合、入院中1回に限りイを算定する。自宅へ退院した場合、退院時1回に限りロを算定する。
- ② 本点数を算定した患者に対し、退院時に緊急時の連絡先等を文書で提供し、24時間連絡がとれる体制を取っていること。

[施設基準]

小児入院医療管理料1～3を届け出ている医療機関又は周産期母子医療センターであること。

### 小児科外来診療料の見直し

- 小児科外来診療料についてパリーブズマブを用いた場合を対象外にし、薬剤費等を出来高で算定できるようにする。

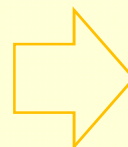
## 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価①

## 夜間における看護補助者の評価

- 急性期における夜間の看護補助者の配置について、評価を引き上げ、看護職員の負担を軽減する体制の推進を図る。

## 夜間急性期看護補助体制加算

現行	
夜間看護補助者の配置	点数
50対1	10点
100対1	5点



改定後	
夜間看護補助者の配置	点数
(新) <u>25対1</u>	<u>35点</u>
(改) 50対1	<u>25点</u>
(改) 100対1	<u>15点</u>

## [施設基準]

25対1、50対1又は75対1のいずれかの急性期看護補助体制加算を算定している病棟であること。

## (参考)急性期看護補助体制加算の施設基準

- (1) 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟)及び専門病棟入院基本料であって7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出病棟に入院している患者であること。
- (2) 総合周産期母子医療センター又は年間の緊急入院患者数が200名以上の病院
- (3) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合が10対1入院基本料においては5%以上
- (4) 看護補助者に対し、急性期看護における適切な看護補助のあり方に関する院内研修会を行っている。

# 医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価②

## 医師事務作業補助体制の評価

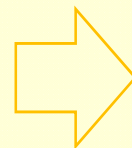
- 医師事務作業補助者の配置による効果を勘案し、医師事務作業補助者の業務を行う場所について、一定以上の割合を病棟又は外来とした上で、医師事務作業補助体制加算の更なる評価を新設する。

### (医師事務作業補助体制加算)

現行	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	810点
20対1	610点
25対1	490点
30対1	410点
40対1	330点
50対1	255点
75対1	180点
100対1	138点

### (新) 医師事務作業補助体制加算 1

改定後	
医師事務作業補助者の配置	点数
15対1	<u>860点</u>
20対1	<u>648点</u>
25対1	<u>520点</u>
30対1	<u>435点</u>
40対1	<u>350点</u>
50対1	<u>270点</u>
75対1	<u>190点</u>
100対1	<u>143点</u>



#### [施設基準]

- ① 医師事務作業補助者の業務を行う場所について、80%以上を病棟又は外来とする。
- ② 看護職員を医師事務作業補助者として届出することは不可。

※ 従前の医師事務作業補助体制加算については、看護職員を医師事務作業補助者として届出することは不可とした上で、医師事務作業補助体制加算2とする。

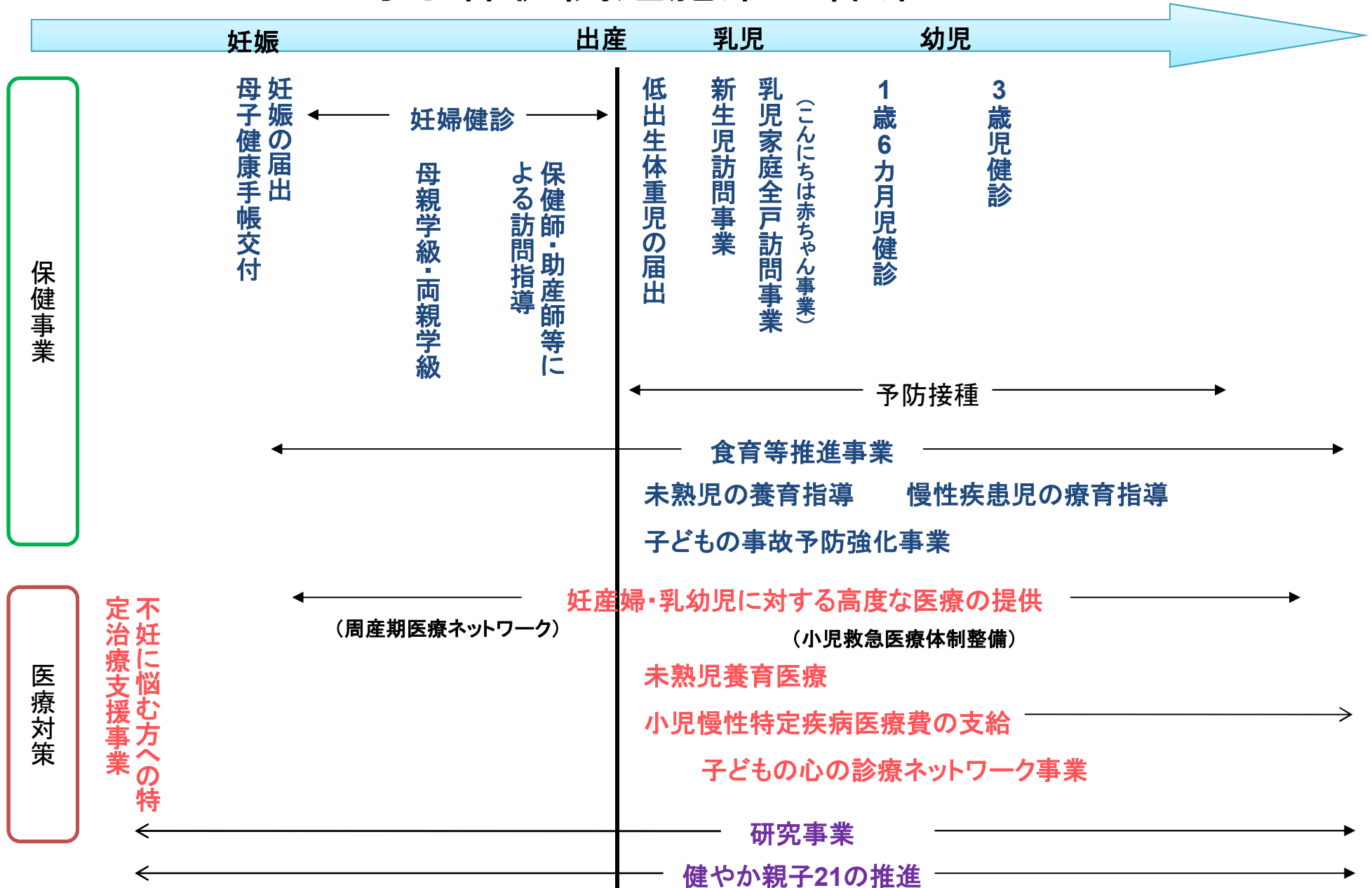
※ 病棟および外来とは、それぞれ入院医療、外来医療を行っている区域をいい、スタッフルームや会議室等を含む。(ただし、医局や、医師が診療や事務作業等を目的として立ち入ることがない診断書作成のための部屋及び医事課等の事務室は含まない。)

# 母子保健関連施策

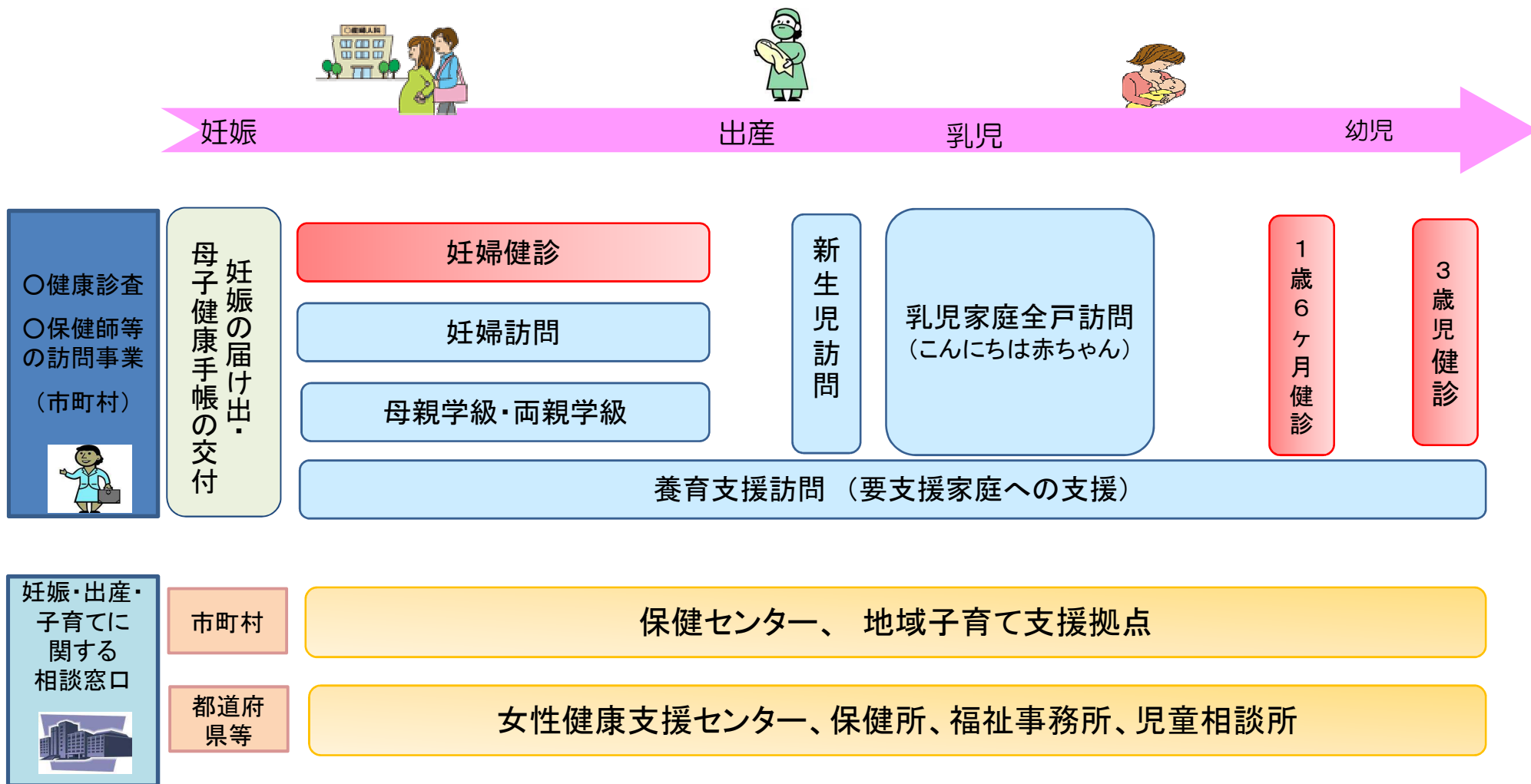
平成27年9月2日



# 母子保健関連施策の体系



# 妊娠・出産等に係る支援体制の概要



※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。

また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。

# 妊婦健康診査について



## 根拠

- 母子保健法第13条(抄)  
市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

## 妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回  
(※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

## 公費負担の現状(平成25年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、全ての市区町村で実施

## 公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることとした。

# 乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

## ○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

## 1歳6か月児健診

### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

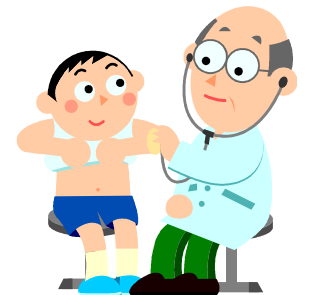
○ 受診人数(受診率) 1,001,397人(94.9%)

## 3歳児健診

### ○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,009,368人(92.9%)



受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成25年度)による。

# 母子健康手帳について

## 概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

## 構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):**妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等  
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。  
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):**妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等  
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。  
自治体独自の制度等に関する記載も可能。  
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

## 沿革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加)
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

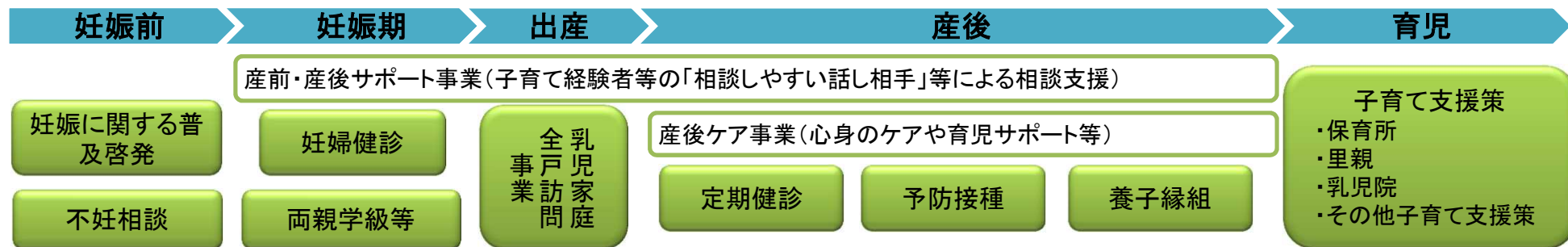
# 妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー等を配置**して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
  - **平成27年度実施市町村数(予定): 150市町村**

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**

地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等**を実施

妊産婦等を支える  
地域の包括支援体制の構築



# 産後ケア事業について

※「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施

## 事業目的等

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。  
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成27年度からは、妊娠・出産包括支援事業の任意事業として実施(子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業「母子保健型」(子育て世代包括支援センター)の実施を条件))

## 対象者

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、「(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者」、又は「(2) その他特に支援が必要と認められる者」(ただし、病院等への入院を要する者は除く。)

## 事業内容

「宿泊型(※1)」又は「デイサービス・アウトリーチ型(※2)」により、母子に対し、以下のような心身のケア等を実施。

- (1)母体ケア、乳児ケア
- (2)育児に関する指導、カウンセリング
- (3)心身のケア、育児サポート 等

※1 医療機関等において、空きベッドの活用等により心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、産婦に休養の機会を提供。(利用期間は原則7日間以内。ただし、市町村が必要と認めた場合には延長可能。)

※2 日中のサービス又は訪問型のサービスにより、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施。

※3 利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収。

## 実施担当者

助産師、保健師又は看護師等の担当者を必要に応じて配置。

(ただし、宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の勤務が条件)

## 実施場所等

- (1) 宿泊型・・・6名程度の利用者が宿泊可能で、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等を有する施設において実施。
- (2) デイサービス型・・・20名程度の利用者が利用可能で、事業を行うために必要な設備を有する施設において実施。

(平成26年度事業実績)

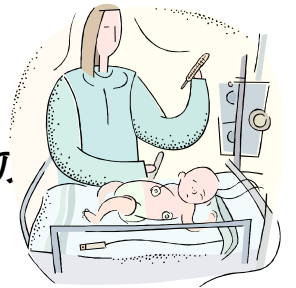
29市町村(妊娠・出産包括支援モデル事業の実施市町村数)

# 未熟児養育医療給付事業

- 未熟児(身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1歳未満)であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの)に対して、医療保険の自己負担分を補助する制度(昭和33年度創設)。

## 事業の概要

- 目的 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。
- 対象者 次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児
  - ・ 出生時の体重が2,000g以下のもの
  - ・ 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの
- 給付の範囲
  - ① 診察
  - ② 薬剤又は治療材料の支給
  - ③ 医学的処置、手術及びその他の医療
  - ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の
  - ⑤ 移送
- 補助根拠 母子保健法第20条、第21条の3
- 指定医療機関 厚生労働大臣又は都道府県知事が医療機関を指定
- 実施主体 市区町村
- 補助率 1/2 (負担割合: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)





# 平成22年乳幼児身体発育調査

平成23年10月27日結果公表

## 調査の概要

- 目的：全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて乳幼児保健指導の改善に資する
- 調査方法：厚生労働省雇用均等・児童家庭局で企画し、都道府県及び保健所を設置する市に委託
  - ①一般調査：全国の生後14日以上小学校就学前の乳幼児7,652人の生年月日、身長、体重、運動・言語機能、栄養法、母の状況等（原則として乳幼児の一斉健診による集団調査として実施した）
  - ②病院調査：全国の150の産科標榜病院で出生し、平成22年9月中にいわゆる1か月健診を受診した乳児4,774人の生年月日、身長、体重、娩出方法、栄養法、母の状況等

## 調査結果の概要

### ○乳幼児身体発育値

乳幼児の年・月齢別の体重及び身長は平成12年の調査に比べて全体的に若干減少していた。

### ○乳幼児の運動機能・言語機能通過率

乳幼児の運動機能・言語通過率については、平成12年の調査に比べてやや遅い傾向が認められた。

### ○乳幼児の栄養法について

母乳栄養の割合は、各月齢で平成12年の調査と比べて増加しており、4～5か月児での母乳栄養の割合は、平成12年は35.9%、平成22年は55.8%であった。

### ○妊娠中の喫煙について

妊娠中の喫煙率は、平成12年の10.0%と比較して平成22年は5.0%に減少していた。

### ○妊娠中の飲酒について

妊娠中の飲酒率は、平成12年の18.1%と比較して平成22年は8.7%に減少していた。

## 調査結果に基づく曲線例

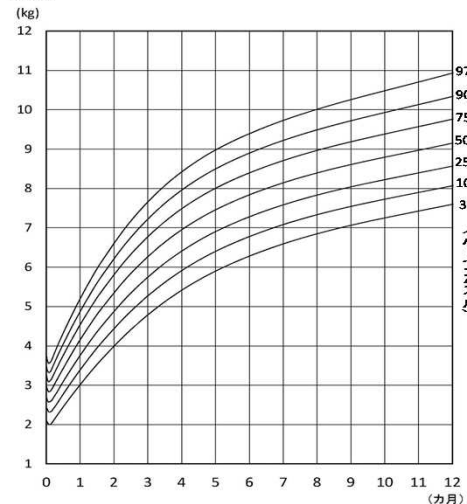
### ○身体発育曲線

調査結果をもとに身体発育評価のためのパーセンタイル曲線を作成

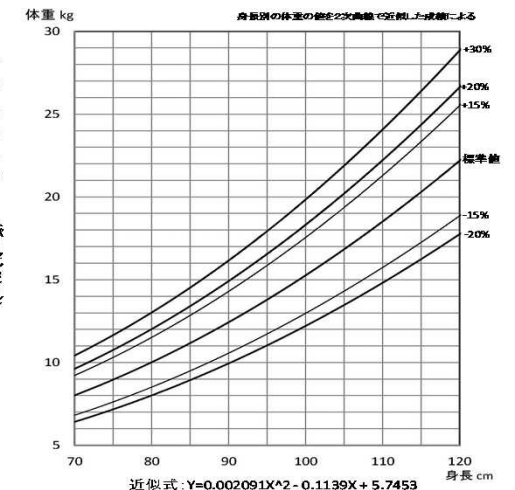
### ○身長体重曲線

調査結果をもとに肥満判定（やせ及び肥満の評価）のために作成

例：乳児（男子）身体発育曲線（体重）  
<乳児>



例：幼児（女子）の身長体重曲線



# 「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(平成13年～平成26年)・第2次計画(平成27年度～平成36年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

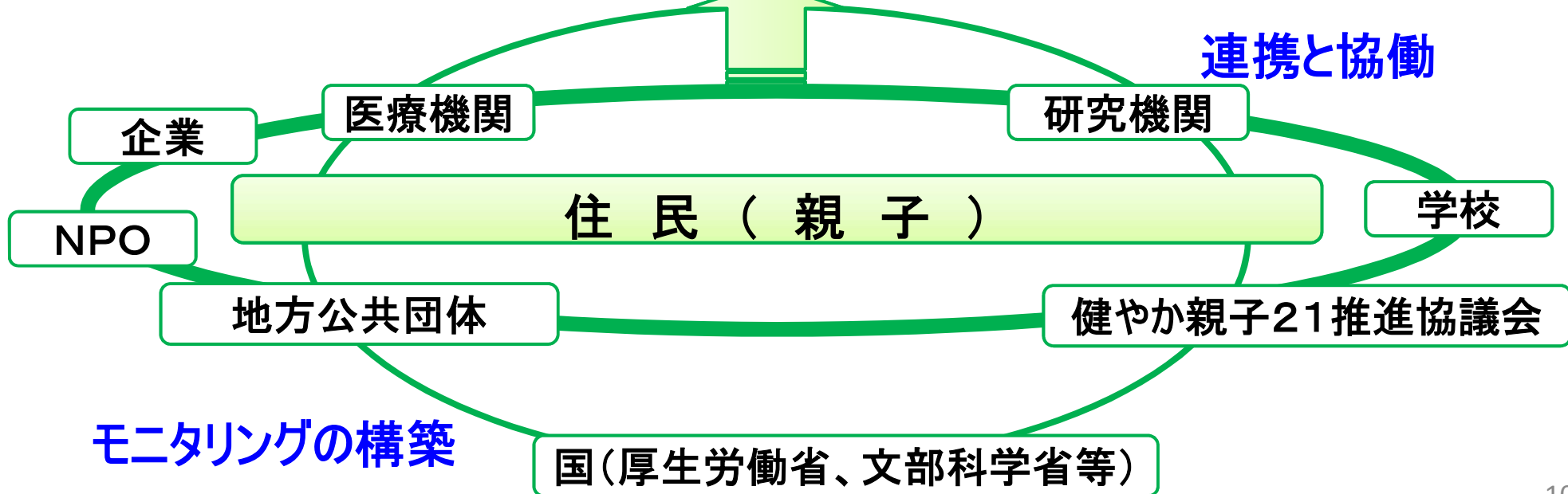
【基盤課題A】  
切れ目ない妊産婦・  
乳幼児への  
保健対策

【基盤課題B】  
学童期・思春期から  
成人期に向けた  
保健対策

【基盤課題C】  
子どもの健やかな  
成長を見守り育む  
地域づくり

【重点課題①】  
育てにくさを感じる  
親に寄り添う支援

【重点課題②】  
妊娠期からの  
児童虐待防止対策



# 「健やか親子21」に関連する 行政計画や国民運動計画の周期

	次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成行動計画 (都道府県・市町村・事業主)	子ども・子育て応援プラン (エンゼルプラン) (国)	母子保健計画 (市町村)	健やか親子21 (国民運動)	健康日本21 (国民運動)
平成6年 (1994年)					
平成7年 (1995年)		エンゼルプラン			
平成8年 (1996年)			計画策定		
平成9年 (1997年)					
平成10年 (1998年)					
平成11年 (1999年)					計画策定
平成12年 (2000年)		新エンゼルプラン		計画策定	
平成13年 (2001年)			計画の見直し		
平成14年 (2002年)					
平成15年 (2003年)					
平成16年 (2004年)	行動計画策定 ←		次世代育成行動計画に包括		
平成17年 (2005年)	行動計画の推進(前期)	子ども・子育て応援プラン		第1回中間評価	
平成18年 (2006年)					中間評価
平成19年 (2007年)					
平成20年 (2008年)					
平成21年 (2009年)	行動計画の見直し			第2回中間評価	
平成22年 (2010年)	行動計画の推進(後期)	子ども・子育てビジョン			
平成23年 (2011年)					最終評価
平成24年 (2012年)					次期国民健康づくり運動プラン策定
平成25年 (2013年)				最終評価・第2次計画策定検討	
平成26年 (2014年)				第2次計画周知	健康日本21(第2次)
平成27年 (2015年)				第2次計画開始	

# 「健やか親子21(第1次)」の最終評価について

全体の目標達成状況等の評価～74項目のうち、約8割が改善～

69指標(74項目)について、策定時の数値と直近値とを比較して評価した結果は、下表の通り。「改善した(目標を達成した)」と「改善した(目標に達していないが改善した)」を合わせて60項目(81.1%)である一方、「悪くなっている」は2項目(2.7%)であった。

評価区分 (策定時※の値と直近値とを比較)		該当項目数(割合)	
改善した	A 目標を達成した	20項目(27.0%)	} 約80%
	B 目標に達していないが改善した	40項目(54.1%)	
	C 変わらない	8項目(10.8%)	
	D 悪くなっている	2項目(2.7%)	
	E 評価できない	4項目(5.4%)	

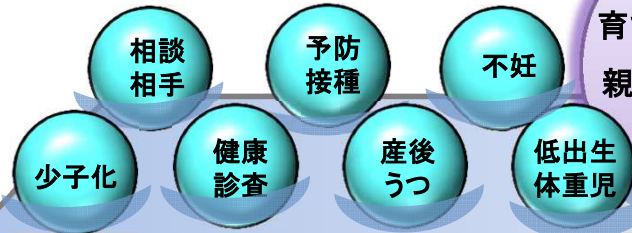
※中間評価時に設定された指標については、中間評価時の値との比較

# 健やか親子21(第2次)



すべての子どもが健やかに育つ社会

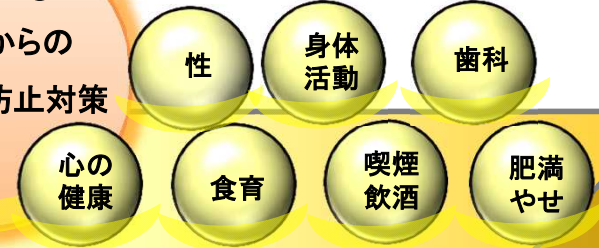
子育て・健康支援



(基盤課題A)  
切れ目ない妊産婦・乳幼児への  
保健対策

(重点課題①)  
育てにくさを感じる  
親に寄り添う支援

(重点課題②)  
妊娠期からの  
児童虐待防止対策



(基盤課題B)  
学童期・思春期から  
成人期に向けた保健対策

(基盤課題C)  
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

# 「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題 B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題 ①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ(※)のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは:子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題 ②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

# 基盤課題A 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会

基盤課題A  
の目標

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

## 参考とする指標

- ・周産期死亡率
- ・新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率
- ・幼児(1~4歳)死亡率
- ・乳児のSIDS死亡率
- ・正常産児に占める低出生体重児の割合
- ・妊娠11週以下での妊娠の届出率
- ・出産後1か月月の母乳育児の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上の褥瘡の割合
- ・1歳までのBCG接種を終了している者の割合
- ・1歳6か月までに三種混合・麻しん・風疹の予防接種を終了している者の割合
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数
- ・災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合



## 健康水準の指標

- ・妊産婦死亡率
- ・全出生数中の低出生体重児の割合
- ・妊娠・出産について満足している者の割合
- ・むし歯のない3歳児の割合



## 健康行動の指標

- ・妊娠中の妊婦の喫煙率
- ・育児期間中の両親の喫煙率
- ・妊娠中の妊婦の飲酒率
- ・乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲)
- ・小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合
- ・子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合
- ・仕上げ磨きをする親の割合



## 環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(重点課題②再掲)
- ・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合
- ・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合、市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合

# 基盤課題B 目標達成に向けたイメージ図

## 基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



基盤課題B  
の目標

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

### 参考とする指標

- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合
- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況
- ・思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
- ・家族など誰かと食事をする子どもの割合



### 健康水準の指標

- ・十代の自殺死亡率
- ・十代の人工妊娠中絶率
- ・十代の性感染症罹患率
- ・児童・生徒における痩身傾向児の割合
- ・児童・生徒における肥満傾向児の割合
- ・歯肉に炎症がある十代の割合



### 健康行動の指標

- ・十代の喫煙率
- ・十代の飲酒率
- ・朝食を欠食する子どもの割合



### 環境整備の指標

- ・学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合
- ・地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況



# 基盤課題C 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題C: 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



基盤課題C  
の目標

妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

## 参考とする指標

- ・個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差
- ・不慮の事故による死亡率
- ・事故防止対策を実施している市区町村の割合
- ・乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合
- ・父親の育児休業取得割合



## 健康水準の指標

- ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合
- ・妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合



## 健康行動の指標

- ・マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合
- ・マタニティマークを知っている国民の割合
- ・主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合



## 環境整備の指標

- ・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・育児不安の親のグループ活動を支援している市区町村の割合
- ・母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合

# 重点課題① 目標達成に向けたイメージ図

重点課題①: 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



重点課題①  
の目標

親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会の構築

参考とする指標

- ・小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合
- ・小児人口に対する児童精神科医師の割合
- ・情緒障害児短期治療施設の施設数
- ・就学前の障害児に対する通所支援の利用者数
- ・障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数



健康水準  
の指標

- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合



健康行動の  
指標

- ・子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合
- ・発達障害を知っている国民の割合



環境整備の  
指標

- ・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合、市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合

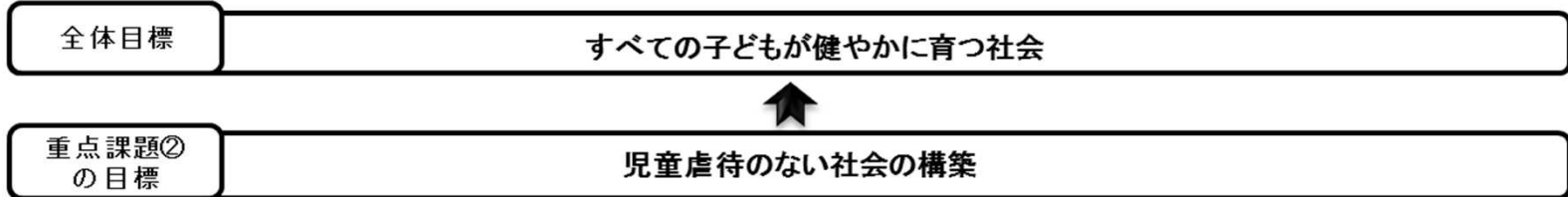
基盤課題A  
切れ目ない妊産婦・  
乳幼児への保健対策

基盤課題B  
学童期・思春期から  
成人期に向けた保健  
対策

基盤課題C  
子どもの健やかな  
成長を見守り育む  
地域づくり

# 重点課題② 目標達成に向けたイメージ図

## 重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策



参考とする指標

- ・児童相談所における児童虐待相談の対応件数
- ・市町村の児童虐待相談対応件数



健康水準の指標

- ・児童虐待による死亡数
- ・子どもを虐待していると思う親の割合



健康行動の指標

- ・乳幼児健康診査の受診率(基盤課題A再掲)
- ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合
- ・乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合

基盤課題A  
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策



環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(基盤課題A再掲)
- ・対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対してグループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をしている県型保健所の割合
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合
- ・関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合
- ・児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数

基盤課題C  
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基盤課題B  
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

# 「健やか親子21(第2次)」のスケジュール

	H26 年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	...
<b>全体</b>	・現計画終了	平成27年度～ <b>健やか親子21(第2次)開始</b>				平成31年度 中間評価				平成35年度 最終評価	<b>平成36年度 健やか親子21 (第2次)終了</b>	
<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健やか親子21(第2次)のベースライン調査・目標設定</li> <li>・健やか親子21(第2次)周知</li> <li>・自治体担当者への研修等</li> <li>・推進体制の検討</li> </ul>				・中間評価の調査	・中間評価検討会開催			・最終評価の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終評価検討会開催</li> <li>・健やか親子21(第3次)計画策定検討会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健やか21(第3次)のベースライン調査</li> <li>・次期計画周知等</li> </ul>	
<b>地方公共団体</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終評価</li> <li>・母子保健計画作成、周知等</li> </ul>				・調査協力	・中間評価・計画修正等			・調査協力	・最終評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健やか親子21(第3次)作成、周知等</li> </ul>	
<b>関係団体等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の最終評価</li> <li>・健やか親子21(第2次)計画作成</li> </ul>				・調査協力	・中間評価・計画修正等			・調査協力	・最終評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健やか親子21(第3次)作成</li> </ul>	

# 子どもの医療の費用負担の状況

平成27年9月2日

# 医療費の患者負担割合について

一般・低所得者

現役並み所得者

	1割負担	3割負担
75歳	2割負担 ※平成26年3月末までに70歳に達している者は1割 (平成26年4月以降70歳になる者から2割)	
70歳	3割負担	
6歳 (義務教育就学前※)	2割負担	

※平成20年4月から3歳未満の乳幼児から義務教育就学前へ範囲を拡大

# 医療保険制度における患者負担の推移

～昭和47年 12月		昭和48年1月～	昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成14年 10月～	平成15年 4月～	平成18年 10月～	平成20年4月～		
老人医療費 支給制度前		老人医療費支給制度 (老人福祉法)	老人保健制度						75歳以上	後期高齢者 医療制度	
国保	3割	なし	入院300円/日  外来400円/月	→1,000円/日  →500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) *診療所は 定額制を選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2割)	定率1割負担 (現役並み 所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割)			
被用者本人	定額 負担		国保	3割 高額療養費創設(S48～)	入院3割 外来3割+薬剤一部負担	3割  薬剤一部負担の 廃止	3割	3割	2割負担 (現役並み所得者3割)  ※段階的に1割から2割に 引き上げ中		
被用者家族	5割	被用者 本人	定額 →1割(S59～) 高額療養費創設	入院2割 外来2割+薬剤一部負担	3割				3割	3割	3割 (義務教育就学前2割)
		被用者 家族	3割(S48～)→入院2割(S56～) 高額療養費創設 外来3割(S48～)	入院2割 外来3割+薬剤一部負担							

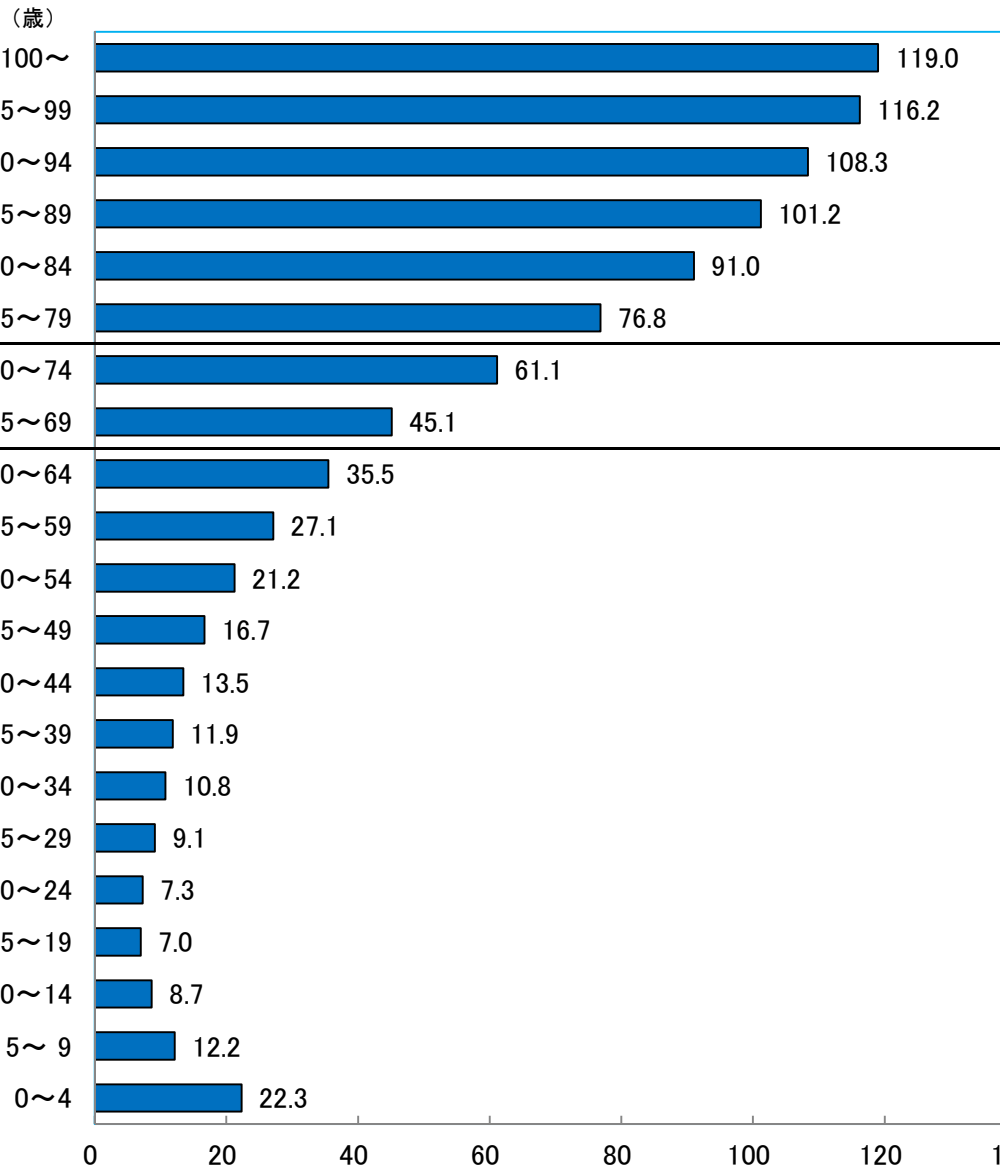
(注)・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。

- ・平成6年10月に入院時食事療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設
- ・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

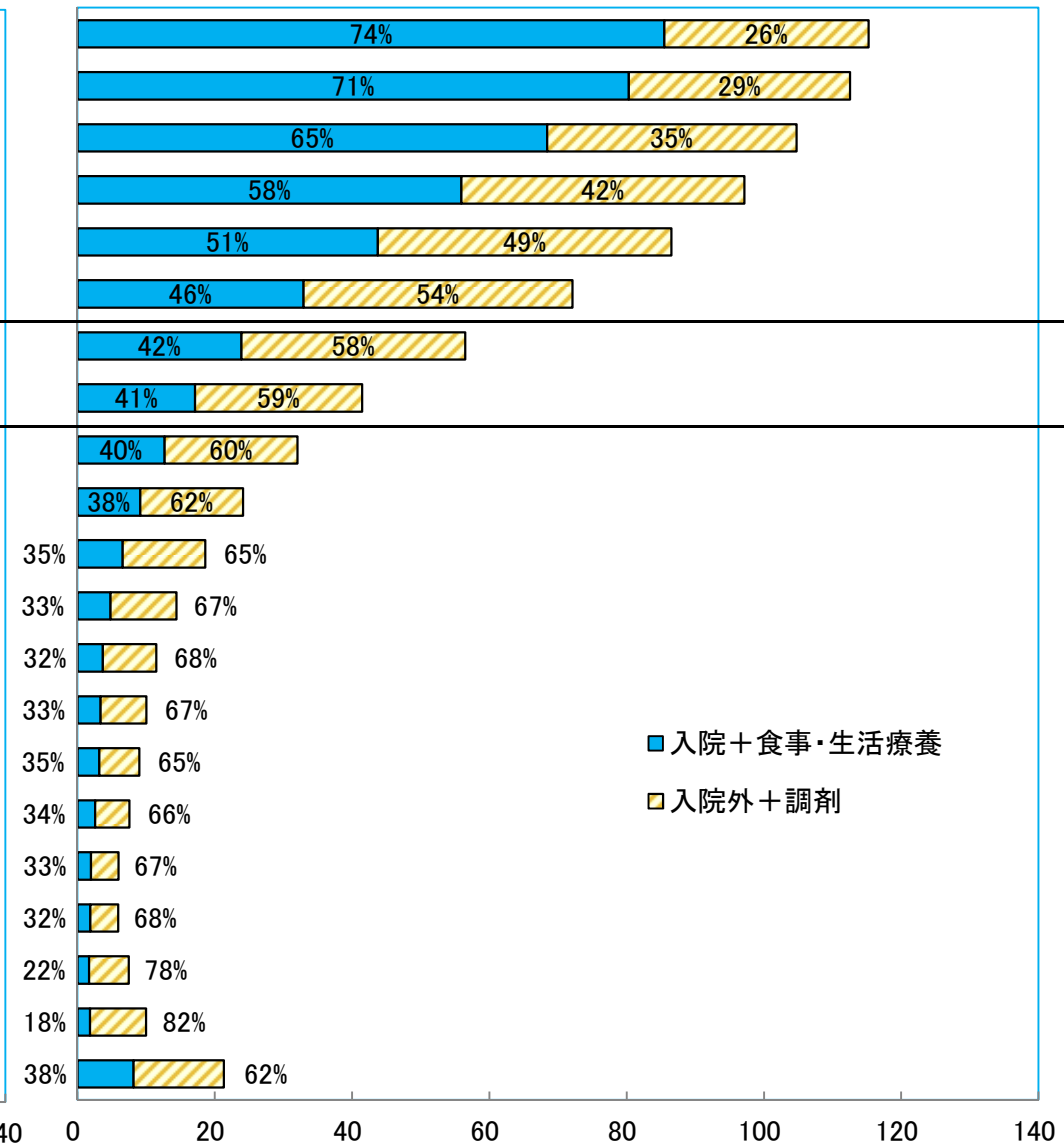
# 年齢階級別1人当たり医療費(平成24年度)(医療保険制度分)

1人当たり医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、70歳代までは外来（入院外+調剤）の割合が高いが、80歳代になると入院（入院+食事療養）の割合が高くなる。

(医療費計)



(医科診療費)



※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成



# 年齢階級別 三要素(入院、平成24年度)

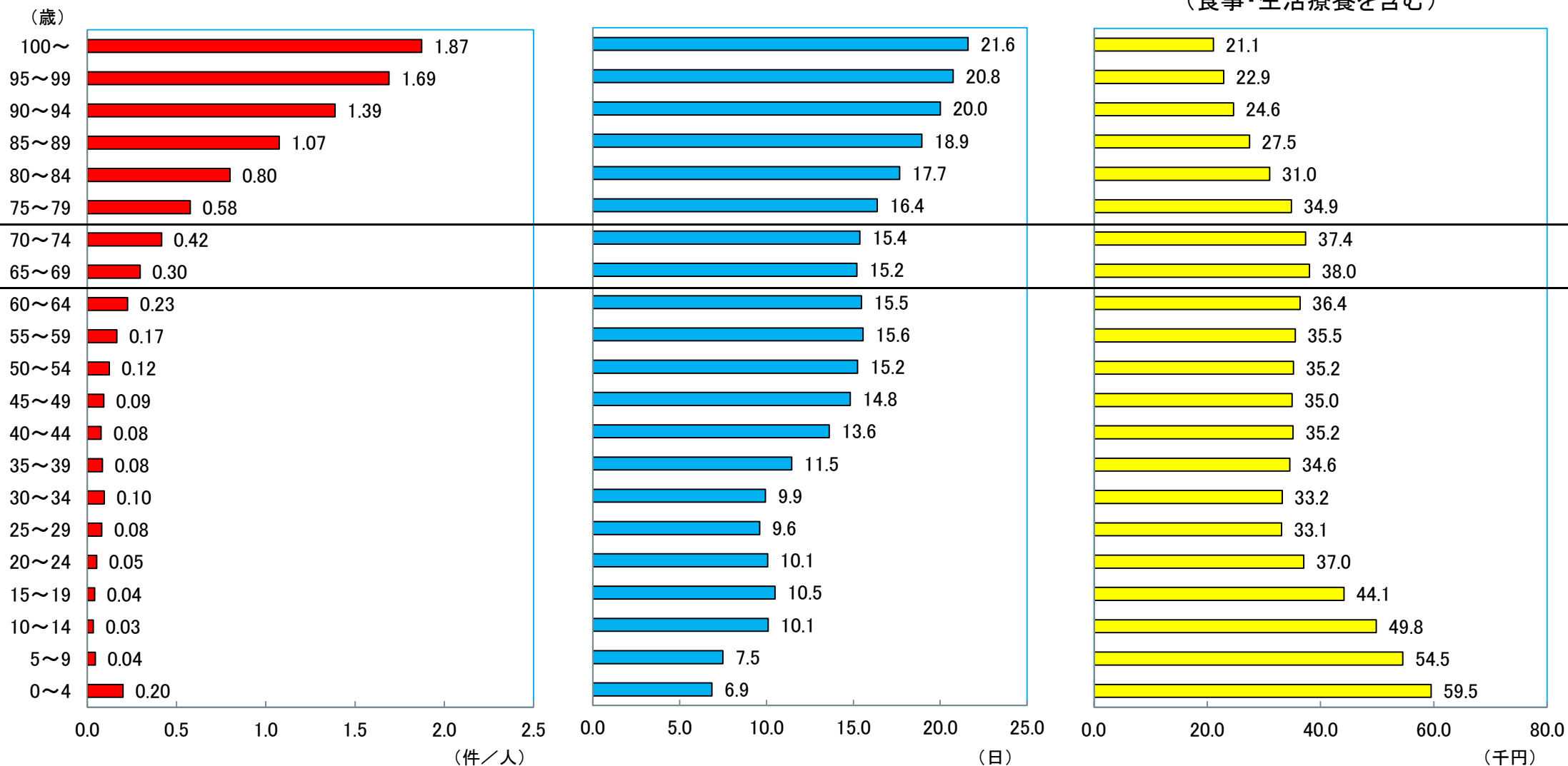
入院医療費について、三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）に分解してみると、高齢期に入ると受診率が急増するとともに、1件当たり日数が増加する一方、1日当たり医療費は低下する。

受診率

1件当たり日数

1日当たり医療費

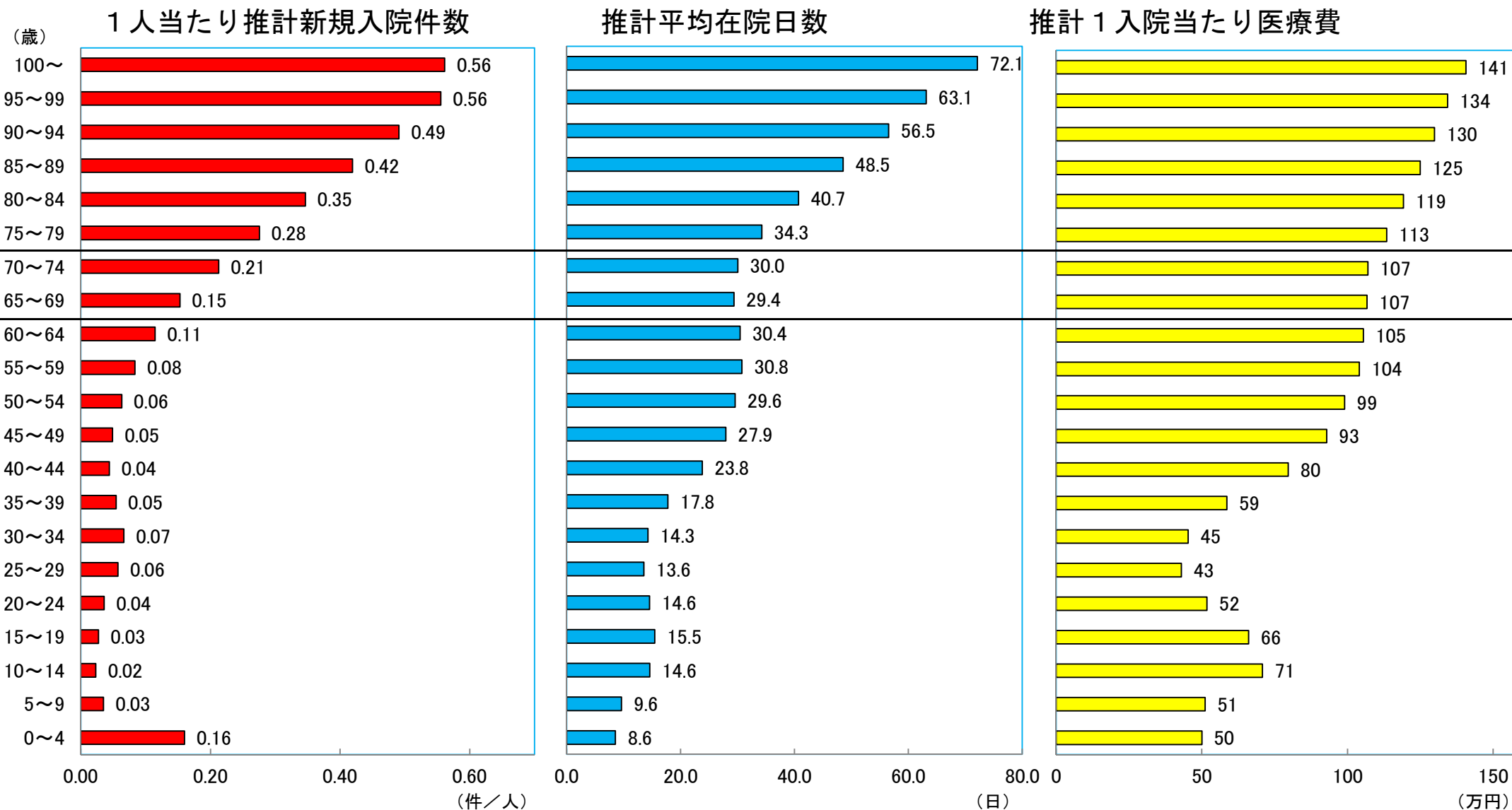
(食事・生活療養を含む)



※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成

# 年齢階級別1人当たり推計新規入院件数、推計平均在院日数 及び推計1入院当たり医療費（平成24年度）

入院医療費について、1人当たり推計新規入院件数、推計平均在院日数、推計1入院当たり医療費を算出してみると、高齢期に入ると推計新規入院件数が急増するとともに、推計平均在院日数、推計1入院当たり医療費が増加する。



※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成

# 年齢階級別 三要素(入院外、平成24年度)

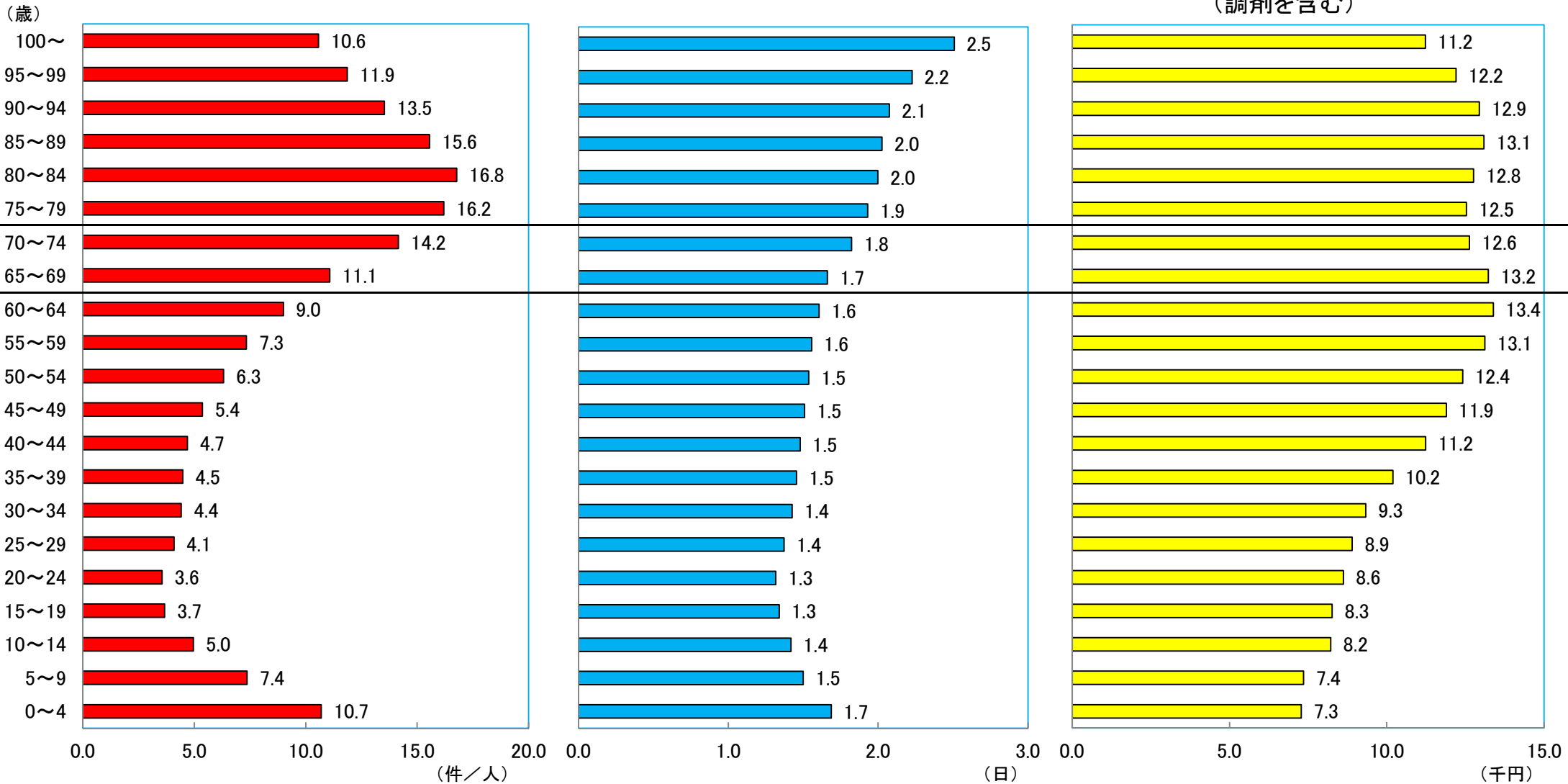
入院外医療費について、三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）に分解してみると、年齢が上がるごとに増加していた受診率が、80歳代前半をピークに低下する。

受診率

1件当たり日数

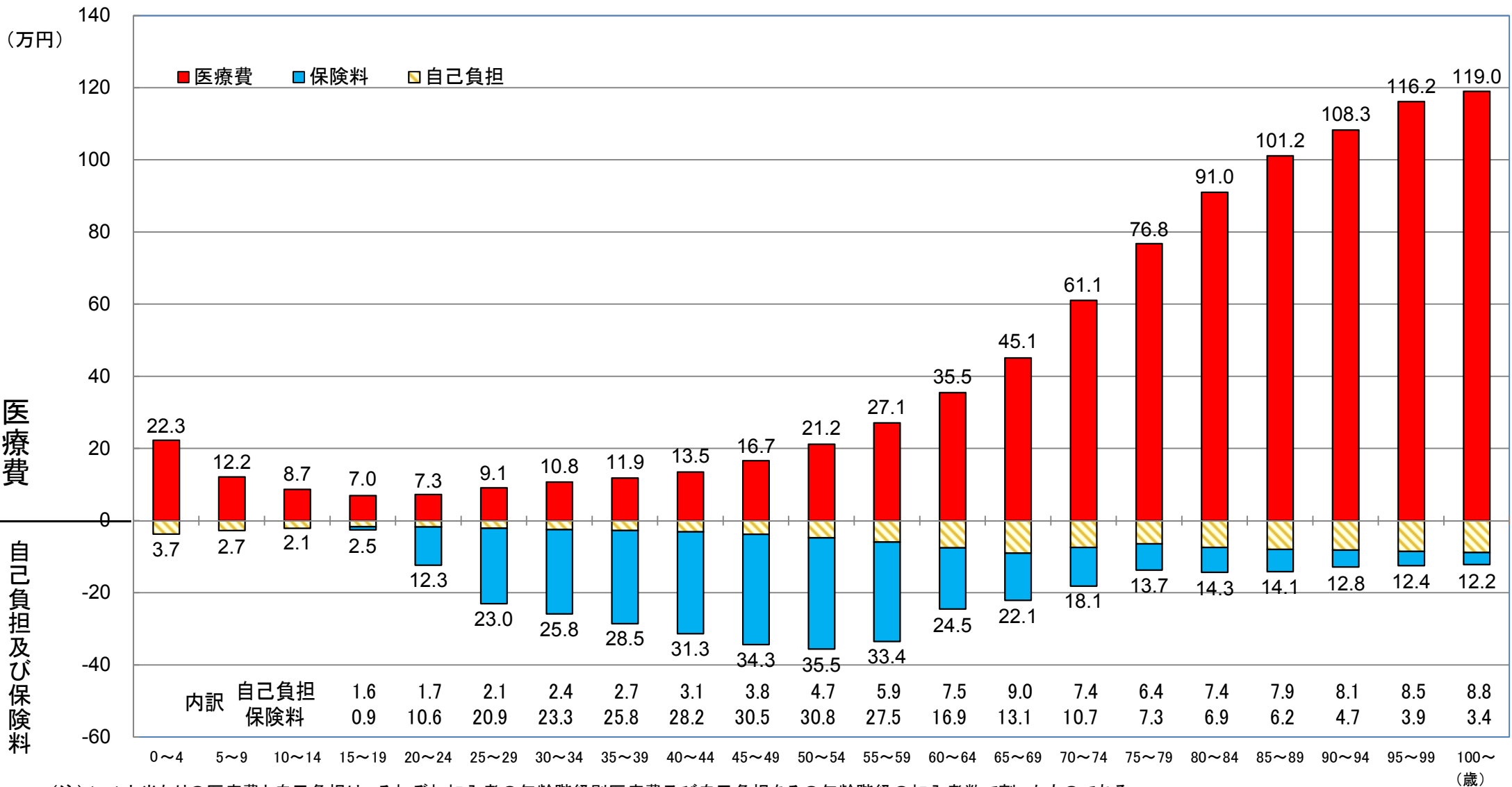
1日当たり医療費

(調剤を含む)



※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成

# 年齢階級別1人当たり医療費、自己負担額及び保険料の比較(年額) (平成24年度実績に基づく推計値)



- (注) 1. 1人当たりの医療費と自己負担は、それぞれ加入者の年齢階級別医療費及び自己負担をその年齢階級の加入者数で割ったものである。  
 2. 自己負担は、医療保険制度における自己負担である。  
 3. 予算措置による70~74歳の患者負担補填分は自己負担に含まれている。  
 4. 1人当たり保険料は、被保険者(市町村国保は世帯主)の年齢階級別の保険料(事業主負担分を含む)を、その年齢階級別の加入者数で割ったものである。  
 また、年齢階級別の保険料は健康保険被保険者実態調査、国民健康保険実態調査、後期高齢者医療制度被保険者実態調査等を基に推計した。  
 5. 端数処理の関係で、数字が合わないことがある。

# 年齢階級別 一人当たり医療費 [平成24年度(4月～3月ベース)]

年齢階級	加入者数 (年度平均)	1人当たり医療費 (医療保険計)								
		診療費				調剤	食事・生活療養	訪問看護	療養費等	総計
		入院	入院外	歯科	計					
千人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0～4	5,352	80,088	96,780	7,733	184,601	34,580	1,520	471	2,067	223,238
5～9	5,519	17,835	53,573	19,854	91,262	27,729	452	381	1,888	121,712
10～14	5,915	16,263	39,942	10,286	66,492	17,803	477	209	1,787	86,768
15～19	6,055	18,037	28,639	9,257	55,934	11,951	635	150	1,292	69,962
20～24	6,498	18,672	28,405	11,514	58,591	11,895	792	278	1,349	72,904
25～29	7,336	24,610	34,841	13,861	73,312	15,059	1,139	174	1,688	91,372
30～34	8,055	30,066	40,582	15,262	85,910	18,119	1,419	173	1,964	107,584
35～39	9,539	31,871	45,619	16,354	93,843	20,995	1,544	150	2,211	118,743
40～44	9,512	35,131	53,076	17,305	105,512	24,817	1,771	176	2,574	134,849
45～49	8,171	45,544	65,897	19,203	130,644	30,355	2,364	245	3,197	166,806
50～54	7,594	62,515	82,560	21,674	166,749	37,942	3,243	420	4,026	212,380
55～59	7,792	86,881	102,822	24,086	213,789	47,045	4,490	880	5,028	271,232
60～64	9,987	120,845	132,583	27,661	281,089	60,897	6,086	928	6,206	355,207
65～69	7,864	163,028	164,618	30,323	357,969	78,916	7,898	796	5,613	451,193
(再)若人	7,726	149,649	153,203	30,192	333,044	76,437	6,777	709	5,083	422,050
(再)後期高齢者	139	907,587	799,863	37,661	1,745,111	216,853	70,294	5,659	35,122	2,073,039
70～74	6,969	227,601	216,299	36,223	480,123	109,750	11,241	1,132	8,940	611,187
(再)若人	6,725	203,136	198,435	36,155	437,727	105,948	9,193	925	8,135	561,928
(再)後期高齢者	244	903,027	709,460	38,105	1,650,592	214,717	67,796	6,832	31,155	1,971,093
75～79	5,984	312,521	253,469	34,402	600,392	138,473	16,663	1,461	11,150	768,139
80～84	4,456	412,927	270,800	30,723	714,450	156,774	24,668	2,423	11,910	910,224
85～89	2,659	524,027	257,712	25,376	807,115	154,663	35,017	3,727	11,331	1,011,854
90～94	1,096	637,443	227,201	21,070	885,714	136,062	46,501	5,055	9,984	1,083,316
95～99	314	746,091	209,292	18,534	973,918	113,038	56,964	9,057	9,195	1,162,172
100～	50	789,812	205,391	16,396	1,011,599	92,211	64,739	12,568	9,028	1,190,145
(再)75歳以上	14,559	417,336	256,453	30,220	704,009	146,143	25,746	2,642	11,279	889,818
総計	126,717	107,244	100,671	20,551	228,466	49,795	5,751	697	4,348	289,057
(再)未就学児	7,028	66,389	90,554	11,413	168,357	34,904	1,286	453	1,931	206,931
(再)若人	111,775	64,126	78,185	19,232	161,544	36,679	2,932	424	3,348	204,926
(再)後期高齢者	14,941	429,809	268,887	30,417	729,114	147,918	26,845	2,738	11,824	918,440

(注) 1. 各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて保険局調査課により推計。

2. 「療養費等」は、療養費及び家族療養費のうち現金給付分(高額療養費を除く。)、移送費及び家族移送費並びに特別療養費(法第3条第2項被保険者)の合計である。

(出典)医療保険に関する基礎資料(厚生労働省)

# 年齢階級別 一人当たり給付費 [平成24年度(4月～3月ベース)]

年齢階級	加入者数 (年度平均)	1人当たり給付費(医療保険計)								
		診療費				調剤	食事・生活療養	訪問看護	療養費等	総計
		入院	入院外	歯科	計					
千人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0～4	5,352	71,518	77,961	6,236	155,715	27,865	908	379	1,654	186,522
5～9	5,519	15,767	41,035	14,860	71,663	20,976	278	282	1,372	94,571
10～14	5,915	14,295	29,537	7,373	51,205	12,895	298	149	1,257	65,803
15～19	6,055	15,878	21,178	6,632	43,687	8,655	398	107	910	53,756
20～24	6,498	16,508	21,013	8,246	45,767	8,603	500	198	950	56,017
25～29	7,336	21,800	25,794	9,925	57,519	10,882	723	124	1,188	70,436
30～34	8,055	26,655	30,040	10,928	67,623	13,090	906	123	1,383	83,124
35～39	9,539	28,320	33,767	11,712	73,798	15,169	998	107	1,558	91,629
40～44	9,512	31,294	39,294	12,396	82,984	17,935	1,158	125	1,815	104,016
45～49	8,171	40,596	48,790	13,758	103,145	21,942	1,549	175	2,254	129,065
50～54	7,594	55,731	61,113	15,525	132,369	27,424	2,123	299	2,839	165,054
55～59	7,792	77,607	76,093	17,236	170,936	33,978	2,943	626	3,551	212,033
60～64	9,987	109,345	98,090	19,721	227,156	43,866	4,008	660	4,402	280,092
65～69	7,864	148,051	123,975	21,690	293,716	57,420	5,279	588	4,125	361,128
(再)若人	7,726	135,096	113,106	21,469	269,672	54,937	4,531	504	3,632	333,276
(再)後期高齢者	139	869,054	728,854	33,957	1,631,865	195,600	46,891	5,259	31,541	1,911,156
70～74	6,969	219,157	183,158	29,396	431,712	89,727	7,451	1,013	7,230	537,134
(再)若人	6,725	195,779	166,386	29,217	391,383	85,966	6,084	820	6,479	490,731
(再)後期高齢者	244	864,564	646,193	34,331	1,545,087	193,578	45,214	6,344	27,964	1,818,187
75～79	5,984	298,705	228,986	30,605	558,296	123,651	11,075	1,339	9,909	704,270
80～84	4,456	394,750	244,922	27,373	667,045	140,203	16,398	2,226	10,599	836,472
85～89	2,659	501,131	233,350	22,649	757,130	138,560	23,292	3,435	10,098	932,515
90～94	1,096	609,960	206,332	18,887	835,179	122,303	30,966	4,679	8,929	1,002,056
95～99	314	714,030	190,184	16,633	920,846	101,702	37,938	8,394	8,230	1,077,110
100～	50	755,693	186,238	14,694	956,624	82,821	43,091	11,630	8,059	1,102,225
(再)75歳以上	14,559	399,034	231,972	26,924	657,930	130,725	17,123	2,432	10,039	818,249
総計	126,717	99,852	81,080	15,564	196,496	39,620	3,799	574	3,378	243,867
(再)未就学児	7,028	59,287	72,947	9,204	141,438	28,127	768	364	1,546	172,243
(再)若人	111,775	58,262	59,390	14,020	131,672	27,224	1,920	314	2,422	163,552
(再)後期高齢者	14,941	410,991	243,341	27,110	681,443	132,353	17,857	2,522	10,531	844,706

(注) 1. 各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて保険局調査課により推計。

2. 「療養費等」は、療養費及び家族療養費のうち現金給付分(高額療養費を除く。)、移送費及び家族移送費並びに特別療養費(法第3条第2項被保険者)の合計である。

(出典)医療保険に関する基礎資料(厚生労働省)

# 年齢階級別 一人当たり患者負担 [平成24年度(4月～3月ベース)]

年齢階級	加入者数 (年度平均)	1人当たり患者負担 (医療保険計)								
		診療費				調剤	食事・生活療養	訪問看護	療養費等	総計
		入院	入院外	歯科	計					
千人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0～4	5,352	8,570	18,819	1,497	28,886	6,715	612	92	412	36,717
5～9	5,519	2,067	12,538	4,994	19,599	6,753	174	99	516	27,141
10～14	5,915	1,968	10,405	2,913	15,287	4,909	179	60	529	20,965
15～19	6,055	2,160	7,462	2,625	12,247	3,296	237	43	382	16,206
20～24	6,498	2,164	7,392	3,268	12,824	3,292	292	80	399	16,887
25～29	7,336	2,811	9,047	3,936	15,794	4,177	416	50	499	20,937
30～34	8,055	3,411	10,542	4,334	18,287	5,029	513	50	581	24,460
35～39	9,539	3,552	11,852	4,642	20,045	5,827	546	43	653	27,114
40～44	9,512	3,837	13,782	4,909	22,528	6,882	614	51	759	30,834
45～49	8,171	4,947	17,107	5,445	27,499	8,412	815	71	943	37,740
50～54	7,594	6,784	21,447	6,149	34,380	10,518	1,120	121	1,187	47,326
55～59	7,792	9,274	26,730	6,850	42,854	13,067	1,547	254	1,478	59,200
60～64	9,987	11,501	34,493	7,940	53,934	17,031	2,078	268	1,805	75,116
65～69	7,864	14,977	40,643	8,634	64,253	21,495	2,619	208	1,488	90,065
(再)若人	7,726	14,553	40,097	8,722	63,373	21,500	2,246	205	1,451	88,774
(再)後期高齢者	139	38,532	71,009	3,704	113,246	21,253	23,403	400	3,581	161,883
70～74	6,969	8,444	33,140	6,828	48,412	20,023	3,790	119	1,710	74,053
(再)若人	6,725	7,357	32,049	6,938	46,344	19,983	3,109	105	1,656	71,197
(再)後期高齢者	244	38,463	63,268	3,775	105,505	21,139	22,582	488	3,192	152,906
75～79	5,984	13,817	24,483	3,798	42,097	14,822	5,587	122	1,241	63,869
80～84	4,456	18,177	25,877	3,350	47,404	16,571	8,270	197	1,311	73,752
85～89	2,659	22,896	24,362	2,727	49,985	16,103	11,726	292	1,233	79,339
90～94	1,096	27,482	20,869	2,184	50,535	13,759	15,535	375	1,055	81,260
95～99	314	32,062	19,108	1,902	53,072	11,336	19,026	662	965	85,062
100～	50	34,119	19,153	1,702	54,974	9,389	21,649	939	969	87,920
(再)75歳以上	14,559	18,302	24,481	3,295	46,078	15,417	8,623	210	1,240	71,569
総計	126,717	7,392	19,591	4,988	31,971	10,175	1,952	122	969	45,190
(再)未就学児	7,028	7,102	17,608	2,210	26,919	6,777	517	88	385	34,687
(再)若人	111,775	5,865	18,795	5,212	29,872	9,455	1,012	110	926	41,374
(再)後期高齢者	14,941	18,818	25,546	3,307	47,671	15,565	8,988	216	1,294	73,734

(注) 1. 各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて保険局調査課により推計。

2. 「療養費等」は、療養費及び家族療養費のうち現金給付分(高額療養費を除く。)、移送費及び家族移送費並びに特別療養費(法第3条第2項被保険者)の合計である。

(出典)医療保険に関する基礎資料(厚生労働省)

# 年齢階級別 受診率 [平成24年度(4月～3月ベース)]

年齢階級	加入者数 (年度平均)	受診率 (医療保険計)							
		診療費				調剤 (再掲)	食事・生活療 養 (再掲)	訪問看護	療養費等
		入院	入院外	歯科	計				
千人	件/人	件/人	件/人	件/人	件/人	件/人	件/人	件/人	
0～4	5,352	0.1999	10.6994	0.9155	11.8148	6.9928	0.1490	0.0065	0.2949
5～9	5,519	0.0448	7.3713	2.2612	9.6773	4.6182	0.0426	0.0061	0.3553
10～14	5,915	0.0333	4.9583	1.2341	6.2257	2.7543	0.0319	0.0043	0.3039
15～19	6,055	0.0403	3.6678	0.7722	4.4803	1.8275	0.0390	0.0031	0.2291
20～24	6,498	0.0522	3.5501	0.8620	4.4642	1.7993	0.0461	0.0043	0.2577
25～29	7,336	0.0809	4.0875	1.0666	5.2350	2.1157	0.0661	0.0030	0.3168
30～34	8,055	0.0953	4.4147	1.1907	5.7007	2.3646	0.0780	0.0029	0.3383
35～39	9,539	0.0844	4.4886	1.2764	5.8494	2.4918	0.0735	0.0024	0.3426
40～44	9,512	0.0772	4.6878	1.3318	6.0968	2.6508	0.0717	0.0030	0.3586
45～49	8,171	0.0925	5.3650	1.4534	6.9109	3.0462	0.0876	0.0038	0.4125
50～54	7,594	0.1224	6.3154	1.6222	8.0601	3.6210	0.1161	0.0059	0.4881
55～59	7,792	0.1653	7.3428	1.7834	9.2915	4.2750	0.1567	0.0107	0.5683
60～64	9,987	0.2256	8.9983	2.0135	11.2373	5.3022	0.2143	0.0134	0.6697
65～69	7,864	0.2956	11.0776	2.2331	13.6063	6.6213	0.2851	0.0103	0.5490
(再)若人	7,726	0.2702	11.0013	2.2331	13.5046	6.5683	0.2605	0.0092	0.5455
(再)後期高齢者	139	1.7075	15.3249	2.2307	19.2630	9.5712	1.6539	0.0699	0.7427
70～74	6,969	0.4158	14.1603	2.7094	17.2855	8.6627	0.3993	0.0144	0.7245
(再)若人	6,725	0.3700	14.0980	2.7256	17.1936	8.6104	0.3551	0.0122	0.7228
(再)後期高齢者	244	1.6814	15.8789	2.2613	19.8216	10.1072	1.6197	0.0743	0.7699
75～79	5,984	0.5769	16.2007	2.3297	19.1073	10.0659	0.5559	0.0179	0.7911
80～84	4,456	0.7990	16.7738	1.9747	19.5475	10.5756	0.7574	0.0279	0.8181
85～89	2,659	1.0747	15.5532	1.5513	18.1792	9.9613	0.9966	0.0450	0.7576
90～94	1,096	1.3874	13.5293	1.2454	16.1620	8.8618	1.2485	0.0591	0.6574
95～99	314	1.6904	11.8681	1.0904	14.6489	7.9317	1.4698	0.0959	0.5762
100～	50	1.8739	10.5722	0.9865	13.4327	7.2650	1.5898	0.1049	0.5138
(再)75歳以上	14,559	0.8253	15.9440	1.9659	18.7352	10.0565	0.7735	0.0310	0.7776
総計	126,717	0.2167	7.7520	1.5821	9.5508	4.6009	0.2012	0.0092	0.4657
(再)未就学児	7,028	0.1664	10.3479	1.2500	11.7643	6.7631	0.1270	0.0063	0.2848
(再)若人	111,775	0.1324	6.6578	1.5298	8.3201	3.8722	0.1218	0.0061	0.4240
(再)後期高齢者	14,941	0.8475	15.9371	1.9732	18.7578	10.0528	0.7955	0.0321	0.7771

(注) 1. 各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて保険局調査課により推計。

2. 「療養費等」は、療養費及び家族療養費のうち現金給付分(高額療養費を除く。)、移送費及び家族移送費並びに特別療養費(法第3条第2項被保険

(出典)医療保険に関する基礎資料(厚生労働省)



# 乳幼児等医療費助成制度について

- 医療保険制度における子どもの自己負担額(3割、ただし小学校入学前までは2割)分については、対象年齢、所得制限等の違いはあるものの、すべての都道府県が域内の市町村に補助を行い、当該市町村が実施している。(地方単独事業)
- なお、多くの市町村が都道府県の対象年齢等を拡大して実施している。

## 都道府県における実施状況(平成26年4月1日現在)

### 1. 対象年齢

対象年齢	通院	入院
3歳未満	3県	—
4歳未満	4県	1県
5歳未満	1県	—
就学前	25県	22県
9歳年度末	3県	3県
12歳年度末	5県	8県
15歳年度末	5県	12県
18歳年度末	1県	1県

### 2. 所得制限

- 所得制限なし 17県
- 所得制限あり 30県



### 3. 一部自己負担

- 自己負担なし 8県
- 自己負担あり 39県

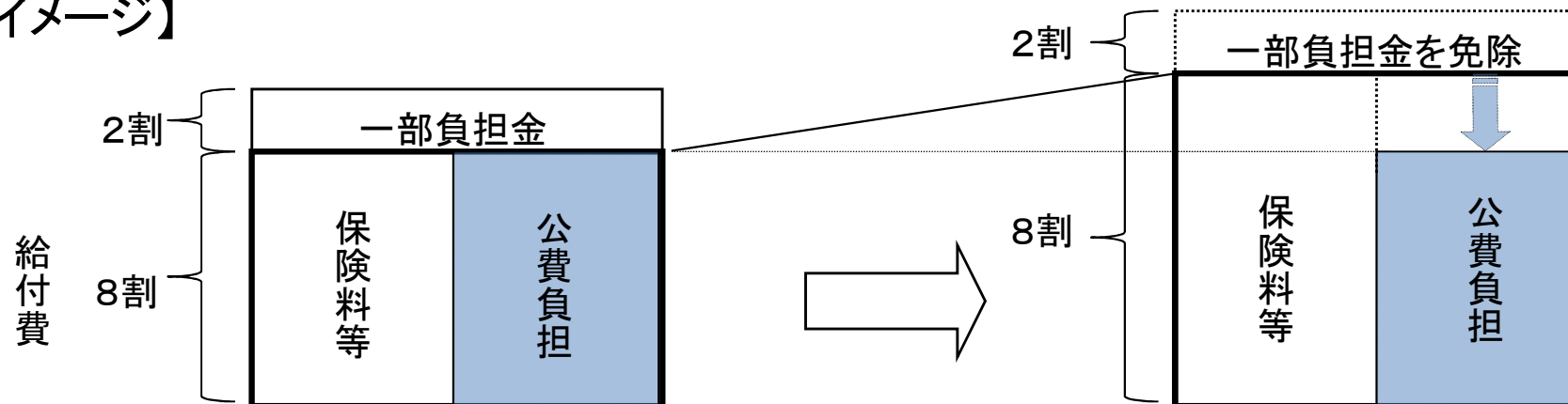
# 地方単独事業に係る市町村国保の公費負担の調整

- 医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から一部負担金を求めている。
- 地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。 [昭和59年～]

平成25年度	子ども		高齢者	障害者	全体
	乳幼児	小学生以上			
減額調整の規模	79.2億円	35.7億円	22.7億円	283.1億円	480.6億円
対象市町村数	1,395	1,154	228	1,108	1,421

※ 全体には、母子・父子家庭等を対象にするものも含まれる。

## 【イメージ】

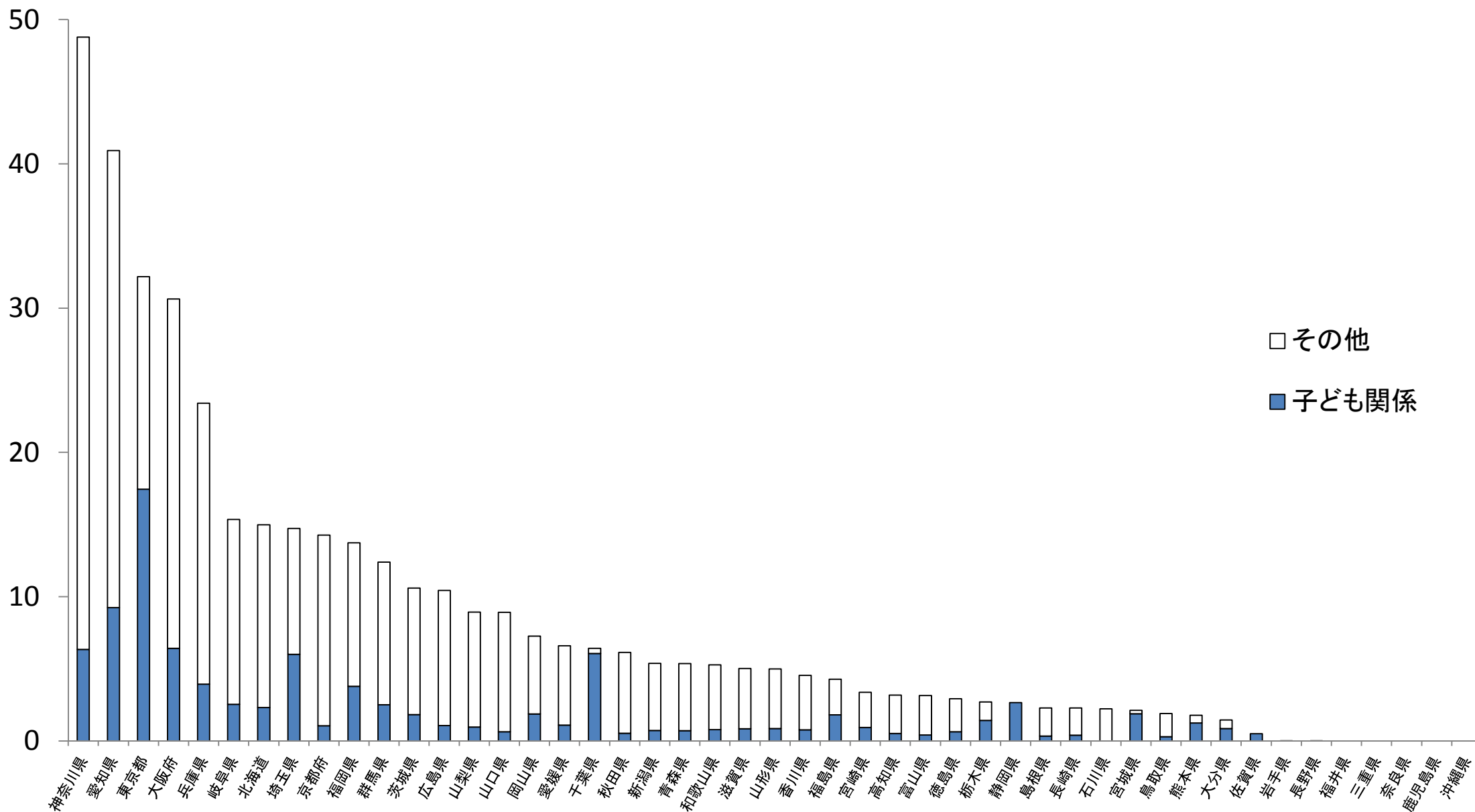


地方単独事業を実施していない市町村

地方単独事業を実施している市町村

# 地方単独事業による調整対象医療費分の国庫負担影響額について(平成25年度)

(億円)

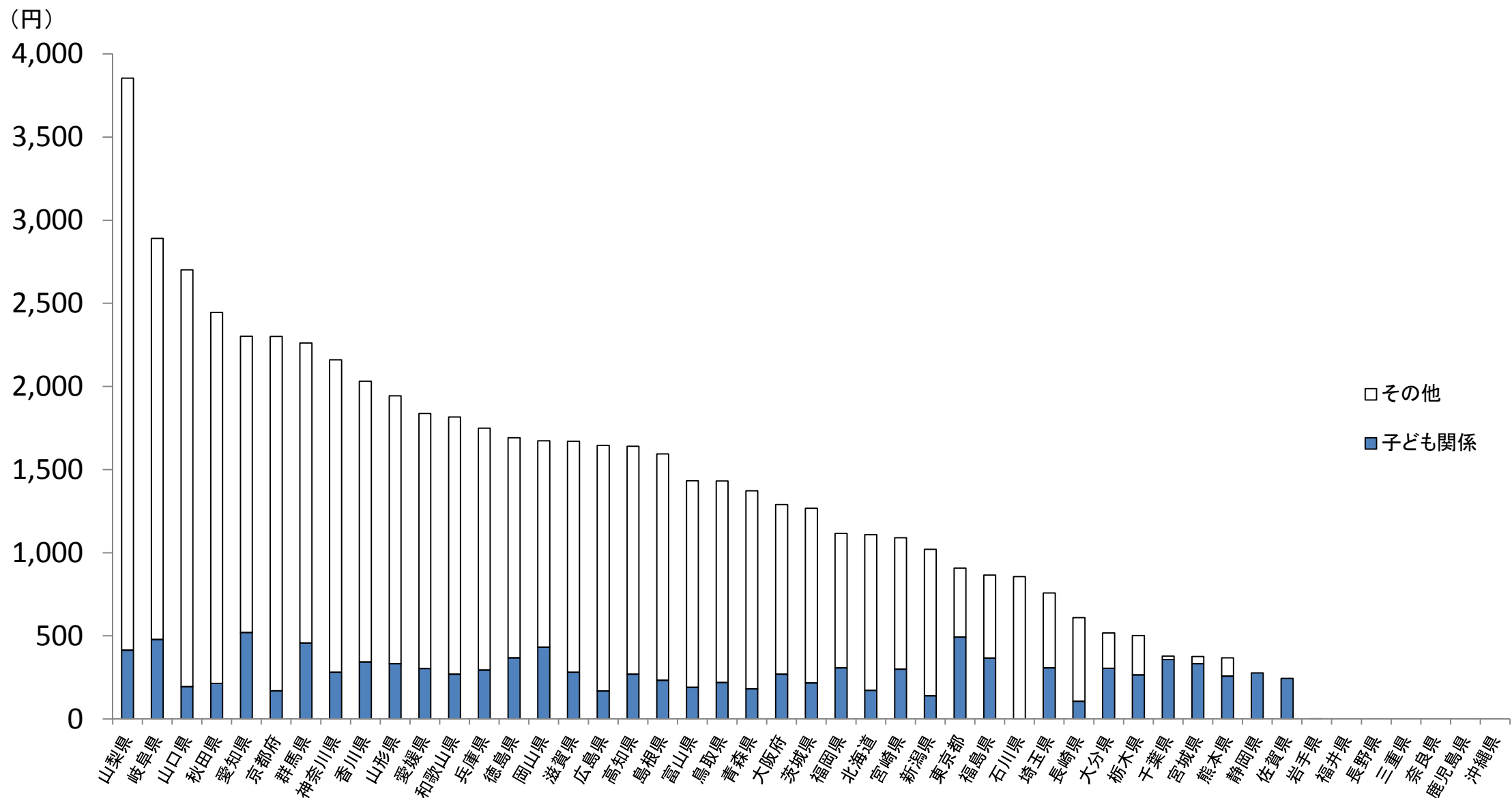


□ その他  
■ 子ども関係

※ 「子ども関係」には、乳幼児、小児向けの地方単独事業を含めている。

※ 福井県、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県は、全ての地方単独事業において償還払いにより実施しているため調整対象外となっている。

# 地方単独事業による調整対象医療費分の国庫負担影響額について(平成25年度) (一人当たり調整額)



※ 福井県、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県は、全ての地方単独事業において償還払いにより実施しているため調整対象外となっている。

※ 一人当たり調整額は、調整額の都道府県内の総額を平成25年度末の一般被保険者数によって単純に除したもの。

## 「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(抜粋)

平成27年2月12日

国民健康保険制度の基盤強化に関する  
国と地方の協議(国保基盤強化協議会)

### 4. 今後、更に検討を進めるべき事項

- また、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする。

## 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抜粋)

平成27年6月30日

閣議決定

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革※を進める。

※国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。

## (参考) 現行法の規定

### ○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

第43条 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

2～4 (略)

第70条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金及び同法の規定による後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額

二 (略)

2 第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び都道府県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村に対する前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる額は、当該一部負担金の割合の軽減又は一部負担金に相当する額の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられないものとして、政令の定めるところにより算定した同号に掲げる額に相当する額とする。

**平成26年度**

**乳幼児等に係る医療費の援助についての調査結果**

**厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局母子保健課**





## 乳幼児等医療費に対する援助の実施状況

(平成26年4月1日現在)

## 1. 都道府県における実施状況

(単位：都道府県)

対象年齢	通院	入院
実施都道府県数計	47	47
3歳未満	3	-
4歳未満	4	1
5歳未満	1	-
就学前	25	22
9歳年度末	3	3
12歳年度末	5	8
15歳年度末	5	12
18歳年度末	1	1

所得制限	
所得制限なし	17
所得制限あり	30
※通院又は入院のどちらかに所得制限を設けていれば所得制限ありとしている	
一部自己負担	
自己負担なし	8
自己負担あり	39

※都道府県別の詳細は資料2参照

## 2. 市区町村における実施状況

(単位：市区町村)

対象年齢	通院	入院
実施市区町村数計	1,742	1,742
4歳未満	15	-
5歳未満	1	-
就学前	337	103
7歳未満	1	-
8歳年度末	5	1
9歳年度末	2	-
10歳年度末	57	24
10歳未満	1	1
10歳年度末	4	-
12歳年度末	185	243
15歳年度末	930	1,152
16歳年度末	1	1
17歳年度末	1	1
18歳年度末	201	215
22歳年度末	1	1

所得制限	
所得制限なし	1,373
所得制限あり	369

一部自己負担	
自己負担なし	986
自己負担あり	756

※市区町村別の詳細は資料3参照

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ

## 各都道府県における乳幼児等医療費援助の実施状況

都道府県名	対象年齢		所得制限		一部負担
	通院 (歳未満)	入院 (歳未満)	通院	入院	
北海道	就学前	12歳年度末	有	有	有
青森県	就学前	就学前	有	有	有
岩手県	就学前	就学前	有	有	有
宮城県	3	就学前	有	有	無
秋田県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	有
山形県	就学前	15歳年度末	無	無	有
福島県※1	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有
茨城県	9歳年度末	9歳年度末	有	有	有
栃木県	12歳年度末	12歳年度末	無	無	有
群馬県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無
埼玉県	就学前	就学前	有	有	有
千葉県	9歳年度末	15歳年度末	有	有	有
東京都	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有
神奈川県	就学前	15歳年度末	有	有	有
新潟県※2	3	12歳年度末	無	無	有
富山県	4	就学前	有	有	有
石川県	4	就学前	有	有	有
福井県	9歳年度末	9歳年度末	無	無	有
山梨県	5	就学前	無	無	無
長野県	就学前	9歳年度末	無	無	有
岐阜県	就学前	就学前	無	無	無
静岡県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有
愛知県	就学前	15歳年度末	無	無	無
三重県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	無
滋賀県	就学前	就学前	有	有	有
京都府	12歳年度末	12歳年度末	無	無	有
大阪府	3	就学前	有	有	有
兵庫県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有
奈良県	就学前	15歳年度末	有	有	有
和歌山県	就学前	就学前	有	有	無
鳥取県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有
島根県	就学前	就学前	無	無	有
岡山県	就学前	12歳年度末	有	有	有
広島県	就学前	就学前	有	有	有
山口県	就学前	就学前	有	有	有
徳島県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	有
香川県	就学前	就学前	有	有	無
愛媛県	就学前	就学前	無	無	有
高知県	就学前	就学前	有	有	有
福岡県	就学前	就学前	有	有	有
佐賀県	就学前	就学前	無	無	有
長崎県	就学前	就学前	無	無	有
熊本県※2	4	4	有	有	有
大分県	就学前	15歳年度末	無	無	有
宮崎県	就学前	就学前	有	有	有
鹿児島県	就学前	就学前	有	有	有
沖縄県	4	15歳年度末	無	無	有

※1 小学校就学前の児童及び小学校4年生から18歳年度末の児童を対象としている。

※2 多子世帯については別途対象年齢を拡大している。

## 各市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況

市区町村名	対象年齢		所得制限	一部負担	
	入院	通院		有	無
北海道					
1 札幌市	15歳年度末	就学前	○		○
2 小樽市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
3 旭川市	12歳年度末	就学前	○		○
4 室蘭市	12歳年度末	就学前	○		○
5 釧路市	12歳年度末	就学前	○		○
6 帯広市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
7 北見市	12歳年度末	就学前	○		○
8 夕張市	12歳年度末	就学前	○		○
9 岩見沢市	12歳年度末	9歳年度末	○		○
10 網走市	12歳年度末	就学前	○		○
11 留萌市	12歳年度末	就学前	○		○
12 苫小牧市	12歳年度末	就学前	○		○
13 稚内市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
14 美幌市	12歳年度末	就学前	○		○
15 芦別市	12歳年度末	就学前	○		○
16 江別市	12歳年度末	就学前	○		○
17 赤平市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
18 紋別市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
19 士別市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
20 名寄市	12歳年度末	就学前	○		○
21 三笠市	12歳年度末	就学前	○		○
22 根室市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
23 千歳市	12歳年度末	9歳年度末	○		○
24 滝川市	12歳年度末	就学前	○		○
25 砂川市	12歳年度末	就学前	○		○
26 歌志内市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
27 深川市	12歳年度末	就学前	○		○
28 富良野市	12歳年度末	就学前	○		○
29 喜別市	12歳年度末	就学前	○		○
30 恵庭市	15歳年度末	就学前	○		○
31 伊達市	12歳年度末	就学前	○		○
32 北広島市	15歳年度末	就学前	○		○
33 石狩市	12歳年度末	就学前	○		○
34 北斗市	18歳年度末	18歳年度末	○		○
35 当別町	12歳年度末	就学前	○		○
36 新篠津村	12歳年度末	就学前	○		○
37 松前町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
38 福島町	18歳年度末	18歳年度末	○		○
39 知内町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
40 木古内町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
41 七飯町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
42 鹿部町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
43 森町	12歳年度末	12歳年度末	○		○
44 八雲町	12歳年度末	就学前	○		○
45 長万部町	12歳年度末	就学前	○		○
46 江差町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
47 上ノ国町	18歳年度末	18歳年度末	○		○
48 厚沢部町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
49 乙部町	18歳年度末	15歳年度末	○		○
50 奥尻町	12歳年度末	12歳年度末	○		○
51 今金町	12歳年度末	就学前	○		○
52 せたな町	15歳年度末	12歳年度末	○		○
53 島牧村	12歳年度末	就学前	○		○
54 寿都町	18歳年度末	18歳年度末	○		○
55 黒松内町	18歳年度末	18歳年度末	○		○
56 蘭越町	18歳年度末	18歳年度末	○		○
57 ニセコ町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
58 真狩村	12歳年度末	12歳年度末	○		○
59 留寿都村	15歳年度末	15歳年度末	○		○
60 喜茂別町	12歳年度末	就学前	○		○
61 京極町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
62 倶知安町	15歳年度末	就学前	○		○
63 共和町	12歳年度末	就学前	○		○
64 岩内町	12歳年度末	就学前	○		○
65 泊村	15歳年度末	15歳年度末	○		○
66 神恵内村	15歳年度末	15歳年度末	○		○
67 穂丹町	12歳年度末	就学前	○		○
68 古平町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
69 仁木町	12歳年度末	就学前	○		○
70 余市町	12歳年度末	就学前	○		○
71 赤井川村	12歳年度末	就学前	○		○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
73	南幌町	12歳年度末	就学前	○		
74	奈井江町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○
75	上砂川町	12歳年度末	15歳年度末	○		○
76	由仁町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
77	長沼町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
78	栗山町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
79	月形町	12歳年度末	就学前	○		○
80	浦臼町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
81	新十津川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
82	妹背牛町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
83	秩父別町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
84	雨竜町	18歳年度末	15歳年度末		○	○
85	北竜町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
86	沼田町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
87	幌加内町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
88	鷹栖町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
89	東神楽町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
90	当麻町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
91	比布町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
92	愛別町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
93	上川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
94	東川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
95	美瑛町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
96	上富良野町	12歳年度末	就学前	○		○
97	中富良野町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
98	南富良野町	22歳年度末	22歳年度末		○	○
99	占冠村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
100	和寒町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
101	剣淵町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
102	下川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
103	美深町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
104	音威子府村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
105	中川町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
106	増毛町	12歳年度末	就学前	○		○
107	小平町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
108	苫前町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
109	羽幌町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
110	初山別村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
111	遠別町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
112	天塩町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
113	幌延町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
114	猿払村	12歳年度末	就学前	○		○
115	浜頓別町	12歳年度末	就学前	○		○
116	中頓別町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
117	枝幸町	12歳年度末	就学前	○		○
118	豊富町	12歳年度末	就学前	○		○
119	礼文町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
120	利尻町	12歳年度末	就学前	○		○
121	利尻富士町	12歳年度末	就学前	○		○
122	美幌町	12歳年度末	就学前	○		○
123	津別町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
124	斜里町	15歳年度末	就学前	○		○
125	清里町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
126	小清水町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
127	利子府町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
128	置戸町	12歳年度末	就学前	○		○
129	佐呂間町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
130	遠軽町	15歳年度末	就学前	○		○
131	湧別町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
132	湧上町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
133	興部町	12歳年度末	就学前	○		○
134	西興部村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
135	雄武町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
136	大空町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
137	豊浦町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
138	社管町	12歳年度末	就学前	○		○
139	白老町	12歳年度末	就学前	○		○
140	厚真町	12歳年度末	就学前	○		○
141	洞爺湖町	12歳年度末	就学前	○		○
142	安平町	15歳年度末	就学前	○		○
143	むかわ町	12歳年度末	就学前	○		○
144	日高町	12歳年度末	就学前	○		○
145	平取町	12歳年度末	就学前	○		○
146	新冠町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
147	浦河町	12歳年度末	就学前	○		○
148	様似町	15歳年度末	15歳年度末		○	○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
149 えりも町	12歳年度末	就学前	○			
150 新心だか町	12歳年度末	就学前	○		○	
151 音更町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
152 土幌町	12歳年度末	12歳年度末	○		○	
153 上士幌町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
154 鶴追町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
155 新得町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
156 清水町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
157 芽室町	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
158 中札内村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
159 更別村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
160 大樹町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
161 広尾町	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
162 霧別町	12歳年度末	12歳年度末	○			
163 池田町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
164 豊頃町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
165 本別町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
166 足寄町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
167 陸別町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
168 浦幌町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
169 釧路町	12歳年度末	就学前	○		○	
170 厚岸町	12歳年度末	就学前	○		○	
171 浜中町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
172 標茶町	12歳年度末	就学前		○	○	
173 弟子屈町	12歳年度末	就学前	○		○	
174 鶴居村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
175 白糠町	12歳年度末	就学前	○		○	
176 別海町	12歳年度末	就学前	○		○	
177 中標津町	12歳年度末	就学前	○		○	
178 標津町	15歳年度末	就学前		○	○	
179 羅臼町	12歳年度末	就学前	○		○	
青森県						
1 青森市	12歳年度末	就学前	○			○
2 弘前市	18歳年度末	就学前	○		○	
3 八戸市	15歳年度末	就学前	○		○	
4 黒石市	就学前	就学前		○	○	
5 五所川原市	就学前	就学前	○		○	
6 十和田市	15歳年度末	就学前	○		○	
7 三沢市	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
8 むつ市	15歳年度末	就学前	○		○	
9 つがる市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
10 平川市	就学前	就学前	○		○	
11 平内町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
12 今別町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
13 蓬田村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
14 外ヶ浜町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
15 鱈ヶ沢町	就学前	就学前	○		○	
16 深浦町	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
17 西目屋村	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
18 藤崎町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
19 大鰐町	就学前	就学前		○	○	
20 田舎館村	就学前	就学前		○	○	
21 板柳町	就学前	就学前	○		○	
22 鶴田町	就学前	就学前		○	○	
23 中泊町	就学前	就学前		○	○	
24 野辺地町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
25 七戸町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
26 六戸町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
27 横浜町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
28 東北町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
29 六ヶ所村	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
30 おいらせ町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
31 大間町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
32 東通村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
33 風間浦村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
34 佐井村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
35 三戸町	15歳年度末	就学前	○		○	
36 五戸町	15歳年度末	就学前	○		○	
37 田子町	就学前	15歳年度末	○		○	
38 南部町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
39 階上町	15歳年度末	就学前	○		○	
40 新郷村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
岩手県						
1 盛岡市	12歳年度末	就学前		○	○	
2 宮古市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
3 大船渡市	12歳年度末	12歳年度末	○		○	

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
4	奥州市 12歳年度末	12歳年度末				
5	花巻市 12歳年度末	12歳年度末	○	○	○	
6	北上市 就学前	就学前				
7	久慈市 12歳年度末	12歳年度末	○		○	
8	遠野市 15歳年度末	15歳年度末	○		○	
9	一関市 12歳年度末	12歳年度末		○		○
10	陸前高田市 12歳年度末	12歳年度末	○			○
11	釜石市 12歳年度末	12歳年度末	○		○	
12	二戸市 就学前	就学前	○			○
13	八幡平市 12歳年度末	12歳年度末		○		○
14	磐石町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
15	葛巻町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
16	岩手町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
17	滝沢市 就学前	就学前		○		○
18	紫波町 7歳年度末	7歳年度末		○		○
19	矢巾町 就学前	就学前		○		○
20	西和賀町 就学前	就学前	○			○
21	金ヶ崎町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
22	平泉町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
23	住田町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
24	大槌町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
25	山田町 就学前	就学前		○		○
26	岩泉町 就学前	就学前		○		○
27	田野畑村 18歳年度末	18歳年度末		○		○
28	豊代村 18歳年度末	18歳年度末		○		○
29	軽米町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
30	津野町 就学前	就学前		○		○
31	野田村 18歳年度末	18歳年度末	○			○
32	九戸村 18歳年度末	18歳年度末		○		○
33	一戸町 18歳年度末	18歳年度末	○		○	
宮城県						
1	仙台市 15歳年度末	9歳年度末		○		○
2	石巻市 15歳年度末	12歳年度末	○			○
3	掘籠市 15歳年度末	12歳年度末	○			○
4	気仙沼市 9歳年度末	9歳年度末	○			○
5	白石市 15歳年度末	12歳年度末	○			○
6	名取市 15歳年度末	就学前	○			○
7	角田市 15歳年度末	12歳年度末	○			○
8	多賀城市 15歳年度末	9歳年度末	○			○
9	岩沼市 15歳年度末	就学前	○			○
10	登米市 15歳年度末	就学前	○			○
11	栗原市 15歳年度末	15歳年度末		○		○
12	東松島市 15歳年度末	15歳年度末	○			○
13	大崎市 12歳年度末	就学前	○			○
14	蔵王町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
15	七ヶ浜町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
16	大河原町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
17	村田町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
18	柴田町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
19	川崎町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
20	丸森町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
21	亘理町 15歳年度末	就学前	○			○
22	山元町 15歳年度末	就学前	○			○
23	松島町 15歳年度末	就学前	○			○
24	七ヶ浜町 12歳年度末	12歳年度末	○			○
25	利府町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
26	大和町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
27	大郷町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
28	奮谷町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
29	大衡村 18歳年度末	18歳年度末		○		○
30	色麻町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
31	加美町 18歳年度末	18歳年度末		○		○
32	涌谷町 12歳年度末	12歳年度末	○			○
33	美里町 15歳年度末	15歳年度末	○			○
34	女川町 15歳年度末	15歳年度末		○		○
35	南三陸町 15歳年度末	15歳年度末	○			○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
秋田県						
1	秋田市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
2	能代市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
3	横手市	12歳年度末	12歳年度末		○	○
4	大館市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
5	男鹿市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
6	湯沢市	12歳年度末	12歳年度末		○	○
7	鹿角市	12歳年度末	12歳年度末	○		○
8	由利本荘市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
9	潟上市	12歳年度末	12歳年度末		○	○
10	大仙市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
11	北秋田市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
12	にかほ市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
13	仙北市	15歳年度末	12歳年度末		○	○
14	小坂町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
15	上小阿仁村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
16	藤里町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
17	三種町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
18	八峰町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
19	五城目町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
20	人形湯町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
21	井川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
22	大潟村	12歳年度末	12歳年度末		○	○
23	美郷町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
24	羽後町	12歳年度末	12歳年度末		○	○
25	東成瀬村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
山形県						
1	山形市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
2	米沢市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
3	鶴岡市	就学前	15歳年度末		○	○
4	酒田市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
5	新庄市	9歳年度末	15歳年度末		○	○
6	寒河江市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
7	上山市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
8	村山市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
9	長井市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
10	天童市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
11	東根市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
12	尾花沢市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
13	南陽市	12歳年度末	15歳年度末		○	○
14	山辺町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
15	中山町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
16	河北町	12歳年度末	15歳年度末		○	○
17	西川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
18	朝日町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
19	大江町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
20	大石田町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
21	金山町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
22	最上町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
23	舟形町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
24	真室川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
25	大蔵村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
26	鮭川村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
27	戸沢村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
28	高畠町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
29	川西町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
30	小国町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
31	白鷹町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
32	飯豊町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
33	三川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
34	庄内町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
35	遊佐町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
福島県						
1	福島市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
2	会津若松市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
3	郡山市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
4	いわき市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
5	白河市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
6	須賀川市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
7	喜多方市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
8	相馬市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
9	二本松市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
10	田村市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
11	南相馬市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
12	伊達市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
13	本宮市	18歳年度末	18歳年度末		○	○

市区町村名		対象年齢		所得制限		一部負担	
		入院	通院	有	無	有	無
14	桑折町	18歳年度末	18歳年度末				
15	川俣町	18歳年度末	18歳年度末				
16	大玉村	18歳年度末	18歳年度末				
17	鏡石町	18歳年度末	18歳年度末				
18	天栄村	18歳年度末	18歳年度末				
19	下郷町	18歳年度末	18歳年度末				
20	桧枝岐村	18歳年度末	18歳年度末				
21	只見町	18歳年度末	18歳年度末				
22	南会津町	18歳年度末	18歳年度末				
23	北塩原村	18歳年度末	18歳年度末				
24	西会津町	18歳年度末	18歳年度末				
25	磐梯町	18歳年度末	18歳年度末				
26	猪苗代町	18歳年度末	18歳年度末				
27	会津坂下町	18歳年度末	18歳年度末				
28	湯川村	18歳年度末	18歳年度末				
29	柳津町	18歳年度末	18歳年度末				
30	三島町	18歳年度末	18歳年度末				
31	金山町	18歳年度末	18歳年度末				
32	昭和村	18歳年度末	18歳年度末				
33	会津美里町	18歳年度末	18歳年度末				
34	西郷村	18歳年度末	18歳年度末				
35	泉崎村	18歳年度末	18歳年度末				
36	中島村	18歳年度末	18歳年度末				
37	矢吹町	18歳年度末	18歳年度末				
38	棚倉町	18歳年度末	18歳年度末				
39	矢祭町	18歳年度末	18歳年度末				
40	楯町	18歳年度末	18歳年度末				
41	鮫川村	18歳年度末	18歳年度末				
42	石川町	18歳年度末	18歳年度末				
43	玉川村	18歳年度末	18歳年度末				
44	平田村	18歳年度末	18歳年度末				
45	浅川町	18歳年度末	18歳年度末				
46	古殿町	18歳年度末	18歳年度末				
47	三春町	18歳年度末	18歳年度末				
48	小野町	18歳年度末	18歳年度末				
49	広野町	18歳年度末	18歳年度末				
50	檜葉町	18歳年度末	18歳年度末				
51	富岡町	18歳年度末	18歳年度末				
52	川内村	18歳年度末	18歳年度末				
53	大龍町	18歳年度末	18歳年度末				
54	双葉町	18歳年度末	18歳年度末				
55	浪江町	18歳年度末	18歳年度末				
56	鶴尾村	18歳年度末	18歳年度末				
57	新地町	18歳年度末	18歳年度末				
58	飯館村	18歳年度末	18歳年度末				
59	茨城県						
1	水戸市	15歳年度末	15歳年度末		○		
2	日立市	9歳年度末	9歳年度末				
3	土浦市	15歳年度末	15歳年度末				
4	古河市	15歳年度末	15歳年度末				
5	石岡市	15歳年度末	12歳年度末				
6	結城市	15歳年度末	15歳年度末				
7	龍ヶ崎市	15歳年度末	15歳年度末				
8	下妻市	12歳年度末	12歳年度末		○		
9	常総市	15歳年度末	15歳年度末				
10	常陸太田市	15歳年度末	15歳年度末				
11	高萩市	9歳年度末	9歳年度末				
12	北茨城市	12歳年度末	12歳年度末				○
13	笠間市	15歳年度末	15歳年度末		○		
14	取手市	15歳年度末	12歳年度末				
15	牛久市	15歳年度末	15歳年度末				
16	つくば市	15歳年度末	15歳年度末				
17	ひたちなか市	15歳年度末	12歳年度末		○		
18	鹿嶋市	15歳年度末	15歳年度末		○		
19	潮来市	15歳年度末	15歳年度末				
20	守谷市	15歳年度末	15歳年度末				
21	常陸大宮市	12歳年度末	12歳年度末		○		
22	那珂市	15歳年度末	12歳年度末		○		
23	筑西市	15歳年度末	15歳年度末				
24	坂東市	12歳年度末	12歳年度末				
25	稲敷市	15歳年度末	15歳年度末				
26	かすみがうら市	15歳年度末	15歳年度末		○		
27	桜川市	15歳年度末	15歳年度末				
28	神栖市	15歳年度末	15歳年度末				
29	行方市	15歳年度末	15歳年度末				



市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
30	15歳年度末	15歳年度末				
31	12歳年度末	12歳年度末	○		○	
32	15歳年度末	15歳年度末				
33	12歳年度末	12歳年度末	○		○	
34	15歳年度末	15歳年度末				
35	15歳年度末	15歳年度末				
36	15歳年度末	15歳年度末				
37	15歳年度末	15歳年度末				
38	15歳年度末	15歳年度末				
39	15歳年度末	15歳年度末				
40	15歳年度末	15歳年度末				
41	12歳年度末	12歳年度末	○		○	
42	12歳年度末	12歳年度末				
43	15歳年度末	15歳年度末				
44	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
栃木県						
1	12歳年度末	12歳年度末				
2	15歳年度末	15歳年度末				
3	15歳年度末	15歳年度末				
4	15歳年度末	15歳年度末				
5	15歳年度末	15歳年度末				
6	18歳年度末	18歳年度末				
7	15歳年度末	15歳年度末				
8	15歳年度末	15歳年度末				
9	18歳年度末	18歳年度末				
10	18歳年度末	18歳年度末				
11	18歳年度末	18歳年度末				
12	18歳年度末	18歳年度末				
13	15歳年度末	15歳年度末				
14	15歳年度末	15歳年度末				
15	15歳年度末	15歳年度末				
16	15歳年度末	15歳年度末				
17	15歳年度末	15歳年度末				
18	15歳年度末	15歳年度末				
19	15歳年度末	15歳年度末				
20	15歳年度末	15歳年度末				
21	18歳年度末	18歳年度末				
22	15歳年度末	15歳年度末				
23	18歳年度末	18歳年度末				
24	15歳年度末	15歳年度末				
25	18歳年度末	18歳年度末				
26	15歳年度末	15歳年度末				
群馬県						
1	15歳年度末	15歳年度末				
2	15歳年度末	15歳年度末				
3	15歳年度末	15歳年度末				
4	15歳年度末	15歳年度末				
5	15歳年度末	15歳年度末				
6	15歳年度末	15歳年度末				
7	15歳年度末	15歳年度末				
8	15歳年度末	15歳年度末				
9	15歳年度末	15歳年度末				
10	15歳年度末	15歳年度末				
11	15歳年度末	15歳年度末				
28	15歳年度末	15歳年度末				
29	15歳年度末	15歳年度末				
33	15歳年度末	15歳年度末				
35	18歳年度末	18歳年度末				
37	15歳年度末	15歳年度末				
38	15歳年度末	15歳年度末				
39	15歳年度末	15歳年度末				
41	15歳年度末	15歳年度末				
44	15歳年度末	15歳年度末				
46	15歳年度末	15歳年度末				
45	15歳年度末	15歳年度末				
48	15歳年度末	15歳年度末				
51	15歳年度末	15歳年度末				
52	15歳年度末	15歳年度末				
56	15歳年度末	15歳年度末				
60	15歳年度末	15歳年度末				
66	15歳年度末	15歳年度末				
67	15歳年度末	15歳年度末				
68	15歳年度末	15歳年度末				
69	15歳年度末	15歳年度末				
70	15歳年度末	15歳年度末				
81	15歳年度末	15歳年度末				

	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
		入院	通院	有	無	有	無
82	みどり市	15歳年度末	15歳年度末				
83	東吾妻町	15歳年度末	15歳年度末				
埼玉県							
1	さいたま市	15歳年度末	15歳年度末				
2	川越市	15歳年度末	15歳年度末				
3	熊谷市	15歳年度末	15歳年度末				
4	行田市	15歳年度末	15歳年度末	○			
5	川口市	15歳年度末	15歳年度末				
6	秩父市	15歳年度末	15歳年度末				
7	所沢市	15歳年度末	15歳年度末				
8	飯能市	15歳年度末	15歳年度末			○	
9	加須市	15歳年度末	15歳年度末				
10	本庄市	15歳年度末	15歳年度末				
11	東松山市	15歳年度末	15歳年度末				
12	春日部市	15歳年度末	15歳年度末				
13	狭山市	15歳年度末	15歳年度末				
14	羽生市	15歳年度末	15歳年度末				
15	鴻巣市	15歳年度末	15歳年度末				
16	深谷市	15歳年度末	15歳年度末				
17	上尾市	15歳年度末	15歳年度末				
18	草加市	15歳年度末	15歳年度末				
19	越谷市	15歳年度末	15歳年度末				
20	蕨市	15歳年度末	15歳年度末				
21	戸田市	15歳年度末	15歳年度末				
22	入間市	15歳年度末	15歳年度末				
23	朝霞市	18歳年度末	15歳年度末				
24	志木市	15歳年度末	15歳年度末				
25	和光市	15歳年度末	15歳年度末				
26	新座市	18歳年度末	18歳年度末				
27	桶川市	15歳年度末	15歳年度末				
28	久喜市	15歳年度末	15歳年度末				
29	北本市	15歳年度末	15歳年度末				
30	八潮市	15歳年度末	就学前				
31	富士見市	15歳年度末	15歳年度末				
32	三郷市	15歳年度末	15歳年度末				
33	蓮田市	15歳年度末	15歳年度末				
34	坂戸市	15歳年度末	15歳年度末				
35	幸手市	15歳年度末	15歳年度末				
36	鶴ヶ島市	15歳年度末	15歳年度末				
37	日高市	15歳年度末	15歳年度末				
38	吉川市	15歳年度末	15歳年度末				
39	ふじみ野市	15歳年度末	15歳年度末				
40	白岡市	15歳年度末	15歳年度末				
41	伊奈町	15歳年度末	15歳年度末				
42	三芳町	15歳年度末	15歳年度末				
43	毛呂山町	15歳年度末	15歳年度末				
44	越生町	18歳年度末	18歳年度末				
45	漕川町	18歳年度末	18歳年度末				
46	嵐山町	15歳年度末	15歳年度末				
47	小川町	15歳年度末	15歳年度末				
48	川島町	15歳年度末	15歳年度末				
49	吉見町	15歳年度末	15歳年度末				
50	鳩山町	15歳年度末	15歳年度末				
51	ときがわ町	15歳年度末	15歳年度末				
52	構瀬町	15歳年度末	15歳年度末				
53	皆野町	15歳年度末	15歳年度末				
54	長瀬町	15歳年度末	15歳年度末				
55	小鹿野町	15歳年度末	15歳年度末				
56	東秩父村	15歳年度末	15歳年度末				
57	美里町	15歳年度末	15歳年度末				
58	神川町	15歳年度末	15歳年度末				
59	上里町	15歳年度末	15歳年度末				
60	寄居町	15歳年度末	15歳年度末				
61	宮代町	15歳年度末	15歳年度末				
62	杉戸町	15歳年度末	15歳年度末				
63	松伏町	15歳年度末	15歳年度末				
千葉県							
1	千葉市	15歳年度末	9歳年度末				
2	銚子市	15歳年度末	15歳年度末	○			
3	市川市	15歳年度末	15歳年度末	○			
4	船橋市	15歳年度末	15歳年度末				
5	館山市	15歳年度末	9歳年度末	○			
6	木更津市	15歳年度末	15歳年度末				
7	松戸市	15歳年度末	15歳年度末				
8	野田市	15歳年度末	9歳年度末				
9	茂原市	15歳年度末	9歳年度末	○			

市区町村名		対象年齢		所得制限		一部負担	
		入院	通院	有	無	有	無
10	成田市	15歳年度末	15歳年度末				
11	佐倉市	15歳年度末	15歳年度末				
12	東金市	15歳年度末	9歳年度末				
13	旭市	15歳年度末	15歳年度末				
14	習志野市	15歳年度末	9歳年度末				
15	柏市	15歳年度末	9歳年度末				
16	勝浦市	15歳年度末	12歳年度末				
17	市原市	15歳年度末	15歳年度末				
18	流山市	15歳年度末	12歳年度末				
19	八千代市	15歳年度末	9歳年度末				
20	我孫子市	15歳年度末	15歳年度末				
21	鴨川市	15歳年度末	9歳年度末				
22	鎌ヶ谷市	15歳年度末	15歳年度末				
23	君津市	15歳年度末	15歳年度末				
24	富津市	15歳年度末	15歳年度末				
25	浦安市	15歳年度末	15歳年度末				
26	四街道市	15歳年度末	15歳年度末				
27	袖ヶ浦市	15歳年度末	15歳年度末				
28	八街市	15歳年度末	15歳年度末				
29	印西市	15歳年度末	15歳年度末				
30	白井市	15歳年度末	12歳年度末	○			
31	富里市	15歳年度末	15歳年度末				
32	南房総市	15歳年度末	9歳年度末				
33	匝瑳市	15歳年度末	15歳年度末				
34	香取市	15歳年度末	15歳年度末				
35	山武市	15歳年度末	9歳年度末				
36	いすみ市	18歳年度末	18歳年度末				
37	大網白里市	15歳年度末	15歳年度末				
38	酒々井町	15歳年度末	15歳年度末				
39	栄町	15歳年度末	15歳年度末				
40	神崎町	15歳年度末	15歳年度末				
41	多古町	15歳年度末	15歳年度末				
42	東庄町	15歳年度末	15歳年度末				
43	九十九里町	15歳年度末	9歳年度末				
44	芝山町	15歳年度末	15歳年度末				
45	横芝光町	17歳年度末	17歳年度末				
46	一宮町	18歳年度末	18歳年度末				
47	睦沢町	15歳年度末	15歳年度末				
48	長生村	15歳年度末	15歳年度末	○			
49	白子町	15歳年度末	9歳年度末	○			
50	長柄町	15歳年度末	15歳年度末				
51	長南町	15歳年度末	15歳年度末				
52	大多喜町	15歳年度末	12歳年度末				
53	御宿町	15歳年度末	15歳年度末	○			
54	鋸南町	15歳年度末	9歳年度末				
東京都							
1	千代田区	18歳年度末	18歳年度末				
2	中央区	15歳年度末	15歳年度末				
3	港区	15歳年度末	15歳年度末				
4	新宿区	15歳年度末	15歳年度末				
5	文京区	15歳年度末	15歳年度末				
6	台東区	15歳年度末	15歳年度末				
7	墨田区	15歳年度末	15歳年度末				
8	江東区	15歳年度末	15歳年度末				
9	品川区	15歳年度末	15歳年度末				
10	目黒区	15歳年度末	15歳年度末				
11	大田区	15歳年度末	15歳年度末				
12	世田谷区	15歳年度末	15歳年度末				
13	渋谷区	15歳年度末	15歳年度末				
14	中野区	15歳年度末	15歳年度末				
15	杉並区	15歳年度末	15歳年度末				
16	豊島区	15歳年度末	15歳年度末				
17	北区	18歳年度末	15歳年度末				
18	荒川区	15歳年度末	15歳年度末				
19	板橋区	15歳年度末	15歳年度末				
20	練馬区	15歳年度末	15歳年度末				
21	足立区	15歳年度末	15歳年度末				
22	葛飾区	15歳年度末	15歳年度末				
23	江戸川区	15歳年度末	15歳年度末				
24	八王子市	15歳年度末	15歳年度末	○			
25	立川市	15歳年度末	15歳年度末	○			
26	武蔵野市	15歳年度末	15歳年度末				
27	三鷹市	15歳年度末	15歳年度末	○			
28	青梅市	15歳年度末	15歳年度末				
29	府中市	15歳年度末	15歳年度末				
30	昭島市	15歳年度末	15歳年度末	○			

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
31	調布市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
32	町田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
33	小金井市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
34	小平市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
35	日野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
36	東村山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
37	国分寺市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
38	国立市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
39	福生市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
40	狛江市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
41	東大和市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
42	清瀬市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
43	東久留米市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
44	武蔵村山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
45	多摩市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
46	稲城市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
47	羽村市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
48	あきる野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
49	西東京市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
50	瑞穂町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
51	日の出町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	
52	梶原村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
53	奥多摩町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	
54	大島町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
55	利島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
56	新島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
57	神津島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
58	三宅村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
59	御蔵島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
60	八丈町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
61	青々島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
62	小笠原村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	
神奈川県						
1	横浜市	15歳年度末	7歳年度末	○		○
2	川崎市	15歳年度末	7歳年度末	○		○
3	相模原市	15歳年度末	9歳年度末	○		○
4	横浜質市	15歳年度末	9歳年度末	○		○
5	平塚市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
6	鎌倉市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
7	藤沢市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
8	小田原市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
9	茅ヶ崎市	15歳年度末	8歳年度末	○		○
10	逗子市	15歳年度末	7歳年度末	○		○
11	三浦市	15歳年度末	10歳年度末	○		○
12	秦野市	15歳年度末	10歳年度末	○		○
13	厚木市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
14	大和市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
15	伊勢原市	15歳年度末	9歳年度末	○		○
16	海老名市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
17	座間市	15歳年度末	10歳年度末	○		○
18	南足柄市	15歳年度末	9歳年度末	○		○
19	綾瀬市	15歳年度末	12歳年度末	○		○
20	葉山町	15歳年度末	12歳年度末	○		○
21	寒川町	15歳年度末	9歳年度末	○		○
22	大磯町	15歳年度末	12歳年度末	○		○
23	二宮町	15歳年度末	12歳年度末	○		○
24	中井町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
25	大井町	15歳年度末	就学前	○		○
26	松田町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
27	山北町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
28	開成町	15歳年度末	就学前	○		○
29	箱根町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
30	真鶴町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
31	湯河原町	15歳年度末	就学前	○		○
32	愛川町	15歳年度末	12歳年度末	○		○
33	清川村	15歳年度末	15歳年度末	○		○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
新潟県						
1 新潟市	15歳年度末	9歳年度末		○	○	
2 長岡市	12歳年度末	9歳年度末			○	
3 上越市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
4 三条市	12歳年度末	9歳年度末		○	○	
5 相崎市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
6 小野田市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
7 小千谷市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
8 加茂市	18歳年度末	15歳年度末		○	○	
9 十日町市	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
10 見附市	15歳年度末	9歳年度末		○	○	
11 村上市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
12 燕市	15歳年度末	12歳年度末		○	○	
13 糸魚川市	18歳年度末	12歳年度末		○	○	
14 妙高市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
15 五泉市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
16 佐渡市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
17 阿賀野市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
18 魚沼市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
19 南魚沼市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
20 胎内市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
21 聖籠町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
22 弥彦村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
23 田上町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
24 阿賀町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
25 出雲崎町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
26 湯沢町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
27 津南町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
28 刈羽村	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
29 関川村	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
30 粟島浦村	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
富山県						
1 富山市	15歳年度末	12歳年度末	○		○	
2 高岡市	15歳年度末	12歳年度末	○		○	
3 魚津市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
4 水見市	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
5 滑川市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
6 黒部市	15歳年度末	12歳年度末		○	○	
7 砺波市	15歳年度末	12歳年度末		○	○	
8 小矢部市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
9 南砺市	15歳年度末	12歳年度末	○		○	
10 射水市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
11 舟橋村	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
12 上市町	15歳年度末	12歳年度末	○		○	
13 立山町	15歳年度末	12歳年度末	○		○	
14 入善町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
15 朝日町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
石川県						
1 金沢市	15歳年度末	9歳年度末		○	○	
2 七尾市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
3 小松市	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
4 輪島市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
5 珠洲市	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
6 加賀市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
7 羽咋市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
8 小ほく市	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
9 白山市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
10 能美市	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
11 野々市市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
12 川北町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
13 津幡町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
14 内灘町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
15 志賀町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
16 宝達志水町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
17 中能登町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
18 穴水町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
19 能登町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
福井県						
1	福井市	15歳年度末	15歳年度末			○
2	敦賀市	12歳年度末	12歳年度末			○
3	小浜市	15歳年度末	15歳年度末			○
4	大野市	15歳年度末	15歳年度末			○
5	勝山市	15歳年度末	15歳年度末			○
6	鯖江市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
7	あわら市	15歳年度末	15歳年度末			○
8	越前市	15歳年度末	15歳年度末	○		○
9	坂井市	15歳年度末	15歳年度末			○
10	永平寺町	15歳年度末	15歳年度末			○
11	池田町	15歳年度末	15歳年度末			○
12	南越前町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
13	越前町	15歳年度末	15歳年度末			○
14	美浜町	15歳年度末	15歳年度末			○
15	高浜町	15歳年度末	15歳年度末			○
16	おおい町	15歳年度末	15歳年度末			○
17	若狭町	15歳年度末	15歳年度末			○
山梨県						
1	甲府市	12歳年度末	12歳年度末			○
2	富士吉田市	15歳年度末	15歳年度末			○
3	都留市	15歳年度末	15歳年度末			○
4	山梨市	15歳年度末	12歳年度末			○
5	大月市	15歳年度末	15歳年度末			○
6	韮崎市	15歳年度末	15歳年度末			○
7	南アルプス市	12歳年度末	12歳年度末			○
8	北杜市	9歳年度末	9歳年度末			○
9	甲斐市	12歳年度末	12歳年度末			○
10	笛吹市	15歳年度末	15歳年度末			○
11	上野原市	15歳年度末	15歳年度末			○
12	甲州市	15歳年度末	15歳年度末			○
13	中央市	12歳年度末	12歳年度末			○
14	市川三郷町	15歳年度末	15歳年度末			○
15	早川町	15歳年度末	15歳年度末			○
16	身延町	15歳年度末	15歳年度末			○
17	南都町	15歳年度末	15歳年度末			○
18	富士川町	15歳年度末	15歳年度末			○
19	昭和町	12歳年度末	12歳年度末			○
20	酒志村	15歳年度末	15歳年度末			○
21	西桂町	15歳年度末	15歳年度末			○
22	忍野村	15歳年度末	15歳年度末			○
23	山中湖村	15歳年度末	15歳年度末			○
24	鳴沢村	15歳年度末	15歳年度末			○
25	富士河口湖町	15歳年度末	15歳年度末			○
26	小菅村	15歳年度末	15歳年度末			○
27	丹波山村	15歳年度末	15歳年度末			○
長野県						
1	長野市	12歳年度末	12歳年度末			○
2	松本市	15歳年度末	15歳年度末			○
3	上田市	15歳年度末	15歳年度末			○
4	岡谷市	15歳年度末	15歳年度末			○
5	飯田市	15歳年度末	15歳年度末			○
6	諏訪市	15歳年度末	15歳年度末			○
7	須坂市	15歳年度末	15歳年度末			○
8	小諸市	15歳年度末	15歳年度末			○
9	伊那市	15歳年度末	15歳年度末			○
10	駒ヶ根市	15歳年度末	15歳年度末			○
11	中野市	15歳年度末	15歳年度末			○
12	大町市	15歳年度末	15歳年度末			○
13	飯山市	15歳年度末	15歳年度末			○
14	茅野市	15歳年度末	15歳年度末			○
15	塩尻市	15歳年度末	15歳年度末			○
16	千曲市	15歳年度末	15歳年度末			○
17	佐久市	15歳年度末	15歳年度末			○
18	東御市	15歳年度末	15歳年度末			○
19	安曇野市	15歳年度末	15歳年度末			○
20	佐久穂町	15歳年度末	15歳年度末			○
21	小海町	18歳年度末	18歳年度末			○
22	川上村	18歳年度末	18歳年度末			○
23	南牧村	18歳年度末	18歳年度末			○
24	南相木村	18歳年度末	18歳年度末			○
25	北相木村	18歳年度末	18歳年度末			○
26	軽井沢町	15歳年度末	15歳年度末			○
27	御代田町	15歳年度末	15歳年度末			○
28	立科町	18歳年度末	18歳年度末			○
29	長和町	18歳年度末	18歳年度末			○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
30	青木村	18歳年度末	18歳年度末			
31	坂城町	15歳年度末	12歳年度末		○	○
32	下諏訪町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
33	富士見町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
34	原村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
35	辰野町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
36	箕輪町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
37	飯島町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
38	南箕輪村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
39	中川村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
40	宮田村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
41	松川町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
42	高森町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
43	阿南町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
44	阿智村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
45	平谷村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
46	根羽村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
47	下條村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
48	壳木村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
49	天龍村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
50	秦阜村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
51	碓木村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
52	豊丘村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
53	大鹿村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
54	木曾町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
55	上松町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
56	南木曾町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
57	木祖村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
58	王滝村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
59	大桑村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
60	麻績村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
61	生坂村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
62	山形村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
63	朝日村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
64	筑北村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
65	池田町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
66	松川村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
67	白馬村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
68	小谷村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
69	小布施町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
70	高山村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
71	山ノ内町	18歳年度末	18歳年度末		○	○
72	木島平村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
73	野沢温泉村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
74	信濃町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
75	飯綱町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
76	小川村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
77	栄村	18歳年度末	18歳年度末		○	○
岐阜県						
1	岐阜市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
2	大垣市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
3	高山市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
4	多治見市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
5	関市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
6	中津川市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
7	美濃市	18歳年度末	15歳年度末		○	○
8	瑞浪市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
9	羽島市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
10	恵那市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
11	美濃加茂市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
12	土岐市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
13	各務原市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
14	可児市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
15	山県市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
16	瑞穂市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
17	飛騨市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
18	本巣市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
19	下呂市	18歳年度末	18歳年度末		○	○
20	上呂市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
21	海津市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
22	岐南町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
23	笠松町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
24	養老町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
25	垂井町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
26	関ヶ原町	15歳年度末	15歳年度末	○		○
27	神戸町	18歳年度末	18歳年度末		○	○

	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
		入院	通院	有	無	有	無
28	輪之内町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
29	安八町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
30	摺斐川町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
31	大野町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
32	池田町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
33	北方町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
34	坂祝町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
35	富加町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
36	川辺町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
37	七宗町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
38	八百津町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
39	白川町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
40	東白川村	18歳年度末	18歳年度末		○		○
41	御嵩町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
42	白川村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
静岡県							
1	静岡市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
2	浜松市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
3	沼津市	18歳年度末	15歳年度末		○		○
4	熱海市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
5	三島市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
6	富士宮市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
7	伊東市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
8	島田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
9	富士市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
10	磐田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
11	焼津市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
12	掛川市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13	藤枝市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
14	御殿場市	18歳年度末	18歳年度末		○		○
15	袋井市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
16	下田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
17	裾野市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
18	湖西市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19	伊豆市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20	御前崎市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21	菊川市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
22	伊豆の国市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
23	牧之原市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
24	東伊豆町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
25	河津町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
26	南伊豆町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
27	松崎町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
28	西伊豆町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
29	函南町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
30	清水町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
31	長泉町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
32	小山町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
33	吉田町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
34	川根本町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
35	森町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
愛知県							
1	名古屋	15歳年度末	15歳年度末		○		○
2	豊橋市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
3	岡崎市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
4	一宮市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
5	瀬戸市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
6	半田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
7	春日井市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
8	豊川市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
9	津島市	18歳年度末	18歳年度末	○			○
10	碧南市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
11	刈谷市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
12	豊田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13	安城市	18歳年度末	15歳年度末		○		○
14	西尾市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
15	蒲郡市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
16	犬山市	18歳年度末	18歳年度末		○		○
17	常滑市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
18	江南市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
19	小牧市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20	稲沢市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21	新城市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
22	東海市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
23	大府市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
24	知多市	15歳年度末	15歳年度末		○		○



市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
25 知立市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
26 尾張旭市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
27 高浜市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
28 岩倉市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
29 豊明市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
30 日進市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
31 田原市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
32 愛西市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
33 清須市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
34 北名古屋	15歳年度末	15歳年度末	○			○
35 弥富市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
36 みよし市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
37 あま市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
38 長久手市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
39 東郷町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
40 豊山町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
41 大口町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
42 扶桑町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
43 大治町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
44 飛江町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
45 飛島村	18歳年度末	18歳年度末		○		○
46 阿久比町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
47 東浦町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
48 南知多町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
49 美浜町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
50 武豊町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
51 幸田町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
52 設楽町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
53 東栄町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
54 豊根村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
三重県						
1 津市	15歳年度末	12歳年度末	○			○
2 四日市市	15歳年度末	12歳年度末	○			○
3 伊勢市	15歳年度末	12歳年度末	○			○
4 松阪市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
5 桑名市	15歳年度末	12歳年度末	○			○
6 鈴鹿市	15歳年度末	12歳年度末	○			○
7 名張市	12歳年度末	12歳年度末	○			○
8 尾鷲市	12歳年度末	12歳年度末	○			○
9 亀山市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
10 鳥羽市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
11 熊野市	18歳年度末	18歳年度末	○			○
12 いなべ市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
13 志摩市	15歳年度末	12歳年度末	○			○
14 伊賀市	12歳年度末	12歳年度末	○			○
15 木曽岬町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
16 東員町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
17 菟野町	15歳年度末	12歳年度末	○			○
18 朝日町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19 川越町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20 多気町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21 明和町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
22 大台町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
23 玉城町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
24 度会町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
25 御浜町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
26 紀宝町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
27 大紀町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
28 南伊勢町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
29 紀北町	15歳年度末	12歳年度末	○			○
滋賀県						
1 大津市	9歳年度末	9歳年度末		○		○
2 彦根市	12歳年度末	就学前		○		○
3 長浜市	15歳年度末	就学前		○		○
4 近江八幡市	15歳年度末	就学前		○		○
5 草津市	15歳年度末	就学前		○		○
6 守山市	15歳年度末	就学前		○		○
7 栗東市	15歳年度末	就学前		○		○
8 野洲市	15歳年度末	就学前		○		○
9 湖南市	15歳年度末	就学前		○		○
10 甲賀市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
11 高島市	15歳年度末	就学前		○		○
12 東近江市	15歳年度末	9歳年度末		○		○
13 米原市	15歳年度末	就学前		○		○
14 日野町	15歳年度末	就学前		○		○
15 竜王町	15歳年度末	就学前		○		○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
16 豊荘町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
17 豊郷町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
18 甲良町	15歳年度末	就学前		○		○
19 多賀町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
京都府						
1 京都市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
2 福知山市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
3 舞鶴市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
4 綾部市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
5 宇治市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
6 宮津市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
7 亀岡市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
8 城陽市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
9 向日市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
10 長岡京市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
11 八幡市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
12 京丹辺市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
13 京丹後市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
14 南丹市	18歳年度末	18歳年度末		○		○
15 木津川市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
16 大山崎町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
17 久御山町	15歳年度末	12歳年度末		○		○
18 井手町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19 宇治田原町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20 笠置町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21 和東町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
22 精華町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
23 南山城村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
24 京丹波町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
25 伊根町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
26 与謝野町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
大阪府						
1 大阪市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
2 堺市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
3 岸和田市	15歳年度末	7歳年度末		○		○
4 豊中市	12歳年度末	就学前	○			○
5 池田市	15歳年度末	9歳年度末		○		○
6 吹田市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
7 泉大津市	12歳年度末	8歳年度末		○		○
8 高槻市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
9 貝塚市	15歳年度末	就学前		○		○
10 守口市	15歳年度末	就学前	○			○
11 枚方市	12歳年度末	就学前		○		○
12 茨木市	12歳年度末	12歳年度末	○			○
13 八尾市	15歳年度末	就学前	○			○
14 泉佐野市	15歳年度末	就学前		○		○
15 富田林市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
16 寝屋川市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
17 河内長野市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
18 松原市	12歳年度末	就学前		○		○
19 大東市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20 和泉市	15歳年度末	9歳年度末		○		○
21 箕面市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
22 柏原市	15歳年度末	就学前		○		○
23 羽曳野市	12歳年度末	就学前		○		○
24 門真市	12歳年度末	9歳年度末		○		○
25 摂津市	15歳年度末	就学前		○		○
26 高石市	12歳年度末	就学前		○		○
27 藤井寺市	15歳年度末	就学前		○		○
28 東大阪市	15歳年度末	就学前		○		○
29 泉南市	15歳年度末	就学前		○		○
30 四條畷市	9歳年度末	9歳年度末		○		○
31 交野市	12歳年度末	就学前		○		○
32 大阪狭山市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
33 阪南市	15歳年度末	就学前		○		○
34 島本町	12歳年度末	就学前		○		○
35 豊能町	15歳年度末	就学前	○			○
36 能勢町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
37 忠岡町	12歳年度末	就学前		○		○
38 熊取町	15歳年度末	就学前		○		○
39 田尻町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
40 岬町	15歳年度末	就学前		○		○
41 太子町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
42 河内町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
43 千早赤阪村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
兵庫県						

市区町村名		対象年齢		所得制限		一部負担	
		入院	通院	有	無	有	無
1	神戸市	15歳年度末	15歳年度末	○			
2	姫路市	15歳年度末	15歳年度末	○			
3	尼崎市	15歳年度末	15歳年度末	○			
4	明石市	15歳年度末	15歳年度末		○		
5	西宮市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
6	洲本市	18歳年度末	15歳年度末	○			○
7	芦屋市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
8	伊丹市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
9	相生市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
10	豊岡市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
11	加古川市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
12	たつの市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13	赤穂市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
14	西脇市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
15	宝塚市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
16	三木市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
17	高砂市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
18	川西市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
19	小野市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20	三田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21	加西市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
22	篠山市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
23	養父市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
24	丹波市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
25	南あわじ市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
26	朝来市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
27	淡路市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
28	宍粟市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
29	加東市	15歳年度末	15歳年度末	○			○
30	猪名川町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
31	多可町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
32	稲美町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
33	播磨町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
34	神河町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
35	市川町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
36	福崎町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
37	太子町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
38	上郡町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
39	佐用町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
40	香美町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
41	新温泉町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
奈良県							
1	奈良市	15歳年度末	12歳年度末			○	○
2	大和高田市	15歳年度末	就学前			○	○
3	大和郡山市	15歳年度末	就学前			○	○
4	天理市	15歳年度末	就学前			○	○
5	橿原市	15歳年度末	就学前			○	○
6	桜井市	15歳年度末	就学前			○	○
7	五條市	15歳年度末	12歳年度末			○	○
8	御所市	15歳年度末	就学前			○	○
9	生駒市	15歳年度末	就学前			○	○
10	香芝市	15歳年度末	就学前			○	○
11	葛城市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
12	宇陀市	15歳年度末	就学前			○	○
13	山添村	18歳年度末	18歳年度末			○	○
14	平群町	16歳年度末	16歳年度末			○	○
15	三郷町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
16	斑鳩町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
17	安堵町	15歳年度末	就学前			○	○
18	川西町	15歳年度末	就学前			○	○
19	三宅町	15歳年度末	就学前			○	○
20	田原本町	15歳年度末	就学前			○	○
21	曾根村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
22	御杖村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
23	高取町	15歳年度末	就学前			○	○
24	明日香村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
25	上牧町	15歳年度末	12歳年度末			○	○
26	王寺町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
27	広陵町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
28	河合町	15歳年度末	就学前	○			○
29	吉野町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
30	大淀町	15歳年度末	就学前			○	○
31	下市町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
32	黒滝村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
33	天川村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
34	野迫川村	15歳年度末	15歳年度末			○	○

市区町村名	対象年齢		所得制限	一部負担
	入院	通院		
35 上津川村	15歳年度末	15歳年度末	有	有
36 下北山村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
37 上北山村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
38 川上村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
39 東吉野村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
和歌山県				
1 和歌山市	12歳年度末	就学前	○	○
2 海南市	15歳年度末	就学前		○
3 橋本市	12歳年度末	12歳年度末	○	○
4 有田市	12歳年度末	就学前	○	○
5 佃坊市	12歳年度末	12歳年度末	○	○
6 田辺市	12歳年度末	就学前		○
7 新宮市	15歳年度末	就学前	○	○
8 紀の川市	15歳年度末	12歳年度末		○
9 岩出市	12歳年度末	就学前		○
10 紀美野町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
11 かつらぎ町	12歳年度末	12歳年度末	○	○
12 九度山町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
13 高野町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
14 湯浅町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
15 広川町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
16 有田川町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
17 美浜町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
18 日高町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
19 由良町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
20 日高川町	18歳年度末	16歳年度末	○	○
21 みなべ町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
22 印南町	18歳年度末	18歳年度末	○	○
23 白浜町	12歳年度末	12歳年度末	○	○
24 上富田町	就学前	就学前	○	○
25 すさみ町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
26 串本町	15歳年度末	就学前		○
27 那智勝浦町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
28 太地町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
29 古座川町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
30 北山村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
鳥取県				
1 鳥取市	15歳年度末	15歳年度末	○	○
2 米子市	15歳年度末	15歳年度末	○	○
3 倉吉市	15歳年度末	15歳年度末	○	○
4 境港市	15歳年度末	15歳年度末	○	○
5 岩美町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
6 八頭町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
7 若桜町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
8 智頭町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
9 湯梨浜町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
10 三朝町	18歳年度末	18歳年度末	○	○
11 北栄町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
12 琴浦町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
13 南部町	18歳年度末	18歳年度末	○	○
14 伯耆町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
15 日吉津村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
16 大山町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
17 日南町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
18 日野町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
19 江府町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
島根県				
1 松江市	12歳年度末	12歳年度末	○	○
2 浜田市	12歳年度末	12歳年度末	○	○
3 出雲市	就学前	就学前	○	○
4 益田市	就学前	就学前	○	○
5 大田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○
6 安来市	12歳年度末	9歳年度末	○	○
7 江津市	就学前	就学前	○	○
8 雲南市	12歳年度末	12歳年度末	○	○
9 奥出雲町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
10 船南町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
11 川本町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
12 美郷町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
13 邑南町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
14 津和野町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
15 吉賀町	18歳年度末	18歳年度末	○	○
16 海士町	就学前	就学前	○	○
17 西ノ島町	15歳年度末	15歳年度末	○	○
18 知夫村	15歳年度末	15歳年度末	○	○
19 隠岐の島町	就学前	就学前	○	○

市区町村名	対象年齢			所得制限		一部負担	
	入院	通院	院	有	無	有	無
岡山県							
1 岡山市	15歳年度末	就学前	就学前		○		○
2 倉敷市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
3 津山市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
4 玉野市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
5 笠岡市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
6 井原市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
7 総社市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
8 高梁市	18歳年度末	18歳年度末	18歳年度末		○		○
9 新見市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
10 瀬戸内市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
11 瀬戸内市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
12 赤磐市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13 真庭市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
14 美作市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
15 浅口市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
16 和気町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
17 早島町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
18 里庄町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19 矢掛町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20 新庄村	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21 鏡野町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
22 勝央町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
23 奈義町	18歳年度末	18歳年度末	18歳年度末		○		○
24 西粟倉村	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
25 久米南町	18歳年度末	18歳年度末	18歳年度末		○		○
26 美咲町	18歳年度末	18歳年度末	18歳年度末		○		○
27 吉備中央町	18歳年度末	18歳年度末	18歳年度末		○		○
広島県							
1 広島市	就学前	就学前	就学前	○		○	
2 呉市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
3 竹原市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
4 三原市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
5 尾道市	12歳年度末	12歳年度末	9歳年度末		○		○
6 福山市	12歳年度末	12歳年度末	就学前		○		○
7 府中市	12歳年度末	12歳年度末	就学前		○		○
8 三次市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
9 庄原市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
10 大竹市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
11 東広島市	12歳年度末	12歳年度末	就学前		○		○
12 廿日市市	就学前	就学前	就学前		○		○
13 安芸高田市	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
14 江田島市	9歳年度末	9歳年度末	9歳年度末		○		○
15 府中町	12歳年度末	12歳年度末	就学前		○		○
16 海田町	15歳年度末	15歳年度末	就学前		○		○
17 熊野町	15歳年度末	15歳年度末	就学前		○		○
18 坂町	12歳年度末	12歳年度末	就学前		○		○
19 安芸太田町	18歳年度末	18歳年度末	18歳年度末		○		○
20 北広島町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21 大崎上島町	就学前	就学前	就学前		○		○
22 世羅町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
23 神石高原町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
山口県							
1 下関市	就学前	就学前	就学前	○			○
2 宇部市	9歳年度末	9歳年度末	9歳年度末		○		○
3 山口市	就学前	就学前	就学前		○		○
4 萩市	就学前	就学前	就学前		○		○
5 防府市	就学前	就学前	就学前		○		○
6 下松市	就学前	就学前	就学前		○		○
7 岩国市	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
8 光市	18歳年度末	18歳年度末	就学前		○		○
9 長門市	就学前	就学前	就学前		○		○
10 柳井市	就学前	就学前	就学前		○		○
11 美祿市	就学前	就学前	就学前		○		○
12 周南市	就学前	就学前	就学前		○		○
13 山陽小野田市	就学前	就学前	就学前		○		○
14 周防大島町	12歳年度末	12歳年度末	12歳年度末		○		○
15 和木町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
16 上関町	15歳年度末	15歳年度末	15歳年度末		○		○
17 田布施町	就学前	就学前	就学前		○		○
18 平生町	就学前	就学前	就学前		○		○
19 阿武町	就学前	就学前	就学前		○		○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
徳島県						
1 徳島市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
2 鳴門市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
3 小松島市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
4 阿南市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
5 吉野川市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
6 阿波市	12歳年度末	15歳年度末		○	○	
7 美馬市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
8 三好市	15歳年度末	15歳年度末	○			
9 勝浦町	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
10 上勝町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
11 佐那河内村	18歳年度末	18歳年度末		○	○	
12 石井町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
13 神山町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
14 那賀町	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
15 牟岐町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
16 美波町	15歳年度末	15歳年度末	○			
17 海陽町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
18 松茂町	12歳年度末	12歳年度末	○			
19 北島町	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
20 藍住町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
21 板野町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
22 上板町	15歳年度末	15歳年度末	○			
23 つるぎ町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
24 東みよし町	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
香川県						
1 高松市	15歳年度末	就学前		○	○	
2 丸亀市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
3 坂出市	15歳年度末	就学前		○	○	
4 善通寺市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
5 観音寺市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
6 さぬき市	15歳年度末	就学前		○	○	
7 東かがわ市	15歳年度末	就学前		○	○	
8 三豊市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
9 土庄町	15歳年度末	就学前		○	○	
10 小豆島町	15歳年度末	就学前		○	○	
11 三木町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
12 直島町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
13 宇多津町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
14 綾川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
15 琴平町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
16 多度津町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
17 まんのう町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
愛媛県						
1 松山市	9歳年度末	就学前		○	○	
2 今治市	15歳年度末	就学前		○	○	
3 宇和島市	15歳年度末	就学前		○	○	
4 八幡浜市	15歳年度末	就学前		○	○	
5 新居浜市	15歳年度末	就学前 ※		○	○	
6 西条市	15歳年度末	就学前		○	○	
7 大洲市	15歳年度末	就学前		○	○	
8 伊予市	15歳年度末	就学前		○	○	
9 四国中央市	15歳年度末	就学前		○	○	
10 西予市	15歳年度末	就学前		○	○	
11 東温市	15歳年度末	就学前		○	○	
12 上島町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
13 久万高原町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
14 松前町	15歳年度末	7歳未満		○	○	
15 砥部町	12歳年度末	就学前		○	○	
16 内子町	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
17 伊方町	15歳年度末	就学前		○	○	
18 松野町	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
19 鬼北町	15歳年度末	就学前		○	○	
20 愛南町	15歳年度末	就学前		○	○	
※歯科への通院は12歳年度末まで						
高知県						
1 高知市	就学前	就学前	○		○	
2 安芸市	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
3 安芸市	15歳年度末	15歳年度末	○		○	
4 香美市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
5 香南市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
6 南国市	12歳年度末	12歳年度末		○	○	
7 土佐市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
8 須崎市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
9 宿毛市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	
10 土佐清水市	15歳年度末	15歳年度末		○	○	

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
	12歳年度末 15歳年度末	12歳年度末 15歳年度末				
11	四万十市	12歳年度末	12歳年度末			
12	東洋町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○
13	奈半利町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
14	田野町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
15	安田町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
16	北川村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
17	馬路村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
18	芸西村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
19	本山町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
20	大豊町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
21	土佐町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
22	大川村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
23	いの町	就学前	就学前		○	○
24	仁淀川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
25	中土佐町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
26	佐川町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
27	越知町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
28	梶原町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
29	日高村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
30	津野町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
31	四万十町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
32	黒潮町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
33	大月町	15歳年度末	15歳年度末		○	○
34	三原村	15歳年度末	15歳年度末		○	○
福岡県						
1	北九州市	15歳年度末	就学前	○		
2	福岡市	12歳年度末	就学前		○	○
3	大牟田市	15歳年度末	就学前		○	○
4	久留米市	12歳年度末	9歳年度末		○	○
5	直方市	9歳年度末	9歳年度末		○	○
6	飯塚市	12歳年度末	9歳年度末		○	○
7	田川市	15歳年度末	12歳年度末		○	○
8	柳川市	9歳年度末	就学前		○	○
9	八女市	15歳年度末	就学前		○	○
10	筑後市	12歳年度末	就学前		○	○
11	大川市	15歳年度末	就学前		○	○
12	行橋市	15歳年度末	15歳年度末		○	○
13	豊前市	15歳年度末	就学前		○	○
14	中郡市	15歳年度末	9歳年度末		○	○
15	小郡市	12歳年度末	就学前		○	○
16	筑紫野市	9歳年度末	就学前		○	○
17	春日市	9歳年度末	就学前		○	○
18	大野城市	9歳年度末	就学前		○	○
19	宗像市	12歳年度末	12歳年度末		○	○
20	太宰府市	9歳年度末	就学前		○	○
21	糸島市	就学前	就学前		○	○
22	古賀市	18歳年度末	就学前		○	○
23	福津市	15歳年度末	12歳年度末		○	○
24	うきは市	就学前	就学前		○	○
25	宮若市	就学前	就学前		○	○
26	嘉麻市	12歳年度末	9歳年度末		○	○
27	朝倉市	12歳年度末	就学前		○	○
28	みやま市	9歳年度末	9歳年度末		○	○
29	那珂川町	9歳年度末	就学前		○	○
30	宇美町	12歳年度末	就学前		○	○
31	篠栗町	12歳年度末	就学前		○	○
32	志免町	12歳年度末	就学前		○	○
33	須恵町	12歳年度末	就学前		○	○
34	新宮町	就学前	就学前		○	○
35	久山町	12歳年度末	就学前		○	○
36	粕屋町	12歳年度末	就学前		○	○
37	芦屋町	15歳年度末	9歳年度末		○	○
38	水巻町	15歳年度末	9歳年度末		○	○
39	岡垣町	15歳年度末	12歳年度末		○	○
40	速賀町	15歳年度末	9歳年度末		○	○
41	小竹町	就学前	就学前		○	○
42	鞍手町	就学前	就学前		○	○
43	桂川町	12歳年度末	9歳年度末		○	○
46	筑前町	就学前	就学前		○	○
47	栗峰村	就学前	就学前		○	○
48	大刀洗町	就学前	就学前		○	○
51	大木町	12歳年度末	就学前		○	○
54	広川町	15歳年度末	就学前		○	○
55	香春町	就学前	就学前		○	○
56	添田町	就学前	就学前		○	○
57	糸田町	就学前	就学前		○	○

市区町村名	対象年齢			所得制限		一部負担	
	入院	通院		有	無	有	無
58	川崎町	就学前	就学前		○		○
59	大任町	就学前	就学前		○		○
60	赤村	就学前	就学前	○			
61	福智町	9歳年度末	9歳年度末		○		○
62	菊田町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
63	乃木三町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
64	吉富町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
65	上毛町	15歳年度末	就学前		○		○
66	築上町	15歳年度末	15歳年度末	○			○
佐賀県							
1	佐賀市	15歳年度末	就学前		○		○
2	唐津市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
3	鳥栖市	15歳年度末	12歳年度末		○		○
4	多久市	18歳年度末	18歳年度末		○		○
5	伊万里市	15歳年度末	就学前		○		○
6	武雄市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
7	鹿島市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
8	小城市	15歳年度末	就学前		○		○
9	嬉野市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
10	神埼市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
11	吉野ヶ里町	15歳年度末	12歳年度末		○		○
12	基山町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13	上峰町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
14	みやき町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
15	玄海町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
16	有田町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
17	大町町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
18	江北町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19	白石町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
20	太良町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
長崎県							
1	長崎市	就学前	就学前		○		○
2	佐世保市	就学前	就学前		○		○
3	島原市	就学前	就学前		○		○
4	諫早市	就学前	就学前		○		○
5	大村市	就学前	就学前		○		○
6	平戸市	就学前	就学前		○		○
7	松浦市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
8	対馬市	就学前	就学前		○		○
9	壱岐市	就学前	就学前		○		○
10	五島市	就学前	就学前		○		○
11	西海市	就学前	就学前		○		○
12	雲仙市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13	南島原市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
14	長与町	就学前	就学前		○		○
15	時津町	就学前	就学前		○		○
16	東彼杵町	就学前	就学前		○		○
17	川棚町	就学前	就学前		○		○
18	波佐見町	就学前	就学前		○		○
19	小値賀町	就学前	就学前		○		○
20	佐々町	就学前	就学前		○		○
21	新上五島町	就学前	就学前		○		○



市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
熊本県						
1 熊本市	9歳年度末	9歳年度末		○	○	
2 八代市	9歳年度末	9歳年度末		○		○
3 人吉市	就学前	就学前		○		○
4 荒尾市	就学前	就学前		○		○
5 水俣市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
6 玉名市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
7 山鹿市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
8 菊池市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
9 宇土市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
10 上天草市	9歳年度末	10歳年度末		○		○
11 宇城市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
12 阿蘇市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
13 天草市	9歳年度末	9歳年度末		○		○
14 合志市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
15 美里町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
16 玉東町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
17 和水町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
18 南関町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19 辰洲町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
20 大津町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21 菊陽町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
22 南小国町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
23 小国町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
24 産山村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
25 高森町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
26 西原村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
27 南阿蘇村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
28 御船町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
29 嘉島町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
30 益城町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
31 甲佐町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
32 山都町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
33 氷川町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
34 芦北町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
35 津奈木町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
36 錦町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
37 多良木町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
38 湯前町	12歳年度末	12歳年度末		○		○
39 水上村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
40 相良村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
41 五木村	18歳年度末	18歳年度末		○		○
42 山江村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
43 球磨村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
44 あさぎり町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
45 峯北町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
大分県						
201 大分市	15歳年度末	就学前		○		○
202 別府市	15歳年度末	就学前		○		○
203 中津市	15歳年度末	就学前		○		○
204 日田市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
205 佐伯市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
206 臼杵市	15歳年度末	就学前		○		○
207 津久見市	15歳年度末	就学前		○		○
208 竹田市	15歳年度末	就学前		○		○
209 豊後高田市	15歳年度末	就学前		○		○
210 杵築市	15歳年度末	就学前		○		○
211 宇佐市	15歳年度末	就学前		○		○
212 豊後大野市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
213 由布市	15歳年度末	15歳年度末		○		○
214 国東市	15歳年度末	就学前		○		○
322 姫島村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
341 日出町	15歳年度末	就学前		○		○
461 九重町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
462 玖珠町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
宮崎県						
1 宮崎市	就学前	就学前		○		○
2 都城市	就学前	就学前		○		○
3 延岡市	就学前	就学前		○		○
4 日南市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
5 小林市	12歳年度末	就学前		○		○
6 日向市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
7 串間市	15歳年度末	就学前		○		○
8 西都市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
9 えびの市	12歳年度末	12歳年度末		○		○
10 三股町	就学前	就学前		○		○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
11 高原町	15歳年度末	就学前				
12 国富町	15歳年度末	就学前		○	○	
13 綾町	15歳年度末	就学前				○
14 高鍋町	就学前	就学前				○
15 新富町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
16 西米良村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
17 木城町	15歳年度末	15歳年度末			○	
18 川南町	就学前	就学前				○
19 都農町	就学前	就学前				○
20 門川町	就学前	就学前				○
21 美郷町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
22 諸塚村	就学前	就学前	○			○
23 椎葉村	15歳年度末	15歳年度末				○
24 高千穂町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
25 日之影町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
26 五ヶ瀬町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
鹿児島県						
1 鹿児島市	12歳年度末	12歳年度末			○	
2 鹿屋市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
3 枕崎市	10歳未満	10歳未満			○	○
4 阿久根市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
5 出水市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
6 指宿市	9歳年度末	9歳年度末			○	○
7 西之表市	就学前	就学前			○	○
8 垂水市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
9 薩摩川内市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
10 日置市	就学前	就学前			○	○
11 曾於市	18歳年度末	18歳年度末			○	○
12 霧島市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
13 いちき串木野市	就学前	就学前			○	○
14 南さつま市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
15 志布志市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
16 奄美市	就学前	就学前			○	○
17 南九州市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
18 伊佐市	就学前	就学前			○	○
19 始良市	12歳年度末	12歳年度末			○	○
20 三島村	12歳年度末	12歳年度末			○	○
21 十島村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
22 さつま町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
23 長島町	就学前	就学前			○	○
24 湧水町	就学前	就学前			○	○
25 大崎町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
26 東串良町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
27 錦江町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
28 南大隅町	18歳年度末	18歳年度末			○	○
29 肝付町	就学前	就学前			○	○
30 中種子町	12歳年度末	12歳年度末			○	○
31 南種子町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
32 屋久島町	就学前	就学前			○	○
33 大和村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
34 宇檢村	就学前	就学前	○			○
35 瀬戸内町	就学前	就学前	○			○
36 龍郷町	就学前	就学前			○	○
37 喜界町	12歳年度末	12歳年度末			○	○
38 徳之島町	就学前	就学前			○	○
39 天城町	就学前	就学前			○	○
40 伊仙町	就学前	就学前			○	○
41 和泊町	就学前	就学前			○	○
42 知名町	15歳年度末	15歳年度末			○	○
43 与論町	就学前	就学前	○			○
沖縄県						
1 那覇市	15歳年度末	4歳未満			○	○
2 うるま市	15歳年度末	4歳未満			○	○
3 沖縄市	15歳年度末	5歳未満			○	○
4 宜野湾市	15歳年度末	就学前			○	○
5 宮古島市	15歳年度末	就学前			○	○
6 石垣市	15歳年度末	4歳未満			○	○
7 浦添市	15歳年度末	4歳未満			○	○
8 名護市	15歳年度末	15歳年度末			○	○
9 糸満市	15歳年度末	就学前			○	○
10 国頭村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
11 大宜味村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
12 東村	15歳年度末	15歳年度末			○	○
13 今帰仁村	15歳年度末	就学前			○	○
14 本部町	15歳年度末	4歳未満			○	○
15 恩納村	15歳年度末	4歳未満			○	○

市区町村名	対象年齢		所得制限		一部負担	
	入院	通院	有	無	有	無
16 直野産村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
17 金武町	18歳年度末	18歳年度末		○		○
18 伊江村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
19 詠谷村	15歳年度末	就学前		○		○
20 嘉手納町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
21 北谷町	15歳年度末	就学前		○		○
22 北中城村	15歳年度末	就学前		○		○
23 中城村	15歳年度末	就学前		○		○
24 西原町	15歳年度末	4歳未満		○		○
25 豊見城市	15歳年度末	4歳未満		○		○
26 八重瀬町	15歳年度末	4歳未満		○		○
27 南城市	15歳年度末	就学前		○		○
28 与那原町	18歳年度末	4歳未満		○		○
29 南風原町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
30 久米島町	15歳年度末	4歳未満		○		○
31 渡嘉敷村	15歳年度末	4歳未満		○		○
32 座間味村	15歳年度末	4歳未満		○		○
33 粟国村	15歳年度末	就学前		○		○
34 渡名喜村	18歳年度末	18歳年度末	○			○
35 南大東村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
36 北大東村	15歳年度末	就学前	○			○
37 伊平島村	15歳年度末	4歳未満		○		○
38 伊是名村	15歳年度末	15歳年度末		○		○
39 多良間村	15歳年度末	4歳未満		○		○
40 竹富町	15歳年度末	15歳年度末		○		○
41 与那国町	15歳年度末	15歳年度末		○		○

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ  
(平成26年4月1日現在)

平成27年9月2日

子どもの医療制度の在り方等に関する検討に当たっての意見  
(自己負担の在り方について)

法政大学教授 小黒一正

- 医療保険制度における自己負担について、自治体の判断により負担割合を引き下げるとしても、一律の引下げではなく、低所得者や資産を有しない者など、真に支援が必要な者に限って負担割合を引き下げることが適当と考える。

このため、28年1月から順次利用が開始されるマイナンバーを活用し、自治体において、真に支援が必要な者を把握する仕組みについて検討していくことが必要ではないか。

- 自己負担の在り方を検討するに当たっては、様々なエビデンスに基づき議論を進めていくことが必要。

例えば、自己負担の減免が、頻回受診や多剤・重複投薬のインセンティブ、あるいはジェネリック使用に対するディスインセンティブをもたらすなど、貴重な医療資源の無駄遣いを招いている可能性があるのではないかと考えられる。

今後の検討に当たっては、こうした点などについて、より詳細なデータ（例：年齢階層別の頻回受診や重複投薬、ジェネリック使用割合等の状況）を提示していただくことが必要ではないか。

- 国保の国庫負担の調整措置については、地方単独事業による自己負担の減免に伴い増加する医療費分について、広く国民全体で賄うのではなく、その自治体の負担で賄うという考え方は適切なものとする。

一方、この国庫負担の調整規模は、給付率と医療費の関係式（長瀬式）を踏まえて設定されているが、今般の検討に当たっての前提として、この長瀬式の妥当性について検証することが必要ではないか。

# 国への緊急要請（抜粋）

全 国 知 事 会  
平 成 2 7 年 7 月

## 6 少子化対策の抜本強化

少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた施策をその実情に合わせて行ってきたところであるが、さらに幼児から大学までの教育政策、年金などの社会保障制度、住宅政策から税制に至るまで、国は、国家的課題として、少子化対策の観点から抜本的な転換を図るべきである。

なお、理想の子どもの数と予定する子どもの数にかい離がある理由として、「子育てや教育にはお金がかかりすぎる」「これ以上育児の負担に耐えられない」ことなどがあり、そのため、思い切った子育て家庭の負担軽減など、国は以下の大胆な人口減少対策を実行していただきたい。

### 1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子どもの数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。

また、第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の保育料無償化を行うなど多子世帯に対する思い切った経済的な負担軽減を図るべきである。

なお、少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、新たな税制の仕組みについて幅広く検討すべきである。

### 2 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施に必要な1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じるべきである。また、新制度の質の向上に向け、教育・保育施設の関係者や地方自治体の意見、今後の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、継続して改善方策等の検討を行うべきである。

### 3 地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用

地域少子化対策強化交付金については、新たな少子化対策の取組を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも当初予算化による恒久化を行い、さらには成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう弾力的な運用を行うことが必要である。

### 4 不妊治療等に対する支援の充実

その他、子育て家庭等の負担軽減のため、以下の支援を行うべきである。

- ・ 一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入
- ・ 日本版ネウボラ(※)の全市町村展開に向けた財政措置の充実と運営支援  
※妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する総合的なサービス

### 5 子どもの貧困対策の抜本強化（再掲）

子どもたちの6人に1人が、生活の困窮のみならず、生まれ育った家庭の事情等による貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされかねないという大変厳しい状況におかれている。

ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図るべきである。また、必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すべきである。

### 6 困難を抱える女性への支援

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が、出産・育児を理由に退職している。また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な労働環境などが背景にあると考えられる。そのため、以下のとおり女性の活躍に関する政策の強化を図るべきである。

- ・ 妊娠・出産や育児休業取得などを理由とする不利益取り扱いの禁止徹底、育児休暇後のキャリアアップ支援、子育て中の女性の再就職支援など、仕事と家庭の両立支援対策の推進
- ・ 企業に対するひとり親の雇用促進、ひとり親の正規雇用化の推進と自立支援、貧困世帯に対する子どもの学習支援、養育支援の拡充など、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備

## 子どもの医療費助成に係る全国知事会の要望事項等

### 国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）（抜粋）

平成27年2月 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）

#### 4. 今後、更に検討を進めるべき事項

高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする

### 平成28年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（抜粋）

平成27年7月

#### ○社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

重度心身障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

### 次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化（抜粋）

平成27年7月 次世代育成支援対策プロジェクトチーム

#### ○子どもの医療費助成制度の創設

国の責任において全ての子どもの医療保険に伴う負担を軽減する支援制度の創設

特に、国民健康保険制度に係る子どもの医療費軽減に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止及び子どもの保険料負担の軽減

### 国への緊急要請（抜粋）

平成27年7月

#### ○少子化対策の抜本強化

##### 1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子ども数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。